

令和3年度 第2回函南町総合教育会議 次第

令和4年3月15日（火）

午後1時10分～

函南町役場2階 大会議室

1 開 会

2 町長あいさつ

3 教育長あいさつ

4 議 事

(1) 小規模特認校制度の導入について

(2) 小中学校給食費の公会計化について

(3) 報告事項について

ア 函南町第六次総合計画（後期基本計画）について（報告）

イ GIGAスクール構想の取り組み状況について（報告）

ウ 第2次男女共同参画計画改訂版について（報告）

エ 町立みのり幼稚園跡地を有効活用した民間保育所建設・運営事業について（報告）

5 そ の 他

6 閉 会

令和3年度 第2回 函南町総合教育会議 出席者名簿

構成員

(敬称略)

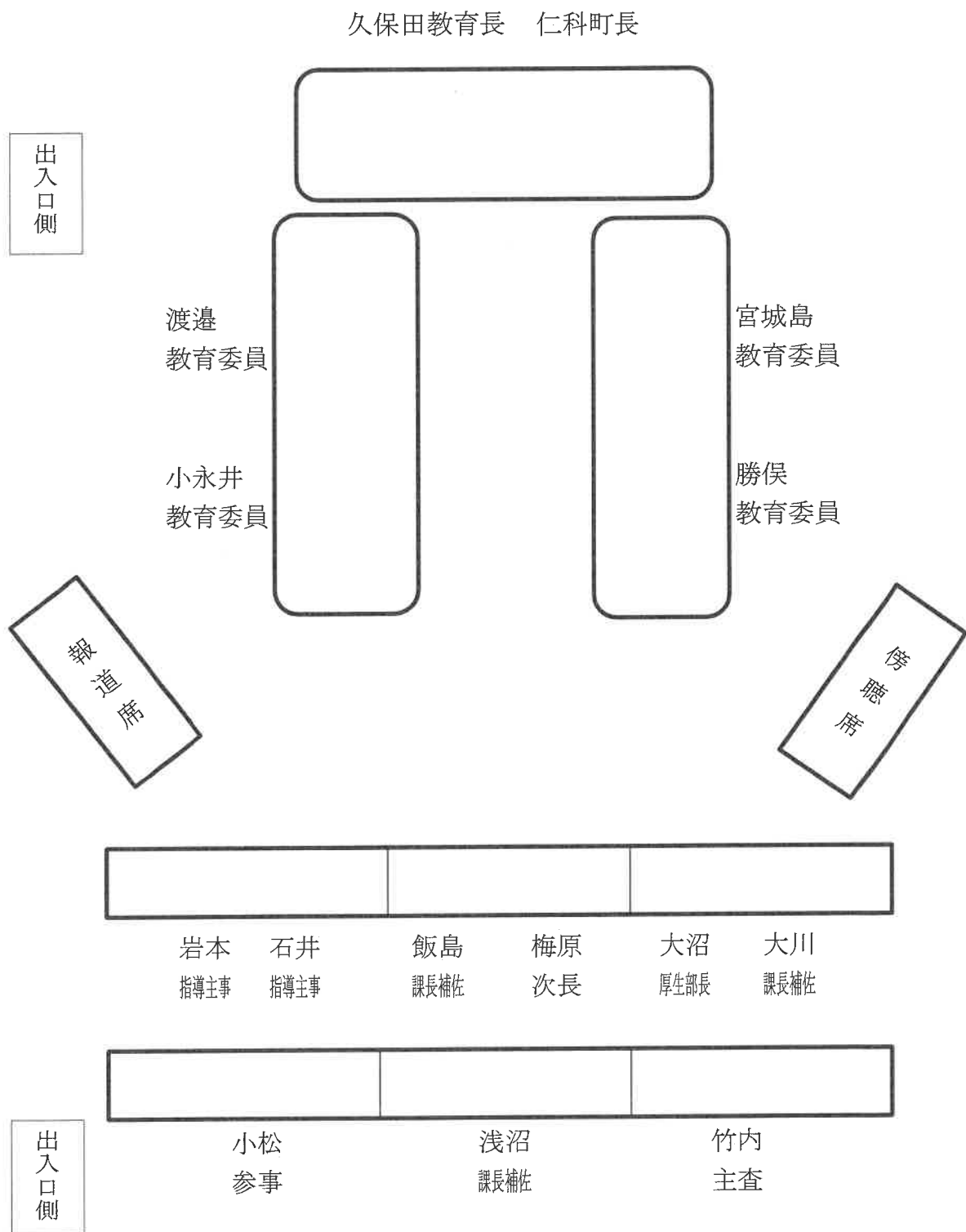
役職名	氏 名	備考
函南町長	仁科 喜世志	
函南町教育長	久保田 浩子	
函南町教育委員	渡邊 博文	
函南町教育委員	小永井 博之	
函南町教育委員	宮城島 美津穂	
函南町教育委員	勝俣 聡子	

事務局職員

	役職名	氏 名
教育委員会	教育次長兼学校教育課長	梅原 宏幸
	学校教育課 参事	小松 孝洋
	学校教育課 指導主事	岩本 浩輔
	学校教育課 指導主事	石井 恒男
	学校教育課 課長補佐	浅沼 聡
	生涯学習課 課長補佐	飯島 美貴
厚生部	厚生部長	大沼 裕幸
	子育て支援課 課長補佐	大川 文和
	子育て支援課 主査	竹内 綾子

令和3年度 第2回 函南町総合教育会議 座席表

会場 函南町役場2階 大会議室



— 令和3年度 第2回 函南町総合教育会議 資料 —

1 議事

- (1) 小規模特認校制度の導入について . . . 資料1
- (2) 小中学校給食費の公会計化について . . . 資料2
- (3) 報告事項について
 - ア 函南町第六次総合計画(後期基本計画)について(報告) . . . 資料3
 - イ G I G Aスクール構想の取り組み状況について(報告) . . . 資料4
 - ウ 第2次男女共同参画計画改訂版について(報告) . . . 資料5
 - エ 町立みのり幼稚園跡地を有効活用した民間保育所建設・運営事業について(報告) . . . 資料6

2 その他

議事

- (1) 小規模特認校制度の導入について

小規模特認校制度の導入について

1 学校選択制とは

市町村教育委員会は、就学校を指定する場合に、就学すべき学校について、あらかじめ保護者の意見を聴取することができる。（学校教育法施行規則第32条第1項）この保護者の意見を踏まえて、市町村教育委員会が就学校を指定する場合を学校選択制という。

【学校選択制のタイプ別分類】

自由選択制	当該市町村内の全ての学校のうち、希望する学校に就学を認めるもの
ブロック選択制	当該市町村内をブロックに分け、そのブロック内の希望する学校に就学を認めるもの
隣接区域選択制	従来の通学区域は残したままで、隣接する区域内の希望する学校に就学を認めるもの
<u>特認校制</u>	従来の通学区域は残したままで、特定の学校について、通学区域に関係なく、当該市町村内のどこからでも就学を認めるもの
特定地域選択制	従来の通学区域は残したままで、特定の地域に居住する者について、学校選択を認めるもの

※上記は、文部科学省が学校選択制を便宜的に分類したものである。（文部科学省ホームページよくわかる用語解説より）

2 小規模特認校制とは

自然豊かな環境に恵まれた小規模校を中心に、特色ある教育を展開して、学区外からでも入学を許可することができる学校のことを小規模特認校※と呼んでいる。これは、文部科学省が平成9年の教育改革プログラムの中で、児童数が減少し存続が危ぶまれる小学校において、小規模校の良さを活かした「特色ある学校運営」を進める場合に限り、自治体全域から児童を集めることが認められる「小規模特認校制度」を制定したことから始まった制度で、学校選択制のうち特認校制の中の一つである。

小規模特認校は、少人数での教育の良さを活かしたきめ細やかな指導や特色ある教育を行うことができるが、その導入にあたって学校や教育委員会は、保護者や学校周辺の地域住民から理解を得ることや、町及び関係機関等との連携した対応が必要となる。なお、小規模特認校として認める場合は、教育委員会が「函南町立小学校並びに中学校の児童及び生徒の通学する学校を指定する規則」について所要の改正を行い、学校を指定する必要がある。

※「小規模」校が特認校制を導入したときに「小規模特認校」と呼んでいるが、特認校制同様に法律で定められたものではなく、便宜上制度の通称として使われている用語である。

3 丹那小学校・桑村小学校の児童数の推移「学校別児童生徒数調べ（未就学児童）」

(1) 令和3年度以降の丹那小学校児童数の推移

令和4年3月3日現在

	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	令和8年	令和9年
1年	10	7	9	4	6	4	6
2年	6	10	7	9	4	6	4
3年	12	6	10	7	9	4	6
4年	11	12	6	10	7	9	4
5年	14	11	12	6	10	7	9
6年	8	14	11	12	6	10	7
合計	61	60	55	48	42	40	36

(人)

☐ 義務標準法に示された複式学級の基準 隣り合う2個学年で児童数が16人以下に該当
 1年生を含む場合は、8人以下
 ただし、静岡県では16人ないし15人の場合は、複式解消に向けた加配措置があった。
 そのため、複式学級が始まるのは、令和7年度からだと想定しています。

(2) 令和3年度以降の桑村小学校児童数の推移

令和4年3月3日現在

	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	令和8年	令和9年
1年	11	16	10	12	10	10	11
2年	10	11	16	10	12	10	10
3年	11	10	11	16	10	12	10
4年	11	11	10	11	16	10	12
5年	21	11	11	10	11	16	10
6年	22	21	11	11	10	11	16
合計	86	80	69	70	69	69	69

(人)

※ 桑村小学校は、令和4年3月時点で令和9年度まで複式学級になることは想定していない。

4 学校選択制導入に係る学校教育課の取り組みとCSオール丹那会議の協議内容の経過

年度	教育委員会学校教育課	CSオール丹那会議(丹那小学校)
H29	「函南町学校運営協議会設置要綱」により、丹那小学校と桑村小学校に学校運営協議会を設置	
H30	丹那小学校、桑村小学校の存続について (小規模校の統廃合問題) 丹那小学校、桑村小学校は存続を図り、小規模校の良さを活かした教育活動を推進する	・「オール丹那で地域総がかりの教育を進める」 四大ミッション「玄岳遠足」「オール丹那運動会」「オール丹那自給・自足DAY」「6年生を送る会」
H31	・丹那小学校、桑村小学校の存続について (小規模校の統廃合問題) ・丹那小学校、桑村小学校は存続を図り、小規模校の良さを活かした教育活動を推進する (1)町立幼稚園に通う園児の保護者を対象に「学校選択制度」のアンケート調査を実施、結果を総合教育会議で報告	・児童数の減少により、いずれ複式学級が避けられないとの認識から、「丹那小学校も学校選択制(小規模特認校制)」の適用が話題に上がり、方向性が決まる。 ・意見のとりまとめ役を「CSオール丹那会議」が担っていくことを確認 ・4月の町区長会終了後にCS会長と学校長が、学区の区長にCSオール丹那会議について説明。 ・「CSオール丹那会議通信」を発行して、学区住民に広報
R2	R2 第2回CSオール丹那会議に学校教育課参事がオブザーバーとして参加 ・今後の児童の見通しの説明 ・小規模特認校制度の適用(指定)への手順を説明 ・特色ある教育活動と地域総がかりの教育活動推進の重要性を指摘	・学校の存続と児童数の減少のもとに、「これからの社会を生きる上で、コミュニケーション能力は一層大切になる。これまで取り組んできた丹那小学校の良さを継承しながら子供たちの教育環境をより良いものにしていく」という考えのもと、小規模特認校について意見を交わす。 ・「町づくりブロック懇談会」でもその趣旨が伝えられる
R3	(1)6月7日第1回CSオール丹那会議 山邊前教育長出席 ①小規模校という状況下で、児童にとって、学び合いができるよりよい教育環境の整備と地域とともにある魅力ある学校づくりを目指す先に小規模特認校制度の活用がある説明 ②CSディレクター(石井)が、函南町の基本的な考え方、児童数の推移、小規模校のメリットとデメリット、小規模特認校制度及び三島市立坂小学校を参考事例として説明 (2)7月7日「未来の丹那小に向け語り合う会(7月31日開催予定)」の内容について、丹那小と打合せ (コロナ感染症予防対策のため、延期) (3)9月2日「学校の魅力を高める取り組み案」の進捗状況について丹那小と打合せ (4)10月8日 第2回CSオール丹那会議にCSディレクター出席 ①前期学校評価 ②未来の丹那小についての協議 ・学校が「丹那小の魅力を高める取組「Tanna Dream School Project」とスケジュール案を説明 ・CSや学校運営協議会の活動内容を広報する重要性が話される。 (5)11月13日「町づくりブロック懇談会」 (6)教育委員会事務局が小規模特認校制を市立坂小学校で導入している三島市教育委員会に導入に向けた手続き等について聞き取り調査を実施 (7)12月20日丹那小学校との協議 ・進捗状況の確認と小規模特認校制度の適用について (8)区長会説明資料の助言 (9)3月1日丹那小から「丹那小学校への小規模特認校制度の適用についての意見書」を受領、3月定例教育委員会へ上程	(1)PTA総会にて会長から「丹那小の今後についてスタートの1年にしたいとの発言を受け、校内に「Tanna Dream School Project」の立ち上げる。 (2)6月17日 第1回CSオール丹那会議に学校職員とPTA四役参加 (3)7月7日「未来の丹那小に向け語り合う7月31日開催予定」に向け、教育委員会と打合せ(コロナ感染症予防対策のため、延期) (4)7月26日 PTA四役と「未来の丹那小に向けて語り合う会」の段取りを確認 (5)9月2日「学校の魅力を高める取り組み案」の進捗状況について教育委員会と打合せ (6)10月8日 第2回CSオール丹那会議 「Tanna Dream School Project」案を提示 (7)10月21日 三島市立坂小学校小規模特認校説明会 ・CS会長、CS副会長、P会長、推進員、教頭参加 (9)11月12日 PTA保護者を対象に「未来の丹那小学校に向け語り合う会」開催 参加者26人/42人 ①保護者を対象にしたアンケートを実施 小規模特認校と複式学級の違いの理解 ②小規模特認校を希望 23人/24人 (10)11月13日「町づくりブロック懇談会」にて、CSオール丹那会長が区民に向け会議内容を説明 (11)12月20日教育委員会と協議 ・進捗状況と小規模特認校制度の適用について (12)2月15日学区区長への説明と協力依頼 (町区長会中止のため、資料の送付と電話にて説明) (13)2月18日第3回オール丹那会議 ・小規模特認校制の適用(指定)に関する意見書の検討と提出の決定 (13)3月1日CSオール丹那会議から「丹那小学校への小規模特認校制度の適用についての意見書」を教育委員会に提出

実施までの流れと検討事項

	学校教育課	CSオール丹那会議(丹那小学校)
R4	(1)規則等の整備 ・「函南町立小学校並びに中学校の児童及び生徒の通学する学校を指定する規則」の改正	(1)学校の特色を活かした教育活動と周知、協力依頼 ①教科指導の充実 ・少人数ならではの手厚い教科指導 ・3年生以上で教科担任制(理科、音楽科、外国語) ・外国語活動(低学年も授業時数10時間に) ・ICTの積極的な活用 ②豊かな自然環境を活かした体験活動 ・東部農協、地域人材を活用した食農体験 ・オラッチェを活用した酪農体験 ・地域学習(ジオ学習、歴史) ③豊かな交流活動 ・縦割り活動の充実 ・他地域との交流(賀茂地域の海岸小規模校・ジオ) ・地域人材との交流 ④教育活動への地域住民の参画依頼と募集 ⑤学校生活のきまり等の整備 ⑥PTAの活動への受入
	(2)条件やきまりの検討整備(学校支援)	(2)受入れ体制の整備
	・入学許可条件等(審査基準、年度中途の転出入の可否) ・通学方法 ・卒業後の中学校区について ・学童保育の受入	・制度の周知と申込開始 ・学校説明会と学校見学会等の開催
	(3)制度の説明と広報活動の実施	
	小規模特認校制の導入(予定)	
R5	・導入制度の点検と学校支援	・導入制度の点検・確認、教育委員会との連携

5 一般的な小規模校のメリットとデメリット

小規模校のメリット（少人数指導を生かした指導の充実）
①一人一人の学習状況や学習内容の定着状況を的確に把握でき、きめ細やかな指導が行いやすい
②意見や感想を発表できる機会が多くなる
③さまざまな活動において一人一人がリーダーを務める機会が多くなる
④運動場や体育館、特別教室など余裕をもって使える
⑤教材・教具などが一人一人に行き渡る。少ない支出で全員分
⑥異年齢の学習を組みやすい、体験的な学習や校外学習を機動的に行うことができる
⑦地域の協力が得られやすいため、郷土の教育資源を最大限に生かした教育活動が展開しやすい
⑧児童生徒の家庭状況、地域の教育環境などが把握しやすいため、保護者や地域と連携した効果的な指導ができる

デメリット（学校運営上の課題）
①集団の中で自己主張をしたり、他者を尊重する経験が積みにくく、社会性やコミュニケーション能力が身に付きにくい
②男女比の偏りが生じやすい 人間関係や相互の評価が固定しやすい
③体育科の球技や音楽科の合唱・合奏のような集団学習の実施に制約
④協働的な学習で取り上げる課題に制約が生じる
⑤教科等が得意な子供の考えに全体が引っ張られがちとなる
⑥生徒指導上の課題がある子供の問題行動にクラス全体が影響を受けやすい
⑦多様な考えが引き出しにくく、授業展開に制約が生じる
⑧教員と児童生徒との心理的な距離が近くなりすぎる (複式学級になると配置される教職員数が少なくなるため)
⑨経験年数やバランスが取れた教職員配置やそれを生かした指導の充実が困難になる
⑩多様な指導方法をとることが困難になる
⑪教職員一人一人の負担が大きくなる（校務分掌、児童数の差）

保護者 様

丹那小学校 PTA 会長 内田 利光

校長 植松 研吾

「未来の丹那小に向けて語り合う会」報告

師走の候、皆様におかれましては益々御清祥のこととお喜び申し上げます。

先日行われた「未来の丹那小に向けて語り合う会」への多くの御参加ありがとうございます。その場で行われた御意見やアンケートの結果をまとめましたので御覧ください。また、いただいた貴重な御意見につきましては今後の取組の参考とさせていただきます。

参加者 PTA 会員（26／42）＋教職員＋CS 会長、CS 推進委員

アンケート回収率 59.5%（25／42）

【意見交換の内容】

- 複式学級で二つの学年が一つになったときに片方が我慢できるか心配。
- 丹那小学校の体育館は災害が起きたときの避難所になっているため、もしも無くなってしまったら地域の人たちも困るのではないかな。
- 学習の手伝いをするのに、丹那地区の大人をボランティアとして活用できないかについて教育委員会へ働きかけてみてはどうか。丹那には多くの人材がいる。
- 特認校にも複式にもそれぞれメリット、デメリットはあると思う。複式の場合でも一年間で学習をクリアしなくてもゆっくり二年間でできればよいのではないかな。同じ内容を2回学習することが定着によい場合もある。
- 丹那全体へアピールするべき。
- 子供たちが主役なので子供の思いが入るように実行委員制などを取り入れてほしい。
- 過去、転入時の経験で子供から心ない言葉を言われたことがある。子供の言葉は親の言葉の影響もあると思うので、受け入れる側の意識が大切。多様性や共生を学ぶよい機会だと思う。

【アンケート結果】

Q1 小規模特認校と複式学級について把握できた。

はい（23） ・ いいえ（0） ・ 分からない（2）

Q2 不明な点

- 会に参加できなかったため、いただいた資料だけ拝見したのですが、小規模特認校の内容は分かりましたが、複式学級についての説明が少なく感じました。
- 不明はありません。全校で解決する力を感じます。1年生の頃から聞いていました。今回、初めて学校からしっかり説明をしていただいたと思います。

Q3 小規模特認校を希望する。

はい（24） ・ いいえ（0） ・ 分からない（1）

Q4 その他 御意見

〈丹那小の特色・魅力について〉

- 丹那小の魅力をもっとアピールすればよいと思います。丹那小学区に移住してくれる人もいますので、学校以外に丹那の自然、おいしい牛乳等もアピールできたらと思います。
- 複式にもよさはあると思いますが、できれば複式にはしてほしくないです。豊かな場所にある学校だからこそ残していったほしいです。

○語り合う会でお聞きした、複式学級での指導の大変さを考えると小規模特認校制度を活用するところまでは多くの異論は無いと想像しています。丹那小学校の立地は外から通わせるにしても親の負担が大きいと思われ、これが転校への決断のハードルを高くする気がします。これは分からないのでやってみるしかないのでしょうか。小規模特認校制度を活用するとして次の議論は以下の方であると考えます。

- ①どうすれば丹那の子供たちと転校してくる子供たちにとって幸せな制度にできるか。
- ②どうすれば丹那の子供たちの保護者と転校してくる子供たちの保護者にとって魅力的な制度にできるか。
- ③その結果として多くの児童を集めることができるのか。

可能であるなら学校の授業内容を魅力的にすることが最もよい対策のように思います。語り合う会当日の授業参観では、一つの課題について子供全員に質問を投げかけて子供全員が元気よく答えていました。この贅沢な環境を残したいですね。

〈連携について〉

○中学校へ上がったときのためにも町内の他校との交流がもつとあるといいなと思っています。同じ規模の桑村小とは関わりがありますが、それ以外の学校の児童との交流が個人的な習い事などしていない限り正直ないので、少し心配な面があるからです。私自身、小学生の時に本来は分校の学区でしたが、本校に通わせてもらったり、分校の児童との交流日があったりしたので、中学生になった時に知っている顔が多く安心した記憶があるので、そのような日があるといいなと思いました。

○丹那幼稚園が隣接している特色を生かして、今まで以上に一緒に学べる機会を作り、小学生の成長、幼稚園生の希望となっていけるのでは…。田方農業高校の生徒さんとも何らかの形でつながりをもてれば、小学生の目標につながり、よい学びになるのではないのでしょうか。

〈その他〉

○丹那小の存続のためなら全校で話し、子供たちの意見も必ず聞いてください。子供の中から学級委員でも自らアイデアを挙げる場所を作ってあげられたらよいと思います。この声をCS オール丹那会議が聞けたらよいと思います。

○人口が減っている以上、最終的にはこの地域に移住してくれる人を増やさないと難しいのではないかと思います。スクールバスがあれば町の中心部からでも通いやすいですが、不公平感が出てしまいますね。

○特認校に認定されても経過がどうなるか分からないので、複式学級についても検討していきたいです。

全ての御意見を載せきれませんでした。大変前向きで建設的な御意見が多く、保護者の皆様の丹那小学校を残したいという熱い思いが強く感じられました。

この結果をもとにPTA 常任委員会において検討した結果、丹那小学校PTAとして小規模特認校制度の利用に向けて前向きに検討を進めていくことにいたしました。継続して皆様の御意見や思いをお聞かせいただくとともにCS オール丹那会議において具体的な検討を進めて参りたいと思います。今後とも御理解と御協力をお願いいたします。

令和3年12月3日

令和3年度丹那小学校PTA 会長 内田 利光
校長 植松 研吾

【丹那小の現状】

R3年度 62名→R9年度 33名。R7年度から「複式学級」が見込まれ、教員数も減少。学習環境レベルの維持が困難。函南町は複式学級となっても学校の「存続」を明言。

・丹那小学校の教育環境の維持・充実

・地域の教育力を生かした魅力ある夢の学校づくり

・保護者・地域と一体となった教育の推進

小規模特認校（令和5年4月スタート）

【小規模特認校】

丹那小学校区外の児童の入学や転入を認める制度。児童数を確保することで子供たちのために教育環境の維持・充実を図る。対象は函南町内在住者。

★は今後丹那学区の区長様や地域の皆様をお願いしたいこと

【丹那小学校】

R3年度

保護者説明会実施（11/12 参観会後）

教育課程編成（全職員 1月から3月）

特色、魅力を高める取組の検討

→四大 mission の見直し等

新入生入学説明会（2/21）

★各種ボランティア募集（3月）

R4年度

幼稚園・保育園への周知（4月）

特色ある教育活動の実践

条件、環境整備（案）作成

情報発信 児童実行委員

（ちらし作成・HP・新聞等）

制度利用保護者児童説明会（8～9月頃）

※複式学級解消 教員1名減

【CSオール丹那会議】

R3年度

三島市立坂小学校説明会参加（10/21）

町づくりブロック懇談会参加（11/13）

区長会にて説明（2/15）中止

CSオール丹那会議③（2/18）

町総合教育会議（3/15）「学区に係る規則」改正審議要請

★区長様より各区の総会にて情宣依頼（3月）

R4年度

★新区長会後の説明会（4月）

★ドリームスクールワークショップ（5月以降開催）

CSオール丹那会議①

教育課程の承認（6/21）就学条件・環境整備要望事項検討

町総合教育会議（7月）就学条件等具申

広報掲載依頼

【丹那小PTA】

R3年度

保護者アンケート作成

アンケート実施

保護者意見収集

魅力ある学校づくり

R4年度

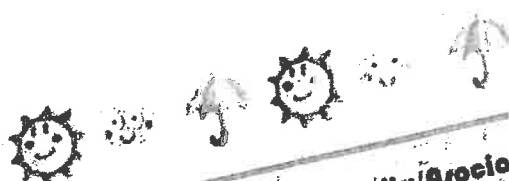
PTA総会（4/23）

保護者への協力依頼



Tanita Drop-in School Project





Parent/Teacher/Community/Association (保護者・教職員・地域) PTCn

DREAM サポーター募集!



Tanna Dream School Project ~いっしょに丹那小~



・放課後学習
・読み聞かせ



朝や放課後
運動場の見守り



長期休業中
水やり
緑のえさやり

校内の
消毒作業

草刈り・植木
花の手入れ



丹那小を Power Up!

子供たちの教育環境の維持・充実のために学校・地域・保護者のみなさんと手をとり合って丹那小をパワーアップさせていきましょう!

魅力あふれる丹那小を、笑顔いっぱいの丹那小を、未来へと続く丹那小と一緒に創りませんか!

無理なく持続可能な取組を進めていきたいと思ひます。応援お待ちしております!



担当 濱田 晃治 (教頭)
TEL 055-974-0024
Mail tannashou@ny.thn.ne.jp



丹那小学区長会における説明資料

令和 4 年 2 月 15 日

丹那小学校への「小規模校特認制度」の適用申請について

1 丹那小学校の児童数減少

- ・現在62名である。来年度以降も減少が続き、令和9年度には33名となる。

2 児童数減少に伴い予想される事態

- (1) 学級の組み方(編制)は、法律による規準があるため、今までのように1学年1学級の学級編制ができなくなり、令和7年度頃には、隣り合う2学年で1学級となる「複式学級」が見込まれる。
- (2) 複式学級になると教員数も減少することになり、学習環境のレベルをこれまでと同様に維持することが困難となる。
- (3) 他校との統廃合について
 - ・町は、複式学級となっても学校の「存続」を明言している。

3 学習環境の維持・充実を図るために

- ・座して複式学級化を待つのではなく、子供たちのためによりよい教育環境の維持、充実を図るため、丹那小学校区外の児童の入学や転入を認める「小規模特認校制度」の適用を申請し、児童数の確保を目指したい。対象とする児童は、函南町内在住者とする。
(近隣では、三島市立坂小学校がこの制度を活用している。)

4 制度適用申請に向けた協議の母体

- ・「地域とともにある学校」づくりを進めるために函南町教育委員会から委嘱された委員で構成される、学校運営協議会(「CSオール丹那会議」)で意見を集約し、丹那小学校を「小規模特認校制度」の該当校に適用するよう、会議として函南町総合教育会議へ申請書を提出する。
(CSとは、「学校運営協議会」を設置した学校、コミュニティ・スクールの略称)

5 現在の状況

- ・学校と学校運営協議会の委員によるCSオール丹那会議が主導し、PTAの協力を仰ぎ、現PTA会員を中心に意見を求めた結果、「小規模特認校」の適用実現を目指している。
- ・魅力ある「小規模特認校」として丹那小学校を運営するためには、丹那小学校区民の皆さまの理解と協力を欠かすことができないと考え、ここ数年5月の町区長会終了後に区長の皆さんに丹那会議の活動について説明させていただく機会を設けてきた。

6 今後の見通し

- (1) 2月18日のCSオール丹那会議で申請書を作成し、3月15日に予定されている町総合教育会議に申請書を提出し、審査を受ける。

(2) 令和4年度

- ・ 審査によって認められたら、諸準備を開始する。
- ・ パンフレット作成と配布、「広報かなみ」への掲載依頼、保護者説明会実施等。
- ・ CSオール丹那会議に各区長様の御出席、又は各区で出席可能な方を推薦していただき、児童数増加の方法や在籍児童の成長促進等のお手伝いをお願いしたい。
- ・ CSオール丹那会議の年間回数は3回（6，10，2月）。
- ・ 協議内容は「校長が作成する学校運営の基本方針を承認する」
「学校運営や教育活動について校長又は教育委員会に意見を述べる」
「学校の問題解決や学校支援活動の実施方法等について協議する」の三つ。

(3) 令和5年度

- ・ 4月から小規模特認校となる予定。



意見提出書

提出日

令和4年3月1日(火)

提出協議会

丹那小学校 学校運営協議会

意見内容

令和4年度以降の丹那小学校児童数の推移から、今後数年以内に児童数が大きく減少する見込みがあるため、現在の教育水準の維持が難しくなる恐れがあります。

そこで、学校運営協議会において熟議を重ねた結果、児童にとってよりよい学習環境整備と地域コミュニティの核としての機能という観点から、教育活動を充実させるべく、小規模特認校制度の適用に向けての意見が一致いたしました。つきましては、学校運営協議会の総意として丹那小学校への小規模特認校制度の適用について検討をお願いいたします。

※学校運営協議会の協議内容は別添を参照ください。

上記内容の意見を函南町教育委員会へ申し出ます。

函南町立丹那小学校 学校運営協議会

会長 柿沼 忍 

三島市立坂小学校 小規模特認校見学・説明会 報告

日 時 令和3年10月21日(木) 10:00～11:30

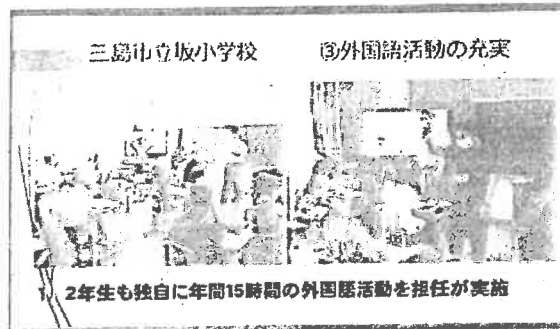
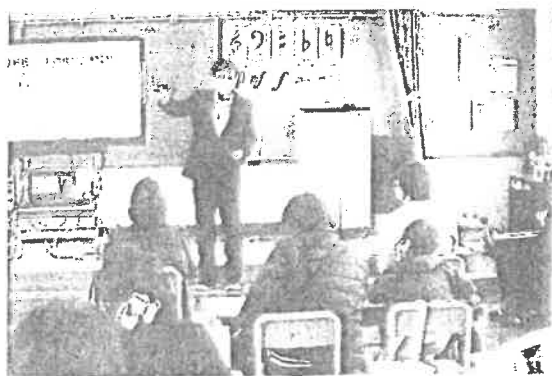
参加者 柿沼 CS 会長 仲川 CS 副会長 山田 CS 推進委員 内田 PTA 会長
濱田 5名
入学希望保護者26(子供6名含む) 坂小特認保護者2名
坂小学校(校長・教頭・三島市教育委員会課長補佐)

説明会

- ・学校の様子(子供作成の紹介ビデオ)
- ・学校概要説明(校長)(参考資料1)
- ・特認校制度を利用するにあたって(教頭)(参考資料2)

①確認事項
②-1就学までの流れ(新1年生)
②-2就学までの流れ(市内から2年生以上の転入)

学校見学
質疑応答
保護者より



【就学までの流れについて】

- ・途中の転校を希望する児童、保護者は基本一週間体験入学を行う。
前の学校の方がよかった→不登校になることを避けるため。
- ・不登校による転入希望は、四週間の体験が必要。
- ・市外から転入については、体験無し。
- ・通常のカリキュラムで行っているため、個別に特別な配慮には限界がある。
就学支援委員会で特別支援学級の判定がおりた子には、通学を遠慮いただいている。あくまでも最終決定は教育委員会が行う。

【デメリット】

- ・単学級であるため、クラス替えを行うことができず、人間関係が苦しくても同じ集団のまま卒業まで行かざるを得ない。
- ・一人一人を大切にしているが、友達関係を築くのに難しさを感じているお子さんが希望するため、実際にトラブルは起きることがある。(児童養護施設恵明学園から登校する児童も在籍)
- ・居住地の子供会や行事などへの参加が難しく、つながりが乏しくなる可能性がある。
- ・R3年度は、1年生8名、2年生8名 R4年度の入学児童は10名以上もしたら20名ということもある。小規模なのかと疑問に感じる人もいるかもしれない。しかし、今後複式になる可能性はあり、それが続くと統廃合ということにもなりかねない。児童数減の前に、対策として「学校の在り方検討委員会」を市で立ち上げ、学区町も構成委員として含まれる。地域を巻きこんで学校をどうするか検討していく計画。

【その他】

- ・小規模加配1名(7時間) 支援員2名
- ・1・2年生の外国語活動年間15時間は、+αでやってきた。次年度からは、「教育課程特例校」の申請を出しているため、教員負担を軽減するために生活科から15時間削る予定。
- ・隔年交流をしている福島県猪苗代町翁島小学校は、R6年度に統廃合されるため、その後の交流については未定。
- ・特認保護者の有志によるコミュニティがあり、公民館でお茶を飲みながら雑談、相談会を開いている。「坂小ママジン」発行(参考資料)
- ・児童が坂小を紹介する「坂小マガジン」を発行している。
- ・校舎や遊具など施設面での優遇は特になし。
- ・有志の方が、放課後支援を行っている。(きょうだいで迎えの時間がずれる子)

議事

(2) 小中学校給食費の公会計化について

小中学校給食費の公会計化について

1 学校給食

学校給食は、児童及び生徒の心身の健全な発達に資するものであり、かつ、児童及び生徒の食に関する正しい理解と適切な判断力を養う上で重要な役割を果たすとして、学校給食法（昭和29年法律第160号）で定められている。

2 町内学校の給食実施と給食費の管理・徴収事務

(1) 小学校

町内各学校設立当初から現在まで自校方式で給食を実施し、学校徴収金（校納金）と同様に各学校にて給食費の管理・徴収事務を行っている。

ア 給食費は、月4,900円（1食当たり295円・1人当たり年額53,900円）

イ 当町未納実態は、令和3年度 計35件 204,900円（令和3年3月3日現在）

(2) 中学校

平成9年5月27日から函南中学校及び東中学校の両校で学校給食が開始されて以降、学校徴収金（校納金）と同様に各学校にて給食費の管理・徴収事務を行っている。

ア 給食費は、月5,900円（1食当たり355円・1人当たり年額64,900円）

イ 当町未納実態は、令和3年度 計17件 230,100円（令和3年3月3日現在）

3 給食の管理・徴収業務に係る国の方針

(1) 国の実態調査

兼ねてから教員の長時間勤務の問題が取り沙汰されており、国は平成28年度に公立小中学校の教員を対象にした「教員勤務実態調査」を、また完全給食を実施している公立小中学校（抽出）に「学校給食費の徴収状況に関する調査」を実施し、長時間勤務の中で学校給食費の徴収及び管理業務が教員の負担となっている実態を掴んだ。

1週間あたりの学内勤務時間	小学校57時間29分（時間外勤務：約4時間/日） 中学校63時間20分（時間外勤務：約5時間/日）
徴収・管理を行う学級担任	46.0%
〃 教頭等	41.0%

(2) 国県の方針及び学校現場からの意見等

中央教育審議会の答申	- 平成31年1月25日「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について」 ➤「学校における働き方改革」の具体的な方策の一つとして学校給食の公会計化が提言
文部科学省通知	- 平成31年3月18日「学校における働き方改革に関する取り組みの徹底について」（文部科学省通知） ➤<u>学校給食については、公会計化及び地方公共団体による徴収を基本とすべき</u>
文部科学省ガイドライン	- 令和元年7月31日「学校給食徴収・管理に関するガイドライン（文部科学省初等中等教育局） ➤学校給食費を地方公共団体の会計に組み入れる「公会計制度」を採用するとともに保護者からの学校給食費の徴収・管理業務を地方公共団体が自らの業務として行うことが適切

静岡県教育委員会	・令和3年2月9日学校給食費に係る公会計化の推進について（依頼）（健康体育課） ➤学校給食費に係る公会計化の開始目標を令和8年度までを目途に設定するよう各市町に依頼
函南町	・令和4年3月第六次函南町総合計画後期基本計画において、学校給食の公会計化を主要事業とする
函南町共同学校事務室※	・教職員事務負担軽減のため、学校給食費の公会計化推進について、統括室長から町教育委員会へ意見が寄せられている。

※函南町立小中学校管理規則（昭和32年函南町教育委員会規則第2号の規定により町内の学校に係る事務を事務職員が共同処理するため設置している事務室で、現在は函南中学校内に置いている。

4 学校給食における公会計化と見込まれる効果

本件の公会計化とは、学校給食費を地方公共団体の会計に組み入れる「公会計制度」のことをいい、見込まれる効果としては、以下6つの項目が文部科学省資料に記されている。

ア 教員の業務負担の軽減

➤督促業務等から解放されて子供に向き合う時間や業務改善の時間ができ、学校教育の質が向上する。

イ 保護者の利便性向上

➤納付方法を多様化することができ、保護者の利便性が向上する。（コンビニ納付など）

ウ 徴収・管理業務の効率化

➤一括したシステム管理や外部委託等により、財政面を含めた業務の効率化が見込まれる。

エ 透明性の向上、不正の防止

➤経理面の管理・監督体制や監査の機能が充実する。

オ 公平性の確保

➤効果的な徴収により滞納が減少する。

カ 給食の安定的な実施・充実

➤効率的・効果的な食材調達や他部局との協働で地産地消の取り組みなどもしやすくなる。

5 公会計化に向けたスケジュール（参考イメージ）

各事業内容	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
教育委員会での検討・体制整備等	→	→	→	→
町長部局等との検討・連携体制の構築	→	→	→	→
業務システム導入の検討・予算要求等	検討→	要求→		
業務システム調達・導入・開発テスト等		準備→	→	
徴収方法の検討、徴収に向けた準備	→	→	→	
未納対応の検討・準備	→	→	→	
継続的に必要な経費の準備・予算要求	→	→	→	→
条例・規則整備		準備→	整備→	
保護者への周知			→	
食材調達の準備発注（物資選定委員会設立）			→	
公会計化制度導入開始、徴収・管理等				→

◎開始年度を基準に正式なスケジュールの策定を進め、また進捗に応じて順次見直す。

学校給食公会計化実施市町一覧（令和3年度）

静岡県教育委員会資料より抜粋

No.	市町名	公会計化		かつ自治体が徴収・管理		小学校調理方式			中学校調理方式			備考
		状況	開始年度	状況	開始年度	校数	自校	センター	校数	自校	センター	
1	沼津市	○	R3	○	R3	23	13	10	18	4	14	
2	熱海市					7	7	0	4	4	0	
3	三島市	○	R3	○	R3	14	14	0	7	0	7	
4	富士宮市	○	～H27			22	0	22	13	0	13	
5	伊東市					9	3	6	5	0	5	
6	富士市					27	25	2	16	14	2	
7	御殿場市	○	～H27			11	0	11	6	0	6	
8	下田市	○	H30	○	H30	7	0	7	4	0	4	
9	裾野市	○	～H27			9	7	2	5	0	5	
10	伊豆市	○	～H27	○	～H27	6	0	6	3	1	2	
11	伊豆の国市	○	～H27	○	～H27	6	2	4	3	1	2	
12	東伊豆町					2	0	2	2	0	2	
13	河津町					3	0	3	1	0	1	
14	南伊豆町					3	3	0	2	2	0	
15	松崎町					1	0	1	1	0	1	
16	西伊豆町					3	0	3	1	0	1	
17	函南町					5	5	0	2	2	0	
18	清水町	○	R2			3	3	0	2	2	0	
19	長泉町	○	～H27			3	0	3	2	0	2	
20	小山町	○	H31	○	H31	5	5	0	3	3	0	給食費無償化
21	静岡市					84	20	64	43	2	41	
22	島田市	○	～H27	○	～H27	17	0	17	6	0	6	
23	焼津市	○	H29			13	0	13	9	0	9	
24	掛川市	○	～H27	○	～H27	22	0	22	9	0	9	
25	藤枝市					17	0	17	10	0	10	
26	御前崎市	○	～H27	○	～H27	5	0	5	2	0	2	給食費無償化
27	菊川市	○	～H27	○	～H27	9	0	9	3	0	3	
28	牧之原市	○	～H27			5	3	2	2	1	1	
29	吉田町	○	～H27			7	0	7	2	0	2	
30	川根本町	○	～H27	○	～H27	4	0	4	2	0	2	
31	浜松市					96	70	26	48	36	12	
32	磐田市	○	～H27			22	14	8	10	1	9	
33	袋井市	○	～H27			12	0	12	4	0	4	
34	湖西市					6	5	1	5	4	1	
35	森町	○	H30			3	3	0	2	2	0	
35市町合計						491	202	289	257	79	178	
○	導入済み	22		11								
公会計化実施率		62.9%		31.4%								

※自校・・・単独校方式

※センター・・・共同調理場方式

議事

(3) 報告事項について

ア 函南町第六次総合計画（後期基本計画）について（報告）

1 基本計画の策定主旨と名称

第六次函南町総合計画基本構想に示した10年間の町の基本理念や将来像を実現するために、後半の5年間を対象期間として各分野で実施する取り組みを示すため本計画を策定するものです。

計画の名称 「第六次函南町総合計画後期基本計画」

2 SDGsとの連動

後期基本計画の各施策に、SDGsの目指す17のゴールを関連付けて総合計画、SDGsを一体的に推進していきます。

3 計画の期間と内容

計画で示す町の取り組みは、近年の時代潮流を踏まえ、これまでに町で実施してきた様々な取り組みを検証し、今後5年間で実施する施策及び事業等を体系的に示します。

後期基本計画の期間 令和4年度から令和8年度まで

4 計画策定完了までのスケジュール概要等

期 日	内 容
～令和3年10月	町民アンケート、庁内ワーキング (1)前期計画の事業評価 (2)町民アンケート及び事業評価を踏まえた後期計画の検討
令和3年10月13日	第1回函南町総合教育会議 子育て支援課・学校教育課・生涯学習課の前期基本計画進捗状況報告と後期基本計画において見込む事業について、町長と教育委員会が協議
令和3年10月27日	第1回総合計画審議会 趣旨説明、町長から審議会へ諮問書を提出
令和3年11月中旬	町長ヒアリング
令和3年11月18日	第2回庁内ワーキング（各課係長） 実施計画案、数値指標について調整・議論
令和3年12月17日	第2回総合計画審議会 後期基本計画案を審議（その後パブリックコメント実施）
令和4年1月26日	第3回庁内ワーキング（各課係長）
令和4年2月18日	第3回総合計画審議会 後期基本計画案を審議
令和4年3月2日	審議会会長から町長へ答申書を提出
令和4年3月14日	庁内企画会議で答申結果及び後期基本計画の最終報告 第六次函南町総合計画後期基本計画策定完了

5 子育て支援課、学校教育課、生涯学習課所管の後期基本計画内容

担当課	資料ページ	項目
子育て支援課	1～	児童福祉の充実、幼児教育の充実、子育て支援の充実、広域連携の推進
学校教育課	5～	義務教育の充実、教育環境の整備
生涯学習課	7～	生涯学習の推進、青少年健全育成の充実、男女共同参画社会の推進 情報拠点としての図書館の充実、スポーツ・レクリエーションの推進 芸術・文化の振興と文化財の継承

基本目標3 誰もが活き活きと暮らせる健康づくり

健康・福祉

福祉

3. 児童福祉の充実

社会的な潮流と課題

児童福祉は、児童の健やかな発育と発達を支援するための様々な取り組みを目指します。

障害児、孤児、ひとり親家庭等の児童に対する支援とともに、経済的に厳しい状況に置かれたひとり親家庭や多子世帯が増加傾向にあり、子どもの貧困対策が不可欠となっています。

また、児童相談所における相談内容として、児童虐待に関する相談件数が全国的にも増加傾向にあり、対応が求められています。

解決に向けた町の取り組み

町では、児童に対する経済的支援として、児童手当やこども医療費補助制度等の経済的支援に取り組んでいます。

さらに、子育てをするなかでの孤立感や悩み、子育て支援を希望する未就学児童のいる家庭へ、ボランティアが訪問し、協働での子育て支援、相談・傾聴を実施するホームスタート事業の取り組みや、子どもに対する虐待に悩む家庭へは、相談員による訪問や、面談による相談、指導を実施し、少子化が進むなか、親育てにも取り組み、児童の健やかな発育と発達に対応します。

基本方針

- 子育て支援が届きにくい家庭の不安軽減につながる取り組みを推進します。
- 各種相談は、関係機関や関係各課と連携し、専門職同士も統一した見解で迅速に対応できる体制を整えます。
- 子育て支援団体やサークル活動に協力し、行政では賅いきれない多様なニーズに柔軟に対応していきます。

施策の基本方向

- (1) 関係機関との連携強化と家庭児童相談と支援体制の充実
- (2) ひとり親家庭等医療費助成制度等の経済的支援の継続
- (3) 函南町ホームスタート事業の普及
- (4) 発達障害児等巡回相談の推進

主要事業

- ◆ 児童虐待防止対策に関する講習会の開催
- ◆ 児童虐待防止対策に関する関係機関との情報交換等連携体制の強化
- ◆ 子育てに困難を抱える家庭に対する家庭環境健全化に対する支援
- ◆ 心身の発達に対する就学前等からの早期支援
- ◆ 子育てに伴う悩みへの対応と孤立化の防止
- ◆ ひとり親世帯への経済支援事業
- ◆ 生活困窮を抱える家庭に対する相談支援
- ◆ 子育てに悩む世帯への訪問・傾聴及び家事・育児の協働（ホームスタート事業）
- ◆ 要保護児童への対応事業

協働の視点

民生児童委員を中心に、各地域及び各分野の各委員やボランティアにより、見守りネットワークを強化しましょう。

子育て世帯が抱える悩みや必要な支援を把握し、その支援方法をコーディネートしていきます。

めざす目標

ホームスタート事業の年間支援件数
現状数値(令和2年度)…… 36件 目標数値(令和8年度)…… 40件
巡回相談による相談延べ件数
現状数値(令和2年度)…… 66件 目標数値(令和8年度)…… 90件

総 論

1 将来都市像の実現に向けて

2 基本計画の構築体系

3 後期基本計画の取り組み

基本目標1
環境・防災

基本目標2
社会福祉

基本目標3
健康・福祉

基本目標4
教育

基本目標5
産業

基本目標6
森・水・緑

基本目標4 生涯にわたる学びを支える教育・文化づくり

教育

幼児教育・子育て支援



幼児教育・子育て支援

1. 幼児教育の充実

社会的な潮流と課題

少子化と夫婦共働きの傾向が強まるなか、「子ども・子育て支援法」が施行され、子育て支援のニーズが一層高まっており、幼児教育の面でも**個別的な支援や医療的補助などの**様々な対応が求められています。

女性の社会進出が進むなか、子どもの預け先として幼稚園より保育園を選択するケースが増えており、幼稚園・保育園の運営方針の検討も求められています。

また、幼稚園教諭・保育士が誇りをもって働けるよう処遇改善等を図ることにより、子どもたちの育つ環境をよりよくすることも重要です。

解決に向けた町の取り組み

町でも、幼児期の教育や乳幼児期の保育環境の充実を図っているところです。

今後は、幼保一元化※1や認定こども園※2の設置**及び民営保育園の新設**とともに、学童保育の効率的な運営や老朽化した保育施設の改修等に取り組む必要があります。



西部保育園 粘土遊び



ホームスタート＆子育てサロン事業によるパネルシアター

※1 幼保一元化:幼稚園と保育園の一元化を図ろうとする政策のこと。

※2 認定こども園:教育・保育を一体的に行う施設で、いわば幼稚園と保育園の両方の良さを併せ持っている施設のこと。

基本目標4 生涯にわたる学びを支える教育・文化づくり

幼児教育・子育て支援

教育

施策の基本方向

- (1) 幼児教育・保育の充実
- (2) 待機児童ゼロを目指した保育ニーズへの対応
- (3) 幼保一元化の検討
- (4) 幼稚園教諭・保育士の確保と**研修制度の充実**

主要事業

- ◆ 幼稚園運営事業
- ◆ 保育園運営事業
- ◆ 留守家庭児童保育所運営事業
- ◆ 幼保一元化の検討事業
- ◆ 教諭・保育士の研修事業
- ◆ 老朽化した施設の改修事業
- ◆ 特別保育充実事業
- ◆ **幼児教育センター事業**
- ◆ **特別支援教育推進事業**

協働の視点

将来に向けて待機児童ゼロを目指し官民一体となってこの問題に向き合っていきましょう。

保護者による幼稚園・保育園と連携した家庭の教育力の向上を図りましょう。

めざす目標

保育園・認定こども園の保育定員数	
現状数値(令和2年度)……	625人
目標数値(令和8年度)……	723人

幼稚園での一時預かり事業利用者数	
現状数値(令和2年度)……	105人
目標数値(令和8年度)……	80人

※こども園化に伴い一時預かり事業を廃止する園があるため目標数値は減となる。



留守家庭児童保育所 おやつタイム



みのり幼稚園 運動会

総論

1 将来都市像の実現に向けて

2 基本計画の構築体系

3 後期基本計画の取り組み

基本目標1 環境・防災

基本目標2 社会基盤

基本目標3 健康・福祉

基本目標4 教育

基本目標5 産業

基本目標6 交流・にぎわい

総論

1 将来都市像の実現に向けて

2 基本計画の構築体系

3 後期基本計画の取り組み

基本目標1 環境・防災

基本目標2 社会基盤

基本目標3 健康・福祉

基本目標4 教育

基本目標5 産業

基本目標6 交流・にぎわい

基本目標4 生涯にわたる学びを支える教育・文化づくり

教育

幼児教育・子育て支援

2. 子育て支援の充実

社会的な潮流と課題

次世代の社会を担う子ども一人ひとりの成長を社会全体で応援するため、子育てにかかる経済的負担の軽減や、安心して子育てができる環境整備が求められています。

平成27年4月に施行した「子ども・子育て支援新制度」は、地域の子ども・子育て支援に関する量の拡充や質の向上を図ることで、すべての子どもが健やかに成長できる社会の実現を目指しており、少子化対策との両輪で、様々な取り組みが行われています。

「子ども・子育て支援法」の施行以降、より高まっている保育需要に対し、行政として保育を適正に供給することの責任が求められています。

解決に向けた町の取り組み

町では、安心して子どもを生み育てられる環境づくりに向けて「函南町次世代育成支援行動計画」を策定し、次世代を担う子どもが健やかに育つ社会づくりを目指して、様々な子育て支援に取り組んできました。

一方、近年の少子化や核家族化の進行、地域コミュニティの希薄化等により、家庭や地域での子育て力の低下や育児に不安や悩みを抱く親が増加しています。また、女性の社会進出や就労形態の変化等により、多様化する子育てニーズに対応できる環境づくりが求められています。

こうした背景のもと、国では、「子ども・子育て支援新制度」が実施されています。町では、令和2年3月に「第2期函南町子ども・子育て支援事業計画」を策定しました。この計画に基づき、子どもの健やかな成長と保護者の子育てを社会全体で支援する環境を整備するために、町が取り組むべき対策と達成しようとする目標等を明らかにし、計画的に推進する必要があります。



知恵の和館 夏休みわくわくまつり

幼児教育・子育て支援

教育

基本目標4 生涯にわたる学びを支える教育・文化づくり

基本方針

- 安心して出産・子育てができる環境の充実に努めます。
- 家庭・地域・企業が一体となって、次世代を担う子どもが健やかに育つ地域づくりに努めます。

施策の基本方向

- (1) 子どもが健やかに成長できる環境づくり
- (2) 子育て支援ボランティアの育成
- (3) 児童手当、こども医療費補助制度等の経済的支援の継続

主要事業

- ◆ ファミリー・サポート・センター事業
- ◆ 子育てふれあい交流センター事業
- ◆ ボランティア養成事業
- ◆ 支えあいガイドブック配布事業
- ◆ 子どもの安全確保事業
- ◆ 子育て世代への経済支援事業



子育て交流センター ハーフバースデー

協働の視点

地域との協働により講座や行事を実施しましょう。
子育て支援のボランティアに参加し、子どもたちと関わりましょう。

めざす目標

子育て交流センター相談受付件数(年間)	
現状数値(令和2年度).....	242件
目標数値(令和8年度).....	400件

函南町ファミリー・サポート・センター会員数	
現状数値(令和2年度).....	119人
目標数値(令和8年度).....	130人



子育て交流センター 親子ふれあい講座

総論

1 将来都市像の実現に向けて

2 基本計画の施策体系

3 後期基本計画の取り組み

基本目標1 環境・防災

基本目標2 社会基盤

基本目標3 健康・福祉

基本目標4 教育

基本目標5 産業

基本目標6 交流・にぎわい

総論

1 将来都市像の実現に向けて

2 基本計画の施策体系

3 後期基本計画の取り組み

基本目標1 環境・防災

基本目標2 社会基盤

基本目標3 健康・福祉

基本目標4 教育

基本目標5 産業

基本目標6 交流・にぎわい

基本目標6 魅力とにぎわいのある交流づくり

交流・にぎわい

行財政運営

総論

1 将来都市像の
実現に向けて2 基本計画の
施策体系3 後期基本計画
の取り組み基本目標1
環境・防災基本目標2
社会基盤基本目標3
健康・福祉基本目標4
教育基本目標5
産業基本目標6
交流・にぎわい

2. 広域連携の推進

社会的な潮流と課題

住民の日常生活圏が拡大し、より広域的な行政サービスの提供が求められています。

また、地方分権の進展により、求められる行政ニーズが多様化・高度化するなかで、行政サービスの細分化、専門化が進んでいます。

このため、行政運営を展望するなかで、従来の行政界を越え、周辺の自治体が人・産業・情報・技術等、広域的な行政サービスを提供していくとともに、効率的な行政運営の観点から、広域連合等による運営についての調査・推進が必要です。

解決に向けた町の取り組み

広域連携の具体的な推進策として、静岡地方税滞納整理機構や後期高齢者医療広域連合、国民健康保険の広域化等があります。

地方分権の進展や町民の多様なニーズなどを効率的、効果的に対応するためには広域的な視点から取り組む必要があります。

三島函南広域行政組合の適正な運営に努め、保有する施設の適切な維持・管理に努める必要があります。

平成27年4月に「伊豆を一つに」を合言葉に伊豆半島13市町が連携し「美しい伊豆創造センター」を設立し、伊豆半島グランドデザイン※1を推進することとしました。**令和4年4月からは、清水町、長泉町が加わり更なる広域連携を進めます。**

常備消防体制は、平成28年度より駿東伊豆地域の4市3町で構成する駿東伊豆消防組合を設立し、広域的な消防・救急体制を強化しました。**近隣自治体や富士箱根伊豆交流圏と連携し、観光、交通インフラの整備、環境美化など、継続的に連携、協力していく必要があります。**

基本方針

- 広域的な行政課題の解決のため、広域連携の推進を図ります。
- 三島函南広域行政組合の適正な運営に努めます。
- 駿東伊豆消防組合の適正な運営に努めます。

施策の基本方向

- (1) 国、県、近隣市町との連携の強化
- (2) 広域行政サービスの充実・拡充

主要事業

- ◆ 静岡地方税滞納整理機構の活用
- ◆ 美しい伊豆創造センターによる広域連携活動
- ◆ みしま聖苑の**適正な**運営の推進
- ◆ 若葉保育園の適正な維持・管理
- ◆ 駿東伊豆消防組合の適正な維持・管理

協働の視点

広域行政サービスを活用しましょう。



熱函広域行政で開催した日曜朝市

※1 伊豆半島グランドデザイン：伊豆を一体的に捉えた長期的視点による地域づくりの方向性を示すとともに、中期・短期的な課題を解決し、地域の振興を図るための戦略を構築することで、地域の誇りと世界の中で輝き続ける伊豆の未来を創造することを目的とした取り組み。

基本目標4 生涯にわたる学びを支える教育・文化づくり

基本目標4 生涯にわたる学びを支える教育・文化づくり

教育

学校教育

学校教育



1. 義務教育の充実

社会的な潮流と課題

Society5.0^{※1}に向けて、加速する社会の変化に対応するため、学校教育にも時代に合わせた変化が必要とされています。すべての子どもたちの可能性を引き出し、個別最適な学びと協働的な学びを実現するために、令和の日本型学校教育を構築していくことが求められています。

また、日本の子どもの貧困率は年々上昇しており、児童生徒の学力に家庭状況等の社会経済的な背景が影響を与えています。

個別の指導を要する特別支援教育対象となる児童生徒や、外国にルーツを持ち日本語指導が必要な児童生徒は年々増加し、多様な支援と指導が求められています。いじめ、不登校、児童虐待等の諸問題は複雑かつ多様化し、学校だけでは対応が困難なケースも増えています。

解決に向けた町の取り組み

町では、多様化・複雑化する学校の諸問題に対し、学校機能の強化・支援に取り組んできました。

GIGAスクール構想^{※2}で整備したICT^{※3}環境を活用し、学習活動の一層の充実や教職員の働き方改革を推進します。また、ALT^{※4}の配置を継続するとともに、外国語教育を充実します。

特別支援教育の充実として、支援員の配置、支援学級及び通級指導教室の充実、ことばの教室の継続等、引き続き実施していきます。

学校機能強化・連携への支援として、教育支援センター及び幼児教育センターの充実を図ります。また、地域との共生、小規模校を活かした学校選択制の導入に向けた検討を行っています。

就学援助等の経済的な支援の継続や拡充を図ります。



端末を使用した授業風景

※1 Society5.0:人工知能(AI)などの技術革新による「超スマート社会」のこと。

※2 GIGAスクール構想:2019年12月に文部科学省が発表した教育改革案のこと。子どもたち一人ひとりに対して個別最適化された創造性を育む教育の実施や、情報通信や技術面を含めたICT環境を実現し、児童生徒1人1台の学習用端末やクラウド活用を踏まえたネットワーク環境の整備を行い、個別に最適化された教育の実現を目指す。「Global and Innovation Gateway for All」の略。

※3 ICT:Information and Communication Technologyの略語で情報通信技術(パソコン・電子黒板・校内LAN等)のこと。

※4 ALT: Assistant Language Teacher の略語で外国語指導助手のこと。

学校教育

教育

基本方針

- 「令和の日本型学校教育」実現のための指導体制づくりを推進します。
- 幼児教育の充実、幼児小中の連携に努めます。
- 学校力を強化するため組織運営の改善を進めます。
- 「地域とともにある学校」への転換を図ります。
- 次世代の郷土をつくり支える人材の育成に努めます。

施策の基本方向

- (1) 指導体制の充実と支援体制の強化
- (2) 「チーム学校^{※5}」の体制構築とマネジメント機能の強化
- (3) 共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育^{※6}の推進
- (4) コミュニティ・スクール^{※7}の推進
- (5) 地域が学校のパートナーとして子どもの教育に関わる
- (6) 郷土学習等の地域学校協働活動の支援

主要事業

- ◆ 学力向上に向けた指導・支援体制の充実と人材の確保
- ◆ 健康教育の充実と推進
- ◆ いじめ・不登校・問題行動等への対応力強化
- ◆ 道徳教育の充実と推進
- ◆ 特別支援教育及び発達に課題のある児童・生徒への支援指導の強化

協働の視点

家庭・学校・地域社会がともに協力し、関係組織・機関との連携を図りましょう。

学校支援ボランティア活動に参加しましょう。

地域で子どもを見守りましょう。

めざす目標

「学校が楽しい」と答える児童生徒の割合
現状数値(令和3年度)・・・ 92.3%
目標数値(令和8年度)・・・ 95.0%

「学校は信頼でき、地域とともに教育活動が進められている」と答える保護者等の割合
現状数値(令和3年度)・・・ 83.6%
目標数値(令和8年度)・・・ 95.0%

子どもたちが変化の激しいこれからの社会を生きるために必要な「知(確かな学力)・徳(豊かな人間性)・体(健康・体力)」バランスの取れた力の育成に努めている教師の割合
現状数値(令和3年度)・・・ 98%
目標数値(令和8年度)・・・ 100%

※5 チーム学校:教員が教科指導や生徒指導に集中できる仕組みの構築を目指した考え方。

※6 インクルーシブ教育:障害のある者が、その能力等を最大限に発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とする目的の下で、障害のある者と障害のない者が共に学ぶ仕組みのこと。

※7 コミュニティ・スクール:学校運営協議会制度のことで、学校と地域住民等が力を合わせて学校の運営に取り組むことが可能となる「地域とともにある学校」への転換を図るための有効な仕組み。

基本目標4 生涯にわたる学びを支える教育・文化づくり

教育

学校教育

2. 教育環境の整備

社会的な潮流と課題

昭和40年代から50年代に建築された教育施設は全国的に多く、それらの施設が一斉に更新時期を迎え老朽化対策や長寿命化対策を余儀なくされています。

当町においても例外ではなく、施設の耐震化はもとより老朽化に伴う改修や更新は必要不可欠となっており、長寿命化対策を計画的に行うことや快適な生活空間を確保することが求められています。学校は、児童生徒が一日の大半を過ごす重要な空間であり、安全で安心して学べる快適な環境づくりが必要です。

急激な社会の変化に伴い、子どもたちが成長とともにつまづく場面が多様化してきました。また、新型コロナウイルス感染症感染防止対策により、学校生活や子どもたちの日常は大きく変化しました。そのようななかで、子どもたちの多様化、複雑化する課題への適切な教育環境の整備が求められています。GIGAスクール構想による個別最適化の学びや協働的な学びの充実、これからの共生社会を生きていく子どもたちが育つためには欠かせません。そのためには、さらなるICT環境整備並びに支援体制の確保と充実が必要であるといえます。

解決に向けた町の取り組み

町の教育施設は建築から35年以上経過している建物がほとんどで老朽化が著しく、現在、小中学校7校中校舎3校の大規模改修が完了していますが、引き続き体育館や給食棟を含め教育環境の改善に取り組みます。

児童・生徒・教員に対して、一人一台の端末を配備し教育環境のICT化を推進していますが、すべての教員がICT分野における技能を習得し、効率的に授業に活用できるよう、その支援に努めます。

精密機器の耐用年数は他の製品と比べ短く、またその技術革新のスピードはめまぐるしいものであります。ICT化の推進には、機器の更新や配備が必要不可欠なため、継続的な環境整備を行います。

教員の校務を効率化し、児童生徒と向き合う時間を増やすため、支援が可能なシステムや教材の確保に努め、効率的な運用を図ります。



端末を使用した授業



桑村小学校と丹那小学校の遠隔授業

学校教育

教育

基本目標4 生涯にわたる学びを支える教育・文化づくり

基本方針

- 学校施設、設備の充実による安全安心、多様な学びに対応できる教育環境をつくれます。
- 学校施設長寿命化計画をもとに、優先順位をつけ、計画的に大規模改修を行います。
- 学校におけるICT教育環境整備と同時に教員研修を行い、指導力を育成する体制を整え強化していきます。

施策の基本方向

- (1) 安全で安心な次世代の教育環境づくりのための施設整備や衛生対策の充実
- (2) 設備・システムの整備と同時に各学校教員の研修や連携
- (3) 継続的なICT教材や端末の確保

主要事業

- ◆ 大規模改修等による安全・安心・快適な環境づくり
- ◆ ICTを活用した教育活動の推進
- ◆ トイレの洋式化
- ◆ 学習環境及び学校の周辺整備
- ◆ 学校給食費の公会計化

協働の視点

学校支援ボランティア活動に参加しましょう。

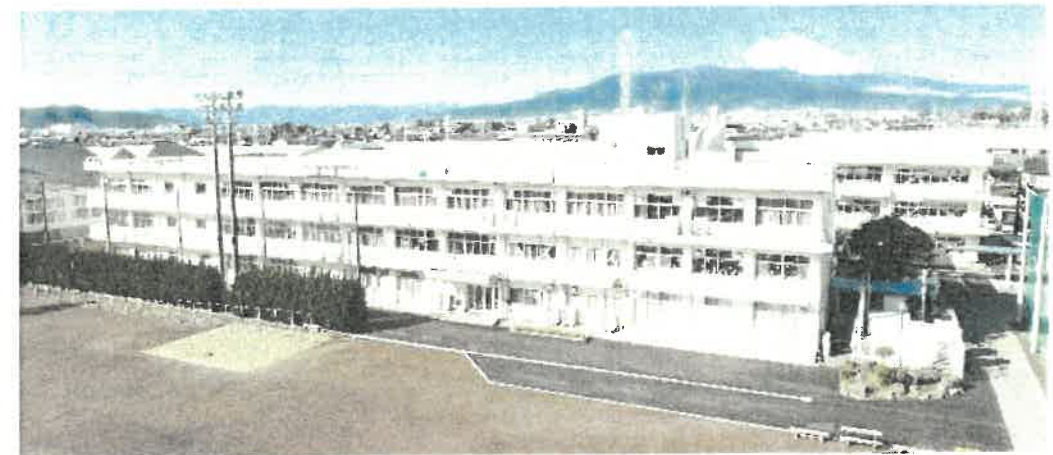
学校の環境整備活動に参加しましょう。

学校設備や備品は大切に扱きましょう。

地域行事に積極的に参加しましょう。

めざす目標

小中学校校舎老朽化による大規模改修完了校数(全7校中)
現状数値(令和3年度)..... 3校
目標数値(令和8年度)..... 5校
授業における端末使用率(全7校の平均値)
現状数値(令和3年度)..... 67.4%
目標数値(令和8年度)..... 95%



大規模改修後の函南中学校

総論

1 将来都市像の実現に向けて

2 基本計画の構築体系

3 後期基本計画の取り組み

基本目標1 環境・防災

基本目標2 社会基盤

基本目標3 健康・福祉

基本目標4 教育

基本目標5 産業

基本目標6 交流・広がり

総論

1 将来都市像の実現に向けて

2 基本計画の構築体系

3 後期基本計画の取り組み

基本目標1 環境・防災

基本目標2 社会基盤

基本目標3 健康・福祉

基本目標4 教育

基本目標5 産業

基本目標6 交流・広がり

基本目標4 生涯にわたる学びを支える教育・文化づくり

基本目標4 生涯にわたる学びを支える教育・文化づくり

教育

社会教育

社会教育

教育

社会教育



1. 生涯学習の推進

社会的な潮流と課題

生涯学習は、人々が自己の充実や生活の向上のため生涯を通じて行う活動のすべてを示します。

国の中央教育審議会で、新しい時代を切り開く生涯学習の振興策として「知の循環型社会」の構築が提言されました。社会・経済の変化に伴う学習需要への対応と、学習者自身の技能・経歴の向上や社会制度の基盤である人材育成につながるなど、重要な意義を持つ生涯学習は、社会・経済の発展が期待されます。

解決に向けた町の取り組み

町民一人ひとりが、生涯にわたって自ら学ぶとともに、学んだ成果を活かして自己実現を図る生涯学習社会を推進することが重要です。町では青少年学習事業、成人学習事業等を実施し、年代に合わせた多様な学習機会を提供しています。

自発的な生涯学習を支援するために、ボランティア講師を登録し、紹介することにより町民に自身の学習成果やキャリアを活用する機会や場を提供しています。

基本方針

- 町民の各年代における多様な学習ニーズに対応した各種講座・イベントを開催します。
- 自らの学習や経験で身につけた知識と技能を活かし、人に教えることによりさらに学ぶというサイクルの活性化により、「知の循環型社会」の構築を図ります。
- 町民の学びの成果発表の場として、文化祭を開催します。
- 生涯学習のきっかけづくりとして、かんなみ生涯学習塾、チャレンジ大学を開催します。
- 町民の生涯学習推進のため、活動しやすい環境づくりを進めます。
- 快適な学習環境を提供するため、文化センター及び各施設の計画的な維持管理に努めます。

施策の基本方向

- (1) 多様なニーズに応える学習機会の拡充
- (2) 学習の成果を活かす発表の場の確保
- (3) 文化センターを中心とした学習環境の適切な維持管理と整備充実
- (4) 生涯学習指導者及び講師の確保



函南町文化祭（発表の部）



函南町文化祭（展示の部）

主要事業

- ◆ ライフステージに合わせた生涯学習事業の充実
- ◆ ボランティア講師の人材バンクの促進及び活用
- ◆ 自治会、子ども会、スポーツ団体、ボランティア団体等が実施する社会教育活動、地域活動等への支援事業の推進
- ◆ 生涯学習活動推進のための拠点施設の整備充実

協働の視点

ボランティア講師の人材バンクを利用し、自治会主催イベント等への講師派遣を促し、地域での学習機会を創出しましょう。

社会教育活動、地域活動等へ積極的に参加しましょう。

生涯学習を通してともに学ぶ仲間に出会い、人と人のつながりを深め広げましょう。

めざす目標

文化センター利用者数
現状数値(令和元年度)・・・ 63,505人
目標数値(令和8年度)・・・ 80,000人

※ 文化のプラザを含む



デッサン教室（生涯学習塾）



チャレンジ大学



初心者のためのやさしいギター教室（生涯学習塾）

総論

1 将来都市像の実現に向けて

2 基本計画の構築体系

3 後期基本計画の取り組み

基本目標1 環境・防災

基本目標2 社会基盤

基本目標3 健康・福祉

基本目標4 教育

基本目標5 産業

基本目標6 交流・いきいき

総論

1 将来都市像の実現に向けて

2 基本計画の構築体系

3 後期基本計画の取り組み

基本目標1 環境・防災

基本目標2 社会基盤

基本目標3 健康・福祉

基本目標4 教育

基本目標5 産業

基本目標6 交流・いきいき

基本目標4 生涯にわたる学びを支える教育・文化づくり

教育

社会教育

2. 青少年健全育成の充実

社会的な潮流と課題

情報化やグローバル化の進行など、青少年を取り巻く環境は急速に変化しており、多様な社会に適切に対応できる能力を育成することが課題とされています。

また、核家族化やインターネットの普及などにより、人と人とのつながりが希薄化し、地域や家庭における教育力を向上するための支援が求められています。

解決に向けた町の取り組み

青少年が健全に成長できる環境を守るためには、地域社会が一体となって、各種活動を推進することが重要です。

町では、学校、地域、家庭、関係機関などと連携して、あいさつ運動やパトロールを継続的に実施しています。また、青少年健全育成活動や家庭教育支援などを行い、青少年の健やかな成長を支援しています。

基本方針

- 心豊かな青少年を育てるため、家庭や地域社会が一体となって青少年健全育成に努めます。
- 青少年に学習・交流の場と機会を提供し、教育相談・指導体制の充実に努めます。



あいさつ運動

施策の基本方向

- (1) 青少年健全育成活動の充実
- (2) 地域間・地域における交流
- (3) 各関係機関との連携

主要事業

- ◆ 青少年の地域行事への参加促進
- ◆ 青少年健全育成大会、体験活動、学習活動、サークル活動の充実
- ◆ 青少年の健やかな成長を阻害する要因を排除するための活動への支援
- ◆ 青少年の健やかな成長を見守るための体制整備
- ◆ 家庭教育支援や親子共同体験活動の実施

協働の視点

青少年に関わる有害環境のない社会を目指しましょう。

地域の子どもは、地域で育てましょう。

青少年育成活動に積極的に参加しましょう。

地域からの声かけやあいさつを推進しましょう。

めざす目標

あいさつ運動参加者数
現状数値(令和元年度)・・・1,250人
目標数値(令和8年度)・・・1,500人



ながら見守りステッカー

社会教育

3. 男女共同参画社会の推進

社会的な潮流と課題

平成27年度に、「女性活躍推進法」に基づく特定事業主行動計画が策定され、女性の社会進出が求められています。

子育て支援の充実、介護支援の充実、生涯にわたる健康支援等とともに、セクハラ防止・女性リーダーの育成・審議会等委員への女性の登用等、多くの分野にまたがり推進されています。

また、LGBT※1を始めとする多様な人が、互いを認め合える、豊かで活力ある社会の実現が求められています。

解決に向けた町の取り組み

男女共同参画社会の形成は、学校・職場・地域社会それぞれで取り組むことが重要です。

社会を構成するすべての人が、互いにその人権を尊重し責任を分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現が求められています。

町でも「第2次函南町男女共同参画計画」の見直しを行い、新たな取り組みを推進していきます。

基本方針

- 町の各種事業をはじめとして、あらゆる機会を捉え、性別による固定的役割分担意識や社会慣行の見直しなどを率先して行います。
- 男女共同参画の視点を取り入れた施策の展開を行うとともに、審議会等への女性登用・参画を促します。



父と子のパン作り教室
(男女共同参画学習事業)

※1 LGBT:レズビアン(L)、ゲイ(G)、バイセクシャル(B)、トランスジェンダー(T)の頭文字をとった単語。セクシャル・マイノリティ(性的少数者)の総称として使用される。

教育

施策の基本方向

- (1) 認め合う人づくり
- (2) 参画する社会づくり
- (3) 働きやすい環境づくり
- (4) 安心して暮らせる地域づくり

主要事業

- ◆ 女性リーダーの育成・審議会等委員への女性の登用参画の推進
- ◆ ワークライフバランスの推進
- ◆ あらゆる差別、暴力の根絶

協働の視点

学校・職場・地域においてすべての人が互いに認め合い尊重しましょう。

性別による固定的役割分担意識をなくしましょう。

安心して子育てや介護ができるまちづくり、地域づくり、家庭づくりをしましょう。育児休業制度や介護休業制度を知り取得しましょう。

地域活動に進んで参加し、みんなが安心して暮らせる「居場所づくり」をしましょう。困ったことがあったら相談できる人を持ちましょう。

めざす目標

審議会等における女性の登用率
現状数値(令和2年度)・・・35.2%
目標数値(令和8年度)・・・40.0%
函南町職員における女性管理職登用率
現状数値(令和2年度)・・・16.6%
目標数値(令和8年度)・・・30.0%

総論

1 将来都市像の実現に向けて

2 基本計画の施策体系

3 後期基本計画の取り組み

基本目標1 環境・防災

基本目標2 社会基盤

基本目標3 健康・福祉

基本目標4 教育

基本目標5 産業

基本目標6 交流・交流

総論

1 将来都市像の実現に向けて

2 基本計画の施策体系

3 後期基本計画の取り組み

基本目標1 環境・防災

基本目標2 社会基盤

基本目標3 健康・福祉

基本目標4 教育

基本目標5 産業

基本目標6 交流・交流

基本目標4 生涯にわたる学びを支える教育・文化づくり

教育

社会教育

5. スポーツ・レクリエーションの推進

社会的な潮流と課題

スポーツは、人格の形成・体力の向上・健康長寿の礎であるとともに、地域の活性化やスポーツ産業の広がりによる経済的効果等、明るく豊かで活力に満ちた社会を形成するうえで欠かすことができません。

しかし、令和2年、新型コロナウイルス感染症の出現は人々の生活に大きな影響をもたらしました。特に感染リスクが高いとされるスポーツは、様々な制限を強いられ、活動もままならない状態が続き、スポーツの機会が奪われました。各区では運動会等の行事も中止され、地域をつなぐスポーツの機会が減り、地域社会の希薄さに拍車をかけ、スポーツのもたらす喜びや楽しさを共に感じる機会が減少しています。

今後は、新型コロナウイルス感染症の動向を踏まえつつ、地域をはじめ、人々がスポーツをしやすい環境、活動の機会を提供し、スポーツを盛り上げていくことが必要と考えられます。また、この機会に、新たなスポーツの形の構築も求められます。

解決に向けた町の取り組み

町では、「グラウンドゴルフ大会」、町スポーツ推進委員会との連携による「ペタンク大会」や「ニュースポーツ大会」等を開催しています。

「スポーツのまち函南」宣言に基づき、赤ちゃんから高齢者・障害のある人まで、様々なスポーツに関わることができるような場の提案、提供を目指し、函南運動公園を始めとした既存の体育施設を、より効率的に活用していくことが期待されています。

一年遅れとなりましたが、国内で開催された東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の日本人選手の活躍に、国内でのスポーツへの関心は高まっています。魅力あるスポーツの推進や、トップアスリートを目指す人材の育成を目指します。

基本方針

- スポーツ・レクリエーションのための整備を行い、町民・民間が施設を利用しやすい環境づくりに努めます。
- スポーツ推進計画に基づき、アクションプランの達成を目指します。
- スポーツを「する・みる・ささえる」を醸成させるプログラム作成に取り組みます。
- ニュースポーツの体験教室・大会を開催し、ニュースポーツの推進・普及を行います。
- 函南運動公園を利用したイベントを実施します。
- 函南町スポーツ推進計画後期計画（令和元年度～令和5年度）の目標達成に向け、スポーツの推進を図ります。



駅伝練習会



グラウンドゴルフ大会

基本目標4 生涯にわたる学びを支える教育・文化づくり

社会教育

教育

施策の基本方向

- (1) 既存体育施設等の効率的・効果的な維持・管理
- (2) スポーツ活動の充実

主要事業

- ◆ 函南町スポーツ推進計画アクションプランの実行
- ◆ 体育施設整備事業の促進
- ◆ 町民参加型スポーツイベントの充実

協働の視点

生涯にわたりスポーツを楽しめる環境をつくりましょう。

町民ひとり1スポーツの実現を目指しましょう。

めざす目標

運動公園利用者数
現状数値(令和元年度)・・・ 40,650人
目標数値(令和8年度)・・・ 50,000人



ニュースポーツ体験教室

「スポーツのまち函南」宣言

わたしたち函南町民は、スポーツの振興を図り、スポーツを通じ、健康で楽しい心と体をつくり、夢と希望のある、明るく元気なまちづくりを積極的に進めるため、ここに「スポーツのまち函南」を宣言します。

- 1 スポーツに親しみ、赤ちゃんから高齢者・障害のある人まで、健康で元気に生活できる、生涯スポーツのまちを目指します。
- 2 スポーツを通して、夢や目標に向かって努力する心を育み、青少年健全育成のまちを目指します。
- 3 スポーツを通して、日本や世界に向けた「チャレンジ精神」を育て、夢と希望のあるまちを目指します。
- 4 スポーツを通して、世代間・地域間の交流を図り、明るく活力あふれるまちを目指します。

函南町はここに「スポーツのまち函南」を宣言します。

平成28年11月15日 函南町

総論

1 将来都市像の実現に向けて

2 基本計画の施策体系

3 後期基本計画の取り組み

基本目標1 環境・防災

基本目標2 社会基盤

基本目標3 健康・福祉

基本目標4 教育

基本目標5 産業

基本目標6 交流・協働

総論

1 将来都市像の実現に向けて

2 基本計画の施策体系

3 後期基本計画の取り組み

基本目標1 環境・防災

基本目標2 社会基盤

基本目標3 健康・福祉

基本目標4 教育

基本目標5 産業

基本目標6 交流・協働

基本目標4 生涯にわたる学びを支える教育・文化づくり

教育

社会教育

6. 芸術・文化の振興と文化財の継承

社会的な潮流と課題

芸術・文化は、**社会情勢の変化に伴い、学術・教育的な役割や価値、地域活性化、観光資源としての役割など、様々な需要が生じています。その魅力の向上や周知を図ることで、教育、まちづくり、観光等に生かしながら、保存、活性化、そして後世への継承が求められています。**

一方、少子・超高齢化や単身世帯の増加等の影響により、地域コミュニティの衰退と芸術・文化の担い手不足が指摘されています。

解決に向けた町の取り組み

芸術・文化に親しむための環境整備、**活動支援**の推進が重要であり、町に住む人々が愛着と誇りをもてるような行事の充実に努め、サークル活動・自主的活動を通して、芸術・文化を創造する機会の充実に努める必要があります。

町内には多くの文化遺産が点在し、我が国の歴史・文化を理解するうえで重要なものも含まれています。それら文化財・文化的資源を指定文化財または登録文化財として保護し、活用を図っています。

なお、文化財の調査研究、保存、公開活用の責務を果たすには専門的な知識と経験が必要となっています。

基本方針

- 町民の文化活動が活発に行われるよう、文化施設や文化団体・企業等、文化を支える様々な主体が活動しやすい、環境づくりを進めます。
- 仏の里美術館等の活用により芸術・文化を継承します。
- 仏の里美術館を案内するボランティアガイドの養成・活用を行います。
- **文化財保存活用地域計画**の策定にかかる検討を進めます。

施策の基本方向

- (1) 芸術・文化活動の育成の推進
- (2) **かんなみ仏の里美術館を始めとする各種生涯学習施設の維持管理**
- (3) 郷土芸能・伝統行事への支援
- (4) 各種イベントの開催
- (5) 文化財の指定・登録・保護
- (6) 文化財にかかる資料の収集、調査、研究**及び**成果の公開
- (7) 文化財の維持管理に要する費用の一部補助
- (8) 所有者または管理団体による文化財活用事業への支援等



町指定天然記念物「火雷神社断層」



町指定民俗資料「桑原西国三十三所観音霊場」

基本目標4 生涯にわたる学びを支える教育・文化づくり

社会教育

教育

主要事業

- ◆ 地域の伝統文化の継承と育成**及び**支援事業
- ◆ 指定文化財の保存整備事業
- ◆ 文化財付随施設の改修・整備
- ◆ 指定文化財解説看板の多言語化サインの整備
- ◆ **静岡県GISシステムの活用促進**

協働の視点

ふるさとの宝である文化財を守り、継承し、後世に伝えていきましょう。
文化活動へ参加し、人の和を広げましょう。
文化活動の成果を発表する場に積極的に参加しましょう。

めざす目標

仏の里美術館入館者数

現状数値(令和元年度)・・・ 17,666人
目標数値(令和8年度)・・・ 25,000人



かんなみ仏の里美術館



かんなみ仏の里美術館 資料展示室



県指定有形文化財「薬師如来像・十二神将像」



重要文化財「阿弥陀三尊像」

総論

1 将来都市像の実現に向けて

2 基本計画の施策体系

3 後期基本計画の取り組み

基本目標1 環境・防災

基本目標2 社会基盤

基本目標3 健康・福祉

基本目標4 教育

基本目標5 産業

基本目標6 交流にむかう

総論

1 将来都市像の実現に向けて

2 基本計画の施策体系

3 後期基本計画の取り組み

基本目標1 環境・防災

基本目標2 社会基盤

基本目標3 健康・福祉

基本目標4 教育

基本目標5 産業

基本目標6 交流にむかう

資料 4

議事

(3) 報告事項について

イ GIGAスクール構想の取り組み状況について(報告)

G I G Aスクール構想の取り組み状況について

1 G I G Aスクール構想による端末整備状況（令和2年度末までに完了）

(1) 1人1台端末（クロームブック）

・小学校児童用 1,829台 中学校生徒用 912台 教員用171台 合計 2,912台

(2) ネットワーク環境

- ・各校に高速インターネット通信環境を整備
- ・授業実施場所（教室、体育館等）にアクセスポイントを設置

(3) 充電保管庫

- ・普通教室に、学級規模に合わせた端末用充電保管庫を設置

2 令和3年度のICT活用促進のための手だて

(1) 教育委員会の取り組み

- ア 一人一台端末の活用方針や活用ガイドライン提示
 - ・町内一斉研修（オンラインで4月14日実施）にてICT教育の目標を周知
 - ・教師用活用ガイドライン「G I G Aかなみ」の随時更新
- イ 活用状況や成果と課題の把握・改善策の検討
 - ・教育の情報化研究推進委員会（年間5回開催）
- ウ 研修の充実（担当者研修の企画・運営及び校内研修の支援）
 - ・Googleコア研修（7月27日）参加者：町内教員40名
 - ・ロイロ活用研修（8月10日）参加者：情報担当者＋研修主任
 - ・各種研修の情報提供（「ロイロ認定ティーチャー」登録を奨励する）

(2) 各学校の取り組み

- ア 各校での運用開始の工夫
 - ・児童生徒に「活用のきまり」を周知した（G I G A開き）
- イ 学校の実態に応じた校内研修を柱に活用を推進
 - ・4月から7月…授業で積極的に利用し、教員間で情報交換しながら活用を広げた
 - ・夏季休業中…①7月までの成果と課題
 - ②担当者が受講：ロイロ研修、Google研修
 - ①、②を生かす校内研修を実施。9月以降の活用充実につなげた
 - ・9月以降…O J T研修、講師を招聘しての研修、オンライン研修などを随時実施
- ウ 教員の自主研修を推進
 - ・ロイロ社やのGoogle社の提供する自主研修を活用する

3 G I G Aスクール構想による成果

(1) 学習活動の充実

ア 1人1台端末を活用した授業改善

- ・課題の提示、意見の集約、共有が即座に可能となった
- ・子供の興味・関心を引き出す教材の提供の幅が広がった（動画、画像等）
- ・試行錯誤により、教科の特性に合わせた端末利用場面や方法を探った
- ・アプリの利用、共同編集、共同制作などによる「主体的・対話的で深い学び」
- ・習熟度や興味・関心を考慮した「個別最適な学習」

イ 新たな授業スタイルの構築

- ・学校間遠隔授業の実施
丹那小と桑村小…合同実施の学校行事準備
東小と西小…外国語活動での交流

(2) 情報活用能力や情報モラルの育成

ア ベースとなる端末操作

- ・教員研修の実施（全体研修、自己研修、OJT研修の推進）
- ・子供たちは適応力、応用力を発揮し、端末操作方法を習得している

イ メディアリテラシーの育成

- ・情報の正しい理解や活用方法を、場面をとらえて指導した。

ウ 情報モラルの醸成

- ・事前指導（インターネットの特性、事例をもとに正しい行動を考える）
- ・道徳の授業（ネットトラブルを起こさない心の耕し）
- ・場面をとらえた情報モラル教育

(3) 校務の見直し（働き方改革）

ア 児童生徒アンケートや学校評価アンケート等の集約・分析

- ・印刷、配布、回収、集計作業の効率化

イ 教職員間の情報共有

- ・Googleドライブ、共有サーバーによるデータ管理

4 令和4年度の推進計画

(1) 家庭におけるICT活用推進

- ・日常的な「持ち帰り」の実践（4月から随時実践）
- ・充電コード追加整備による家庭での使用環境充実
- ・感染症や自然災害時の対応（課題の配布や健康観察、遠隔授業など）

(2) 授業改善、校務の効率化の継続

ア 教員研修の充実

- ・「とにかく使ってみる」（令和3年度）から、「ねらいを明確にした活用」及び「子供が選択する」段階へ

イ 教材の共有化

- ・町内の教員間で教材や教具のデータ共有を推進する



静岡県田方郡函南町立 函南小学校

通常学級・特別支援学級でのドリル学習 ～ それぞれに必要な教材で学ぶ～

函南小学校では、通常学級・特別支援学級のeライブラリ活用についてお伺いしました。活用場面の異なるそれぞれの学級での活用法や活用のメリットを御紹介いたします。

■ 通常学級：朝学習、テスト前の復習

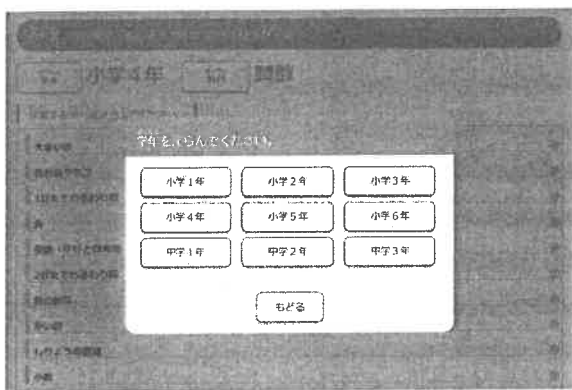


通常学級では、15分間の朝学習や単元の復習にeライブラリのドリル教材などを活用しています。

朝学習はこれまでプリントに取り組んでいましたが、Chromebook導入後はeライブラリに置き換えて実施しています。先生が一斉に課題を配信すると、児童は楽しそうに学習を進めます。

また、単元テストの前にeライブラリの確認テストという教材に取り組み、力試しをしている学級もあります。どれくらい理解できているのか確認し、対策したうえで単元テストに取り組んでいます。

■ 特別支援学級：個人に適した学び



▲取り組む教材は9学年の教材の中から選べます

特別支援学級を担当されている犬塚先生のクラスには、学年の異なる2名の児童が所属しています。それぞれ学習内容が異なるため、授業中、一方を支援している間、もう一方は先生が指示したeライブラリのドリル教材で基礎の定着を図ります。「4年生でも3年生や2年生の教材が選べるので個人に適した問題に取り組めるのが良いです」と犬塚先生。児童の特性で読み書きが苦手な場合もありますが、選択肢から答えを検討しながら取り組むことができるeライブラリでは、より長い時間集中して問題に取り組めるようになりました。

インタビュー 自分のペースで進めることが学ぶ意欲につながる

eライブラリを使った学習では、児童一人一人が自分のペースで教材に取り組むことができます。例えば、勉強に苦手意識がある児童が自分にとって取り組みやすい問題から学習して自信をつけたり、教員が指示した教材以外にも得意な教科をどんどんすすめて得意なことをのばしたり、それぞれのペースで学習を進めています。自分のペースで取り組めることが、学ぶ意欲につながっていると感じています。

また、学習を進めていくと、メニュー画面で植物が育つ仕掛けがあります。児童が成長を喜んでいる姿も見られ、意欲的に取り組むきっかけになっているようです。

今後は、一人一人に適した学習方法をより生かして、児童の苦手補充などにうまく活用していきたいと考えています。



特別支援学級担当 兼
情報担当
犬塚 康至 先生

静岡県田方郡函南町立丹那小学校



朝学習・授業でドリル学習

～ドリルと先生の声かけできめ細やかな学習支援～

丹那小の朝学習は、火曜日にChromebookの操作に慣れる時間（Chromeタイム）と、木曜日に主体的に学習する時間があります。朝学習でeライブラリのドリルに取り組む習慣を付けることで、児童が短時間で学習できる活用法を御紹介します。

朝学習でドリルを習慣化



▲ポータルサイトからシングルサインオンできるので、すぐにドリル学習が始まります

朝学習では、低学年は先生が教材を指定し、高学年は学習する教材を自分で考えて継続的に取り組みます。

eライブラリの自動採点で「○だった!」と喜ぶ児童に先生は「ナイス!」と声をかけます。eライブラリを通して、先生が一人一人に声をかけながら達成感を共有することで、少人数ならではのアットホームな雰囲気での学習支援をしています。

ポイント

朝学習の継続活用でドリル学習を習慣付ける

授業の「すきま」と「まとめ」で短時間のドリル学習



▲机の横のバッグに端末を入れているので、文房具のように使えます

朝学習で操作に慣れている児童は、授業の「すきま」や「まとめ」で気軽にeライブラリを使います。

端末を使いたいとき、机の横のバッグからさっと取り出し、シングルサインオンで取り組めるので、自分の学習ペースを崩さずに、短時間でのドリル学習に集中することができます。

ポイント

机の横にある端末とシングルサインオンで授業の短時間でも取り組みやすくする

インタビュー 児童の気持ちに寄り添ったきめ細やかな支援を

児童はドリルに○が付くと喜び、×が付くと落ち込むように、eライブラリで問題演習をすると、ささいな気持ちの変化を拾うことができます。教員は、一喜一憂する児童に対してそれぞれに合った励ましの言葉をかけて、本校が掲げるきめ細やかな支援に生かしています。

授業参観で、保護者の方にeライブラリで学習する児童の様子を見ていただくと、「おお!すごい!」と目を丸くして感心していました。今後、学級全体への宿題や地域の方から学習支援していただく際の教材として、活用の幅を広げていきたいと思えます。



教務主任
下山 祐二先生



静岡県田方郡函南町立 桑村小学校

単元テスト前の復習にドリル学習

～授業のサイクルに組み込んで活用～

桑村小学校では、単元の終末での振り返りや朝学習にeライブラリを活用しています。単元の終末での利用は2年生～6年生が行っており、学校内で共通した取り組みとなっています。理科での活用を御紹介します。

単元テストの前時に学習内容の復習



▲eライブラリの時間が始まると、児童は静かに集中して教材に取り組みます

松井先生の理科の授業では、単元テストの前の時間に単元の復習を行います。教科書の練習問題に加え、eライブラリのドリル教材、確認テストに取り組みます。

ドリル教材は、「基本」「標準」レベルを必須の課題とし、「挑戦」は余った時間で取り組む流れが定番化しています。

3年生～6年生のどの学年も、eライブラリを使った復習の時間を授業のサイクルに組み込み、確実な学習内容の定着に取り組んでいます。

●授業の流れ

前半20分
教科書の
練習問題

後半25分 eライブラリ

ドリル教材
基本・標準

確認テスト

余った時間

ドリル教材
挑戦

先生の声掛けで学びを後押し

ドリル教材の「挑戦」レベルの問題は、習った知識を使って考えさせる、少し難しい問題も含まれています。1発で100点をとることにこだわる児童は、×がつくことでやる気を失ってしまうこともあります。先生は、「間違えてしまっても仕方ない問題もあるからあまり気にしないでいいよ」と声を掛けて自信をつけます。また、反対にできるだけ早く解くことにこだわる児童には、「きちんと正答率にこだわろう。時間じゃないんだよ」と正答率に意識を向けるように声を掛け、Chromebookを活用した学びがより効果的になるように支援しています。

インタビュー いち早い周知で広がる活用

eライブラリはChromebookで利用できるようになった1週間後には教員の間で体験を行い、いち早く周知できるように心掛けました。ICTが得意でも苦手でもChromebookに慣れるように水曜日の朝学習は「タブレットタイム」という時間を設けていました。結果としては、水曜日以外もどんどん活用が広まっていき、朝学習にeライブラリを活用している学級や、個別に取り組むドリル以外にもフラッシュカード教材や挑戦問題を提示して発問に利用するなど、各クラスで工夫した利用が進んでいます。活用を進めている6年生のクラスでは、社会の単元テストで知識面の平均点が上がったという学習面の効果も見られました。今後は端末の持ち帰りに合わせ、家庭での自主学習ツールとしても活用を進めていきたいです。



教務主任・情報担当
松井 靖国 先生

静岡県田方郡函南町立 東小学校



授業・隙間時間でドリル学習 ～ 個に適した学びの充実で意欲向上～

東小学校では、授業や隙間時間でeライブラリを日常的に活用しています。児童一人一人への支援が充実し、学習意欲の向上に効果が見られました。それぞれの場面での活用法やメリットを御紹介します。

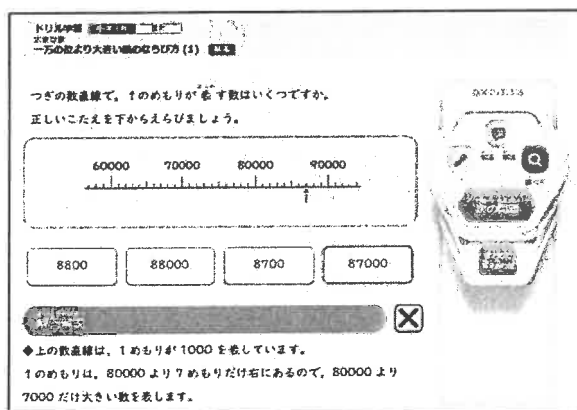
授業の終わりに先生から教材を配信



3年生の算数では、授業の終わりにeライブラリで問題演習をしています。「学習指示」で取り組む教材を先生が指定し、配信することで、児童は迷うことなくスムーズにドリルに取り組めます。先生は教室の後ろから学級の様子を確認し、手が止まっている児童をフォローします。

eライブラリは自動採点されるため、ノートで演習をしていた時に丸付けの対応で支援できなかった児童に対しても、直接支援する時間が確保できるようになりました。

自分で選んで教材に取り組む



▲ドリル教材は全問解答解説付き

東小学校では、給食後の時間や雨で外に出られない日の休み時間などの隙間時間でも自主学習用ツールとして活用しています。

児童は学習したい教材を自分で選び、取り組みます。eライブラリでは、基本・標準・挑戦の3つのレベルから自分にあった難易度の教材に取り組めたり、間違えても解答解説をすぐに確認できたりするため、個に適した学習ができます。

インタビュー 児童の学びに向かう意欲が向上

児童が自主的にeライブラリを利用できるように、授業での教材配信を中心とした学習に加え、自由学習から自ら考えて教材に取り組めるように意識して運用しています。児童からは「楽しい勉強になる!」「集中してやれる!」といった声や、これまでは問題演習に後ろ向きな姿勢をみせていた児童からも「eライブラリならやる!」といった声も聞かれるようになり、学びに向かう意欲が高まりました。

現在は、復習での利用がメインになっていますが、今後は児童が自主的に予習に使えるような活用を進めていきたいと考えています。



3年生担当
工藤 さやか 先生



静岡県田方郡函南町立 西小学校

朝学習・隙間時間でドリル学習 ～自分で選んだ教材で主体的に学ぶ～

西小学校では、朝学習や隙間時間でeライブラリを活用しています。「西トレ」と呼んでいる朝の学習ではeライブラリで学力向上に取り組んでいます。活用場面や活用のねらいを御紹介いたします。

「朝の学習「西トレ」での活用



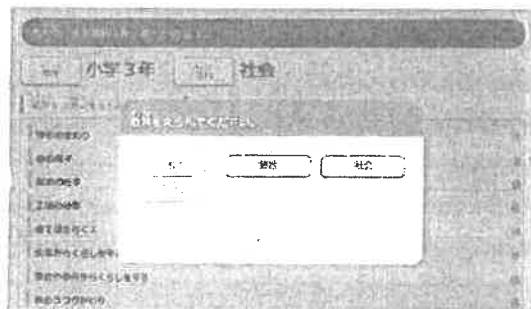
西小学校では、各学年で週1回、学力向上の取り組みである「西トレ」を朝の15分を使って実施しています。

Chromebookが整備される以前は、プリントや問題集で学習していましたが、端末が整備されたことをきっかけに、「eライブラリを西トレでやろう!」と1学期中に全学年で取り組みが始まりました。

児童は「西トレ」＝「eライブラリをやる時間」と認識しており、スムーズにドリル学習がスタートします。

画面に出題される問題に集中するため、「これまでよりもより集中して静かに取り組んでいる」と子どもたちの様子にも変化がみられました。

「テストの隙間時間に補充学習



▲教科、単元を自分で選んで取り組みます

「西トレ」の時間以外にも、山本先生のクラスでは、テストが早く終わった子どもの自主学習にeライブラリを1つの選択肢として取り入れています。解法が分かってしまうこともあるので、取り組む教材はその時のテストの教科以外から自分で選択します。「西トレ」でも、テストの隙間時間でも、教材は児童が自分で選ぶように声掛けをし、主体的に学習ができるようにしています。

インタビュー 自分の得意、不得意を自分で見つけて取り組む力を養う

eライブラリを活用しているねらいは、学力向上に加えて、自分で弱いところを見つけて補ったり、得意なところを伸ばしたりと、自分で学習すべきところを見つけて取り組むという力をつけることも挙げられます。

そのため、eライブラリを活用するときには児童が教材を自由に選んで取り組めるようにしています。教材選びに迷っている児童には「苦手なところはない?」「ここをやってみるのもいいんじゃない?」と声掛けをし、児童に寄り添いながら教材選びの支援をしています。

来年度は、学年ごとにICT活用の指標を定めていくことを検討しています。各学年で足並みをそろえながら、より効果的な活用に繋げていきたいと思っています。



情報担当
山本 歩 先生



静岡県田方郡函南町立 函南中学校

ドリル・プリントねらいにあわせた活用 ～それぞれの良さを生かして使い分け～

函南中学校では、デジタルのドリル教材で反復学習、紙のプリント教材で家庭学習、というように学校内外でeライブラリの教材を活用しています。それぞれの活用シーンでの活用のねらいや活用法を御紹介します。

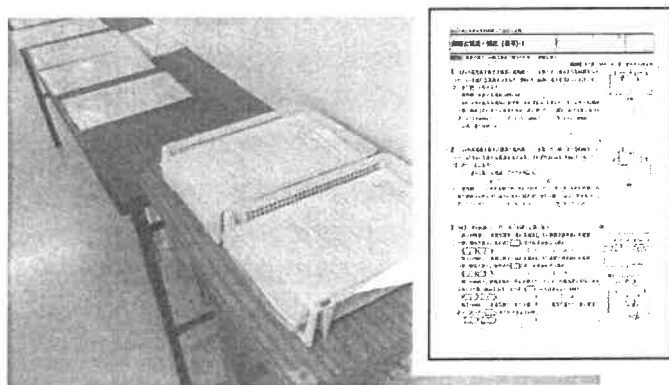
ドリル教材で反復学習



土屋先生の理科の授業では、毎時間Chromebookを活用しています。様々な機能を学習のねらいに合わせて利用しています。

eライブラリは特に計算の単元など、反復学習が必要な場面で利用し、知識の定着を行っています。生徒は正答率を気にしながらドリルに取り組めます。間違えた場合も繰り返し取り組めるので、自然と反復学習を行えるようになりました。

プリント教材で家庭学習



▲プリントが必要な人は、先生があらかじめ印刷しておいた中から選びます

函南中学校では、1日1ページ生徒が自由に決めた学習をする「家庭学習ノート」という取り組みを実施しています。学習する内容に困ってしまう生徒には、自由に利用できるプリントを用意し、学習を後押しします。プリントはeライブラリに収録されている教材から印刷しており、必要な生徒は廊下の隅に用意したプリントの中から必要なものを選びます。テスト前には、苦手な単元のプリントで復習するなど、目的に合わせて選んでいます。

インタビュー 一人一人異なる学習の進度に寄り添える

生徒はeライブラリのドリル教材を楽しみながら取り組んでいるように感じます。授業中の隙間時間に「先生、eライブラリやってもいいですか？」と積極的な発言もありました。自ら進んで教材を開き、自分に足りない知識を補充する習慣ができたのは、利用している上での効果だと感じています。

また、eライブラリのドリル教材は生徒自身が難易度を選ぶことができるなど、一人一人異なる学習の進度に対応できるため、重宝しています。これまでは早く課題が終わった場合のために余分にプリントを用意していましたが、そこで使えるようになったことで教材準備の手間が省けているという効果も感じています。

今後、端末の持ち帰りが進めば、家庭での課題としても利用し、活用の幅を広げたいと考えています。



理科担当
土屋 俊二 先生



静岡県田方郡函南町立 東中学校

朝学習・授業前・テスト対策でドリル学習

～ 生徒の学ぶ意欲を高め、生徒指導にも繋げる～

東中学校では、毎週水曜日の朝学習や授業前の時間、単元テスト対策など、幅広い場面でeライブラリを活用しています。学校の運用面の工夫と、学びに向かう生徒の様子についてお話を伺いました。

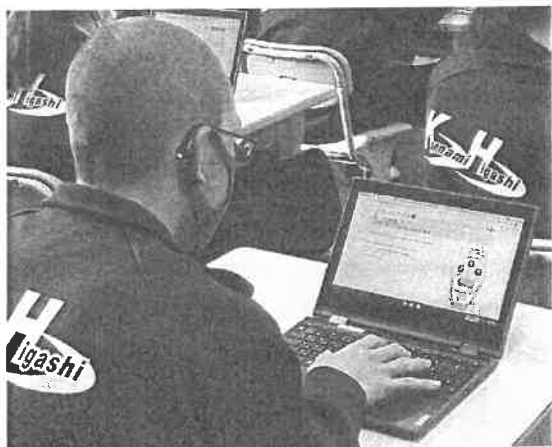
2分前着席×ドリルで始まる授業



東中学校では、2分前着席で授業を始める仕組み作りをしています。その時間に先生からeライブラリで問題を出题しておくことで、**教室移動時も自発的にタブレットを開いて着席し、問題に取り組むようになりました。**

学習状況や成績などのデータは先生から確認できるため、生徒も限られた時間内で取り組み、成績を提出します。**2分前着席×ドリルが習慣化し、生活指導の面でも、落ち着いた雰囲気での授業のスタートが切れるようになりました。**

単元テスト前の確認テストで弱点克服



後藤先生の数学の授業では、単元テスト時に授業前半の10分で確認テストを行い、できていない部分をドリルや教科書で復習してから、後半の紙のテストに臨むよう指導をしています。

「教科書の内容が網羅されている確認テストをやってみて、できなかったところを復習するというシンプルなことを直感的にできます」と後藤先生。テスト前の時間で個々の弱点や理解の足りなかった箇所を効率的に見つけ、しっかりと補うことで紙のテストに生かしています。

インタビュー 頑張っている生徒をより伸ばせる

eライブラリは授業や単元テスト対策以外でも、家庭学習や全校で行っている毎週水曜日の朝のChromeタイムでも活用しています。生徒からは「**自分のわからないところがわかる**」「**分野ごとになっているから、ピンポイントで苦手な単元を復習できる**」「**どこを復習すれば良いかわかりやすい**」という感想がありました。

生徒に学習履歴を先生が確認すると伝えておくことで、意欲的な生徒はそれを励みに取り組み、**主体的に取り組むという意欲の観点で頑張っている生徒をしっかり評価できるのが良いと感じています。**

今後も生徒が「使って楽しい！やってみよう！」と思える声掛けをしながら、学ぶ意欲を高め、個別最適化された学習に繋げていきたいと思います。



GIGAスクール担当
後藤 卓 先生

広報

かんなみ

令和4年

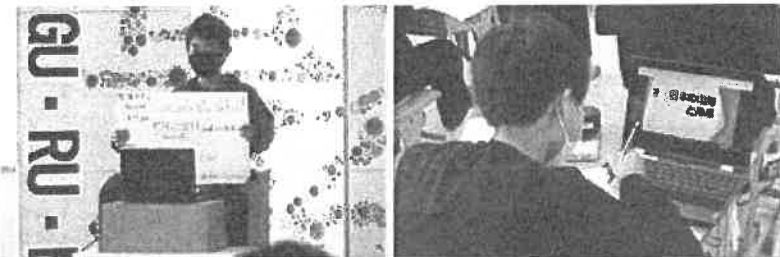
2

No668

月号



広報紙をスマホへ
配信します。



令和時代の 新しい教育スタイルへ



函南町

GIGA

スクール



- P. 2-3 ・函南町 GIGA スクール元年
- P. 4-5 ・令和4年函南町成人式
- P. 6 ・かんなみブランド
- P. 7 ・3月27日(日)は函南町長選挙の投票日

- P.18 ・団体・活動紹介、文芸散歩
- P.19-20 ・Photo Gallery
- P.21-22 ・お知らせページ
- P.23 ・3月カレンダー、3月休日当番医

キラキラすまいる!



やまもと りせい
山本 梨聖さん2歳 (仁田)

恐竜が大好きなりっくん、最近は大
くさんお話もしてくれて楽しいよ。
ねえねと仲良しかわいい姉弟!



やまもと りお
山本 梨愛さん4歳 (仁田)

家族のことが大好きなとっても優し
いりおちゃん。みんなもりおちゃん
のことが大好きだよ。



にしな あれん
仁科 亜蓮さん7歳 (柏谷)

週4で泳いでいます!
オリンピック目指してがんばるぜ!



とりさわ たくみ
鳥澤 巧さん3歳 (宝蔵台)

歌うことと果物と乗り物が大好きな
巧くん。
元気に大きくなってね!

キラキラすまいる!募集中!

町内に在住する1歳から8歳の子どもの写真を募集しています。

企画財政課 (979-8101) へご連絡ください。応募用紙をお渡ししますので、写真と一緒に提出してください。

応募用紙は役場総合案内にも置いてあります。また、函南町ホームページからの電子申請も可能です。

お友だちやご兄弟での応募も歓迎します。



表紙の説明

表紙は、令和3年4月から
町内の小中学校で開始された
GIGAスクールの各学校の様
子をまとめた写真です。

GIGAスクール構想は、こ
れからのデジタル化の時代に対応
することやICTを使って授業
や学習を効率的に行うことができ
ることを目標に進められていま
す。町においても、授業だけでは
なく学校生活のさまざまな場面で
導入した端末やアプリが使われ、
子どもたちにとってなくてはなら
ないツールとなっています。

今月号では、令和3年度に行っ
てきた函南町GIGAスクール元
年の成果をまとめました。特集は
誌面の2ページ〜3ページです。



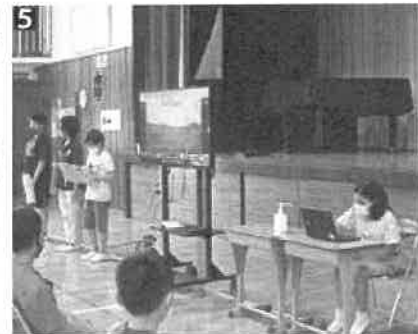
▲ ICT を使用しての遠隔授業

町の人口

令和4年1月31日現在
() は前月比

世帯数: 16,619戸 (-5戸)

男: 18,281人 (-19人) 女: 18,951人 (-29人) 計: 37,232人 (-48人)



- 1 理科の授業でお互いの考えを、端末画面を見ながら説明し合っています。
- 2 体育の授業で、走り幅跳びのフォームや距離を端末を使用して確認合っています。
- 3 画面に送られてきた課題に、実物を操作しながら取り組んでいます。
- 4 町内初の「遠隔交流授業」が、丹那小と桑村小で行われました。
- 5 「交通安全リーダーと語る会」でも ICT 機器は大活躍しています。
- 6 先生たちも効果的な活用を勉強中です。



函南町 GIGA スクール元年

GIGA スクール構想とは、学校内の高速ネットワーク通信環境と、児童生徒1人1台の端末整備を一体的に行い、質の高い学習を実現させることを目標に、文部科学省が掲げた構想です。町では、令和3年3月までに整備を完了し、各学校で取り組みを始まりました。

問合せ先／学校教育課(979-8121)

児童・生徒のこえ

【小学生】

- みんなの絵が「ぱーっと」ならんで見られるのがすごい。(小学1年生)
- タイピング練習でローマ字を覚えることができた。(小学3年生)
- すぐに友だちの意見を知れたり、アンケート結果を見たりできるのでとても便利。(小学5年生)

【中学生】

- 友だち全員の意見を見ることができるので参考になる。(社会)
- 電子の動きを自分で動かしながら説明できて、理解が深まった。(理科)
- 正しい発音を何度も聞き直すことができる。(英語)
- 入試の過去問で自分の腕試しができる。



クロームブック貸与式



GIGA スクール元年の取組
令和3年4月14日に町内全校をオンラインでつなぎ、教職員の「GIGA 開き」を行いました。
この日を皮切りに、各校では学校・学年ごとに工夫した児童生徒向けの「GIGA 開き」が行われました。全員に配布されるクロームブックを大切に扱っていくよう「クロームブック貸与式」を行い、一人一人に校長先生から手渡しする学校もあれば、学年一斉に教室の大型モニターで「ICT を活用したこれからの教育」について説明し、GIGA スクール構想の意味を浸透させてから配布した学校もありました。
初めて端末を手にした子どもたちは「早くこれを使って学習したい」と期待に胸を膨らませていました。

導入した端末やアプリなど

○導入した端末

世界的に学校での使用に定評のあるクロームブックを導入しました。セキュリティ対策や学習に必要な使い方を避ける設定、フィルタリングなどを一括で行っています。



▲ノート PC スタイル



▲タブレットスタイル

○導入したアプリなど グーグルの提供するアプリ

情報共有や課題の提出、小テストなどを行うことができるアプリ、ホワイトボードのように使って仲間と意見を整理するアプリ、アンケートの配布、集計が簡単にできるアプリなどがあります。

○ロイノート

先生が子どもたちの画面に課題を送る、先生に回答を送る、全員分の回答を見るなど、データのやりとりが瞬時にできるアプリです。

e ライブラリ

すべての教科のドリル問題が豊富に収録されています。AI が得意、苦手を判断し、習熟度に合った問題を出題する機能もあります。



東中学校
GIGA スクール担当
後藤 卓 教諭

主体的に学ぶ子どもの育成を目指して

育成を目指して

令和3年4月、生徒たちはどきどきしながら、新しい端末「クロームブック」を手にしました。

東中学校では、授業開始前から生徒が自発的にクロームブックを開いて、落ち着いて課題に取り組んでいます。1年間で、クロームブックは「なくてはならない学習道具の一つ」になっています。

授業では、取り組むことを生徒に提示する際も、関連動画や画像を使って、魅力的で効果的な提示が可能になりました。生徒の考えを把握するにも、端末上で瞬時に確認できます。

授業以外にも、アンケート調査や学校行事など多くの場面でクロームブックは活躍しています。令和3年度は「とにかく使って慣れる」ことを目標として取り組みました。今後は、町内各校の実践を共有し合い、主体的に学ぶ子どもの育成をさらに進めていきたいと考えています。

議事

(3) 報告事項について

ウ 第2次男女共同参画計画改訂版について(報告)

第2次男女共同参画計画改訂版について

1 改訂主旨

町では、男女共同参画の推進に関する基本的な計画として、平成16年（2004年）に「函南町男女共同参画計画」を策定しました。更に、平成21年（2009年）には改訂版が策定され、その後、平成29年（2017年）に「第2次函南町男女共同参画計画」が策定されました。

この「第2次函南町男女共同参画計画」の計画期間は10年と定め、5年が経過した今年、計画の後期部分について見直しを行うこととなりました。

この5年の間に社会情勢は大きく変化し、価値観やライフスタイルも多様化しています。LGBT（レズビアン、ゲイ、バイセクシャル、トランスジェンダーの頭文字）を始めとする、セクシャル・マイノリティ（性的少数者）を含む多様な人々が、お互いを認め合える、豊かで活力のある社会の実現が求められています。

ジェンダー平等は、世界規模で広がり続け、男女共同参画という言葉は、もはや固定的な性別役割分担の解消だけにとどまらず、世の中のすべての人の相互理解、そして安全と安心を希求する幅広い分野にまたがる重要な課題となっており、SDGsの目標にも掲げられています。

社会のあらゆる場面で、誰もが個性・能力を発揮し、意思決定し、主役として活躍できる社会『一人ひとりが認め合い 支え合うまち かなみ』を目指すため、現状に合った内容に改訂しました。

2 改訂についての経過概要

期 日	内 容
R3. 4	第2次函南町男女共同参画の評価及び改善点について、庁内検討開始
R3. 7	評価及び改善点の取りまとめ
R3. 8	改訂版 素案策定
R3. 9. 24	第1回「第2次函南町男女共同参画後期プラン策定委員会」開催
R3. 10. 15	広報かなみ10月号でパブリックコメント実施について周知
R3. 11. 1	パブリックコメント開始
R3. 12. 3	パブリックコメント終了（意見応募0件）
R3. 12	庁内意見聴取、素案修正
R4. 1. 17	第2回「第2次函南町男女共同参画後期プラン策定委員会」開催
R4. 1. 26	議会文教厚生委員会閉会中の所管事務調査提出
R4. 3. 7	「第2次函南町男女共同参画改訂版」策定決裁
R4. 3. 14	庁内企画会議にて報告

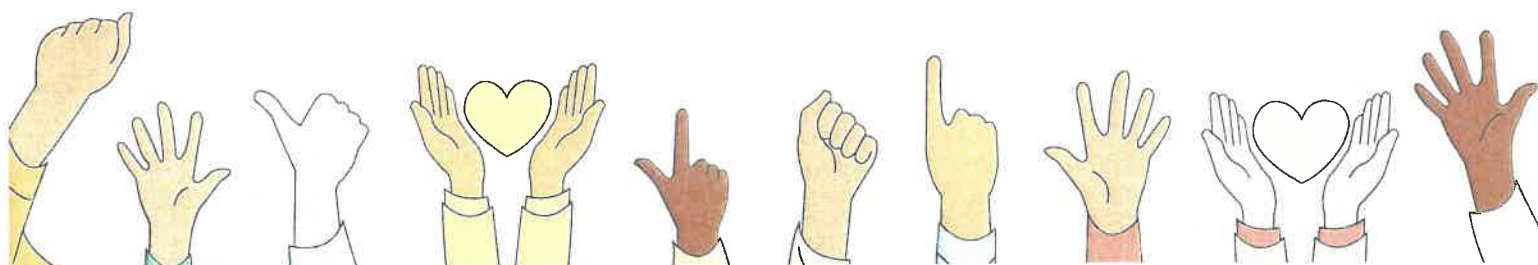
第2次函南町 男女共同参画計画改訂版

い き い き か ん な み 共 生 プ ラ ン

<2022~2026>



令和4年3月
函 南 町



目 次

第1章 改訂版の策定にあたって

1 計画の趣旨	1
---------	---

第2章 計画の基本的な考え方

1 計画の基本理念	2
2 計画の基本目標	2
3 計画の体系	3
4 目指す姿	4
5 計画の期間	4

第3章 函南町の現状と課題

1 人口・世帯の状況	
（1）年齢3区分別人口の推移	5
2 労働力・就業の状況	
（1）女性の就業についての現状	6
（2）性別による男女の役割分担意識について	6
3 政策の場における女性の状況	
（1）審議会等における女性の割合	7
（2）政策の場における女性の割合	7
（3）行政の場における女性の現状	8

第4章 計画の内容

基本目標1 すべての人がともに認め合う人づくり	9
基本目標2 すべての人がともに参画する社会づくり	11
基本目標3 すべての人がともに働きやすい環境づくり	13
基本目標4 すべての人がともに安心して暮らせる地域づくり	14

第5章 計画の推進

1 庁内における計画の推進	17
2 住民、各種団体や企業との連携	17
3 国及び県との連携	17
4 数値目標の設定による推進	17

用語解説	18
------	----

第1章 改訂版の策定にあたって

1 計画の趣旨

令和2年（2020年）に発生した新型コロナウイルス感染症をはじめ、社会情勢を取り巻く環境は、刻々と変化し、価値観やライフスタイルも時代とともに多様化しています。

各種法制度の整備が進み、社会の意識も少しずつ変化をしていますが、いまだに固定的性別役割分担*¹意識やこれを反映した慣習は残されており、男女共同参画社会の実現の妨げとなっています。

私たちを取り巻く新たな状況の中、あらゆる人の人権を尊重し、女性の就業拡大や昇進における差別の撤廃、性的嫌がらせや暴力の根絶、またLGBT*²を始めとする多様な人が互いを認め合える、豊かで活力のある社会の実現が求められています。

函南町では、男女共同参画の推進に関する基本的な計画として平成16年（2004年）に「函南町男女共同参画計画」を策定し、平成21年（2009年）に改訂版が策定されました。その後、平成29年（2017年）に策定した「第2次函南町男女共同参画計画」から5年が経過したことを受け、これまでの取組を見直し、社会情勢の変化に対応しながら、より実行性を持って計画を推進するために、「第2次函南町男女共同参画計画改訂版」（以下本計画という）を策定するものです。



第2章 計画の基本的な考え方

本計画では、第2次函南町男女共同参画計画の考え方を基本として、これまでの取組を総合的に評価し、明らかになった課題、最近の社会的懸案や女性の社会進出等の促進状況を踏まえ、第2次函南町男女共同参画計画の修正及び、取組の追加などを行っています。

1 計画の基本理念

(1) すべての人の人権の尊重

人は法の下において平等であり、これまで男女平等の実現に向けた様々な取組が行われてきましたが、十分な実現に至っていません。男女共同参画社会の実現のためには、性別による差別的な扱いを受けないこと、個人として能力を発揮する機会が確保されること、そして人権が尊重されることが重要です。

(2) 社会における制度または慣習についての配慮

固定的性別役割分担意識等を反映した社会の制度や慣習が、男女共同参画社会の形成を妨げるおそれがあることから、その影響に配慮することが必要です。

(3) 政策等の立案及び決定への共同参画

男女共同参画社会の実現のためには、すべての人が社会の対等な構成員として行政や企業地域などあらゆる場において、政策等の立案や決定に共同して参画する機会が確保されることが必要です。

(4) 家庭生活における活動と他の活動の両立

すべての人が社会参画していくためには、子育てや家族の介護、その他の家庭生活における活動において家庭の構成員が協力し合い、それ以外の活動と両立できるようにすることが重要です。

(5) 国際的協調

男女共同参画の取組は、国際的な動向を踏まえた国の施策と連動していることから国際的な視点をもって施策を推進することが重要です。

2 計画の基本目標

基本目標1

すべての人が
ともに認め合う
人づくり

基本目標2

すべての人が
ともに参画する
社会づくり

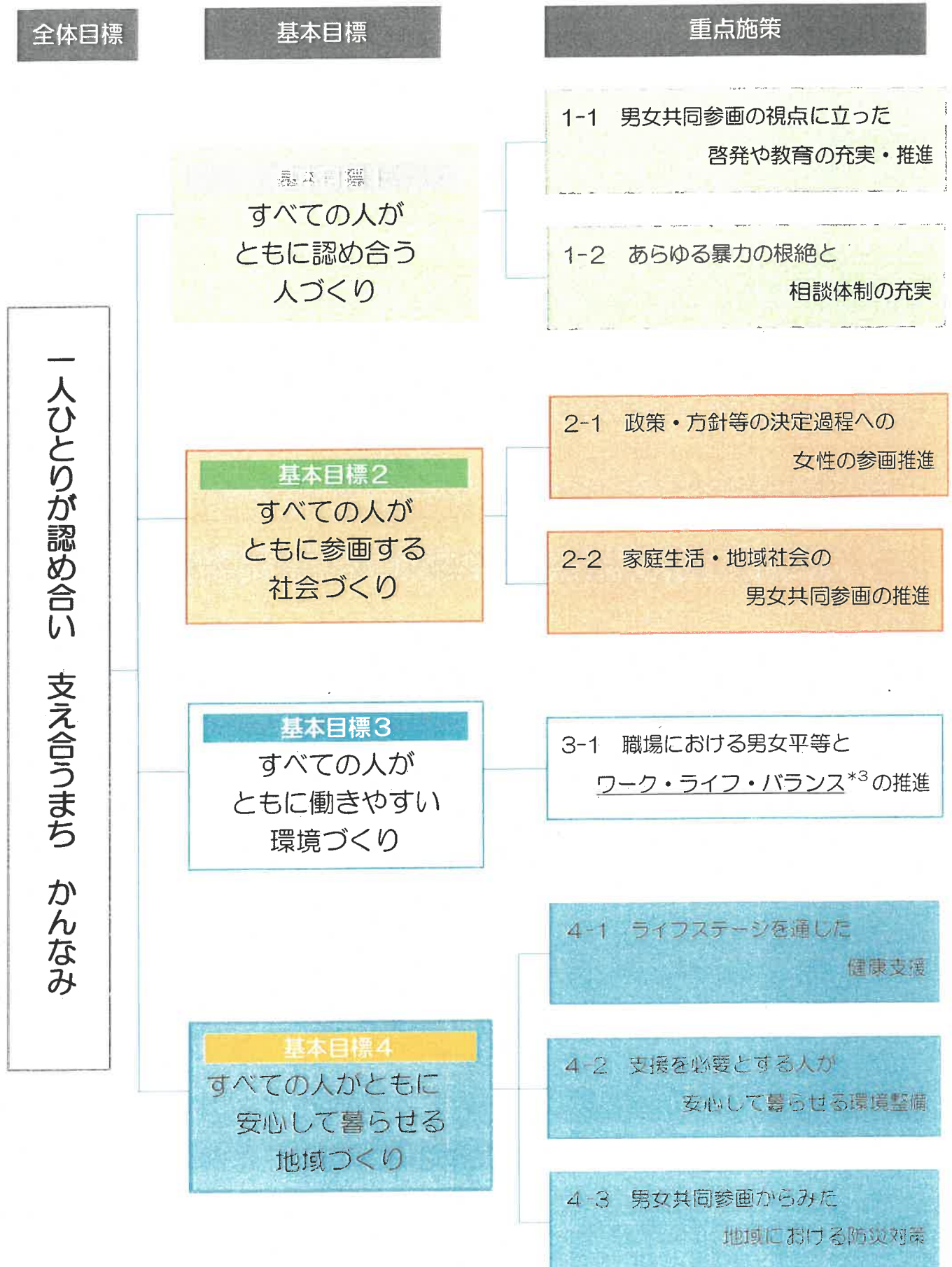
基本目標3

すべての人が
ともに働きやすい
環境づくり

基本目標4

すべての人がともに
安心して暮らせる
地域づくり

3 計画の体系



4 目指す姿

男女共同参画とは、LGBTを含むすべての個人が、性別（ジェンダー*⁴）に縛られず、社会のあらゆる場面で、個性・能力を発揮、意思決定し、主役として活躍できる社会を目指すものです。

その考えを踏まえ、本計画では、第2次函南町男女共同参画計画の基本理念に基づき男女共同参画に関する施策を実施することにより、『一人ひとりが認め合い 支え合うまち かなみ』を目指します。

5 計画の期間

本計画は、令和4年（2022年）から令和8年（2026年）までの5年間とします。その後、本計画を取り巻く社会情勢の変化や取組みの課題、目標の達成状況等を把握し、令和9年（2027年）からの第3次函南町男女共同参画計画を策定します。

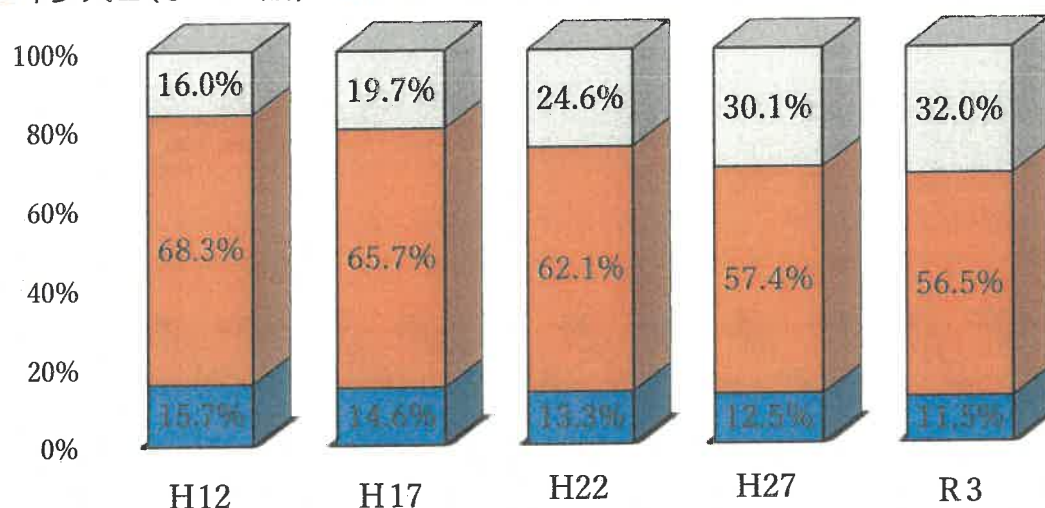
	西暦 年度	2014 H26	2015 H27	2016 H28	2017 H29	2018 H30	2019 H31	2020 R2	2021 R3	2022 R4	2023 R5	2024 R6	2025 R7	2026 R8	2027 R9
国	男女共同参画基本計画	第3次		第4次				第5次						第6次	
														R12年まで	
静岡県	男女共同参画基本計画	第2次						第3次						第4次	
														R12年まで	
函南町	男女共同参画計画	第1次改訂版		第2次				第2次改訂版						第3次	
								見直し							

第3章 函南町の現状と課題

1 人口・世帯の状況

(1) 年齢3区分別人口の推移

■年少人口(0～14歳) ■生産年齢人口(15～64歳) □老年人口(65歳以上)



	H12	H17	H22	H27	R3
総人口(人)	38,611	38,803	38,541	37,661	37,393
増減(人)	-	192	▲262	▲880	▲268

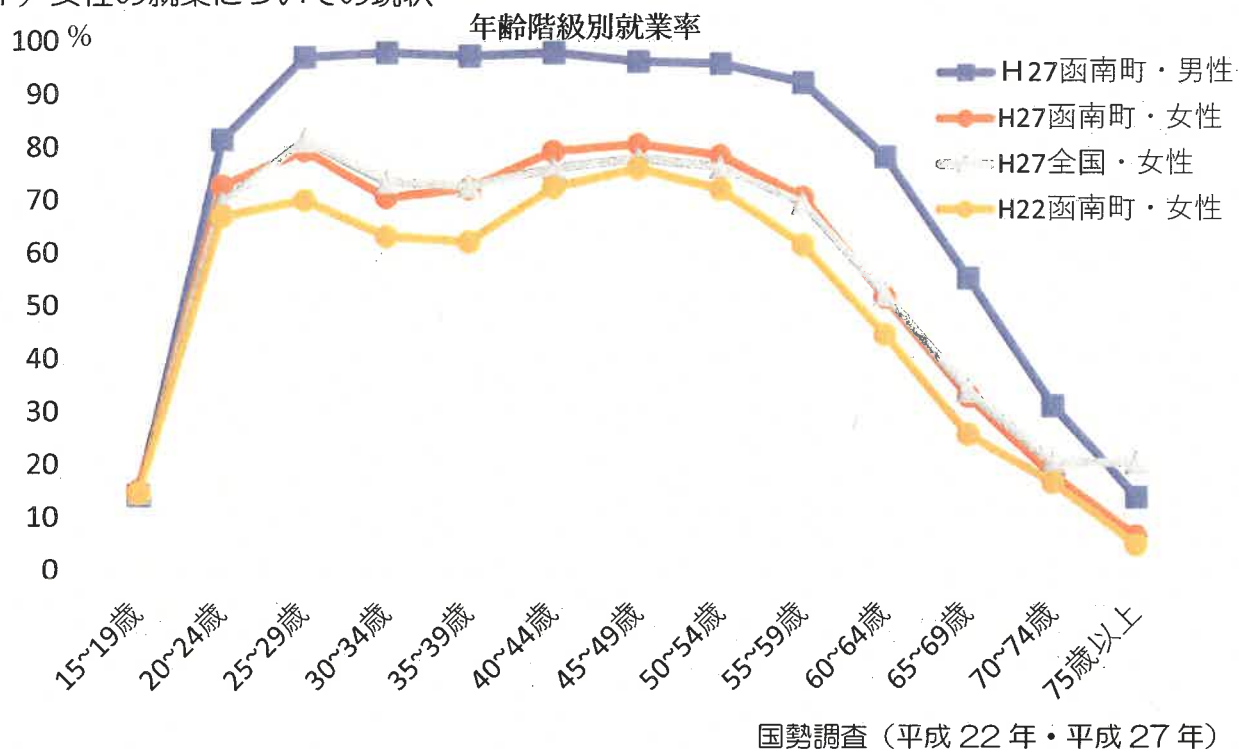
※各年4月末の人口

町の総人口は、令和3年4月末現在で37,393人となっており、年齢3区分別人口は、年少人口(0～14歳)が11.5%、生産年齢人口(15～64歳)が56.5%、老年人口(65歳以上)が32.0%となっています。総人口に対する年少人口の比率は5年間隔で総人口の約1%(約400人)ずつ減少しています。それに対し老年人口の比率は少しずつ増加し、平成22年から平成27年までの5年間で約5.5%増加していますが、平成27年からの5年間では、約2%増となり増加傾向は鈍化しているものの、少子高齢化が急速に進んでいることがわかります。町の総人口も減少傾向にあります。

人口の減少や少子高齢化は経済活動の担い手の減少を意味します。今後も更なる少子高齢化が予想されるため、その対策として、あらゆる人が活躍できる環境の整備が必要になります。

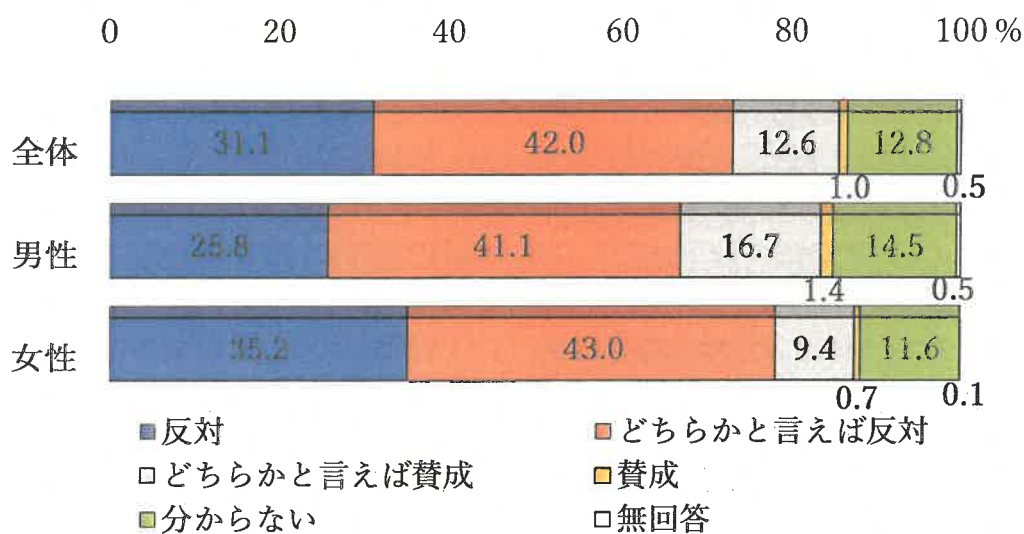
2 労働力・就業の状況

(1) 女性の就業についての現状



町の女性就業率は全国的女性と共通し、20代までは高く、30代で低下し、40代になると再び上昇するという「M字カーブ」となっています。また、全国的に女性の実業率は年々高くなり、町においてもM字カーブが緩やかになってきています。

(2) 性別による男女の役割分担意識について

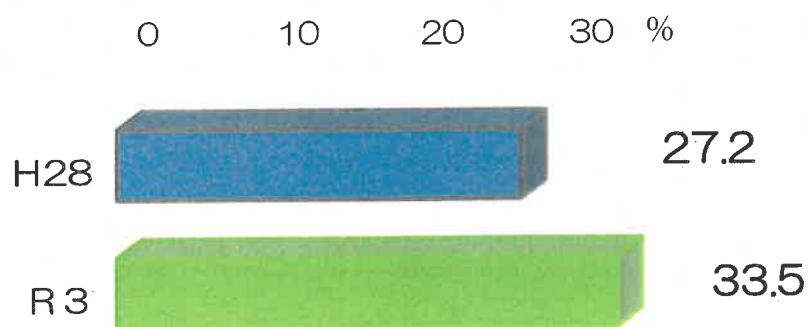


「令和3年度静岡県の男女共同参画に関する県民意識調査」より

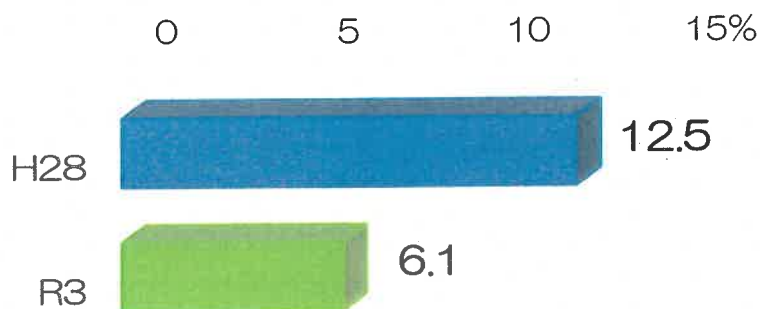
静岡県では、固定的性別役割分担意識調査「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という性別にとらわれた考え方について調査を行いました。この結果からは、固定的性別役割分担意識に反対する割合は、男性の方が低い傾向にあることが伺えます。

3 政策の場における女性の状況

(1) 審議会等における女性の割合



(2) 政策の場における女性の割合



※町議会議員、農業委員、教育委員、監査委員、選挙管理委員、固定資産税評価審査委員

国による女性の活躍を後押しする施策として、「改正女性活躍推進法」の施行により、令和4年4月から101人以上の事業主に、一般事業主行動計画の策定・届出及び自社の女性活躍に関する情報公表が義務付けられるなど、整備が進んでいます。

町の審議会等に、女性委員が選出されていないものがあります。すべての審議会等に女性が参画できるようにすることが求められます。

そのために、すべての人がそれぞれの意識改革を図り、幅広い職種や業務で個性と能力を発揮することができる環境づくりを推進することが必要です。



(3) 行政の場における女性の現状（町女性職員の役職別割合）

年 度	H27						R3					
	職員数（人）		女性職員数（人）		女性職員割合（％）		職員数（人）		女性職員数（人）		女性職員割合（％）	
特別職	2		0		0.0		3		1		33.3	
部・局長職	4	43	0	1	0.0	2.3	4	47	0	9	0.0	19.1
課長級	17		1		5.9		18		3		16.7	
課長補佐級	22		0		0.0		25		6		24.0	
係長級	41		17		41.5		46		24		52.2	
主査級	81		64		79.0		64		46		71.9	
計	167		82		49.1		160		80		50.0	

第2次函南町男女共同参画計画策定前の平成27年は、管理職（課長補佐級以上）は43人で、女性の管理職（1人）の割合は、2.3%でした。令和3年で同様に割合をみると、管理職は47人で、女性の管理職（9人）の割合は、19.1%になりました。

第2次計画の中間年における女性管理職の数値目標10%は達成されていますが、部・局長級の女性はこれまでにないことから、今後、部・局長級への女性の登用が求められます。

また、係長級の女性の割合は平成27年から40%を超える状況が続いています。今後、女性職員の職域の拡大をさらに図り、リーダーとしての資質を育成することで、管理職への適応力が備わり管理職への登用がさらに進んでいくと考えられます。



第4章 計画の内容

第2次函南町男女共同参画計画の基本目標における具体的施策の内容について、本計画の見直しを行い、新たに施策の具体的な内容を設定し直しました。また、それぞれの施策の具体的な内容における事業を挙げ、数値目標を設定しました。

基本目標1 すべての人がともに認め合う人づくり

男女共同参画社会の実現のためには、すべての人が互いの人権を尊重し、対等な社会の構成員として認め合うことが大切です。固定的性別役割分担意識や社会慣行等を解消するための取組を継続する必要があります。そのために、家庭、職場、学校、地域等あらゆる場において、男女共同参画の視点に立った学習の機会や教育の充実・推進に努めます。

また、DV^{*5}等暴力による被害者の多くが女性であり、人権の侵害や男女共同参画の妨げとなっているため、こうした暴力の根絶を目指します。

施策1-1

男女共同参画の視点に立った啓発や教育の充実・推進

具 体 的 な 内 容	担当課
・職場、家庭、地域等様々な場における慣行等のジェンダーによる偏りや、<u>リプロダクティブ・ヘルス/ライツ</u>^{*6}等、学校や生涯学習の場で女性の権利に関する知識の啓発・広報活動を実施します。 ・子どもたちが、LGBTの理解や性に関する知識を身につけ、望ましい行動をとれるように、発達段階に応じた啓発・教育を推進します。 ・子どもを持つ家庭や女性団体、グループ等に男女共同参画を学ぶ機会を提供するとともにその活動を支援し、家庭や地域の身近なところから男女共同参画を実践するきっかけづくりを行い、リーダーの養成に努めます。	生涯学習課 学校教育課 子育て支援課
	生涯学習課

指 標	第2次計画当初の 中間目標値	現状値	最終目標値	改訂版での 位置づけ
固定的性別役割分担意識（男は仕事、女は家庭）にとらわれない人の割合	70%	73.1% ①	75%	継続
男女共同参画学習事業の開催と参加数	3回 60人	2回 40人 ②	4回 80人	継続

① 「令和3年度静岡県の男女共同参画に関する県民意識調査」参照。

「反対」「どちらかといえば反対」と回答した人数割合

② 新型コロナウイルス感染症による影響がない令和元年度数値を参照

具 体 的 な 内 容	担当課
・あらゆる暴力の加害者・被害者を生み出さないため、子どもに対しDVやセクシャル・ハラスメント ^{*7} 等は人権侵害であるという認識を浸透させる教育・学習を充実します。	生涯学習課 学校教育課 子育て支援課
・DV、セクシャル・ハラスメント、児童虐待等に対し、関係機関との連携を強化して、被害者の早期発見や適切な保護、指導を図ります。	学校教育課 子育て支援課
・DVやセクシャル・ハラスメント、児童虐待、人権、女性のための相談等の相談窓口を広く周知します。また、相談者に対して適切な情報提供及び助言を行えるよう相談体制の確立を目指します。	子育て支援課 住民課 生涯学習課

指 標	第2次計画当初の 中間目標値	現状値	最終目標値	改訂版での 位置づけ
自殺予防を目的としたゲートキーパー 養成研修を実施		2回	6回	新規

現状値は令和3年度実績

セクシャルハラスメント



基本目標2 すべての人がともに参画する社会づくり

すべての人が社会の対等な構成員として、行政、企業等において政策・方針決定の場に参画し、様々な人の視点や意見を反映することは、男女共同参画社会を実現するうえで重要です。

地域には、組織や団体の長への就任について男性を優先させる習慣が根強く残っています。それぞれの人の意識改革を図るとともに、すべての人が幅広い職種や業務で個性と能力を発揮することができる環境づくりを推進するとともに、女性の参画の拡大に向けて町が率先して積極的な取組を進めます。

施策2-1

政策・方針等の決定過程への女性の参画推進

具 体 的 な 内 容	担当課
・町が設置する各種審議会、委員会その他団体の委員に女性の積極的登用を図り、女性委員の比率を引き上げるとともに女性のいない審議会等の皆減に努めます。	設置する関係各課
・町女性職員の能力に応じた管理職への登用、職域の拡大を積極的に促進すると共に、研修の充実を図り、女性リーダーの育成に努めます。	総務課

指 標	第2次計画当初の 中間目標値	現状値	最終目標値	改訂版での 位置づけ
審議会等における女性の登用率	33%	33.5%	40%	継続
課長補佐級以上の女性管理職の割合	10%	19.1%	30%	継続

現状値は令和3年度実績



具 体 的 な 内 容	担当課
・家庭生活における男性の家事や子育て、介護等の参画促進を目的にした講座や教室を提供します。	生涯学習課 健康づくり課
・市民の地域活動への参画を促進するための講座の開設や情報の提供を行い、性別にかかわらず誰もが参加しやすい機会や場を提供するとともに自治会の役員に女性の積極的登用を図り、地域交流を促進します。	企画財政課 生涯学習課 福祉課

指 標	第2次計画当初の 中間目標値	現状値	最終目標値	改訂版での 位置づけ
両親学級における初産婦の夫の参加率	40%	91.7% ①	95%	継続
自治会役員における女性の割合		15.9% ②	20%	新規

① 令和2年度実績（新型コロナウイルス感染症により令和3年度は開催できなかったため）

② 令和3年度実績



基本目標3 すべての人がともに働きやすい環境づくり

すべての人が職場において対等なビジネスパートナーとして働き、個々の能力を十分に発揮できるように、就労の場における男女平等をさらに促進します。

これまで多くみられた職場優先の働き方を見直し、すべての人が相互に協働して子育てや介護等の家庭での役割と責任を積極的に担うよう啓発に努めます。また、家庭と仕事の両立を支援し、すべての人が安心して子育てや介護等ができる環境づくりを推進します。

施策3-1

職場における男女平等とワーク・ライフ・バランスの推進

具 体 的 な 内 容	担当課
・働く側、雇用する側の双方に対し、すべての人の均等な機会と待遇を確保する男女雇用機会均等法や育児・介護休業法、女性活躍推進法の各種制度の周知を図り、制度の活用を働きかけます。	総務課 産業振興課 生涯学習課
・長時間労働の抑制、年次有給休暇の取得向上、働き方改革等の必要性和効果等の情報を町職員や教職員、民間企業等に対して周知を図り、ワーク・ライフ・バランスの実現に努めます。	総務課 学校教育課 産業振興課 生涯学習課
・保育所の延長保育、低年齢児の受け入れ、病児保育 ^{*8} 、在園児以外の一時預かりの実施、留守家庭児童保育所 ^{*9} （学童）の対象学年の拡大等の子育て支援や施設整備の充実に努めます。	子育て支援課

指 標	第2次計画当初の 中間目標値	現状値	最終目標値	改訂版での 位置づけ
町男性職員の育児休業の実績	1人以上	0% ①	70%	継続
町男性職員の配偶者出産休暇及び 育児参加のための休暇	全ての男性職員 が取得	83.3% ②	100%	継続

① 令和3年度実績（対象者なし）

② 令和2年度実績（令和3年度は対象者なしのため）

基本目標4 すべての人がともに安心して暮らせる地域づくり

すべての人が充実した生活を送り、社会で活躍するためには、健康に暮らすことが基盤となります。そのために生涯にわたり、心身共に健康な生活を送ることができるよう、地域における健康支援の充実が必要です。

また、性の多様性を正しく理解し認め合う社会にするためにも、支援を必要とする人がいつでも相談をしたり、サポートを受けられたりする安心できる地域づくりを推進します。特に、防災分野に男女共同参画の考えを取込み、様々な立場の人が相互に配慮した地域防災に向けた取組を推進します。

施策4-1

ライフステージを通じた健康支援

具 体 的 な 内 容	担当課
・女性のライフステージや生活環境に寄り添った支援や生涯にわたる健康の包括的な支援を通し、国が提唱する不妊予防支援パッケージ ^{*10} のもと、不妊予防に向けた取組を推進し、すべての女性が輝く社会を目指します。	健康づくり課 生涯学習課
・学校において、児童生徒の発達段階に応じた心と体の健康教室や性教育の充実に努め、若年層における薬物、飲酒、喫煙に対する注意の喚起を継続的にを行います。	学校教育課 健康づくり課 生涯学習課
・各種教室や検査・健診体制の充実に努め、すべての人の健康づくりに関する講座による情報提供、家庭や職場等での悩みやストレス等についての相談機能の充実に取組みます。	福祉課 健康づくり課

指 標	第2次計画当初の 中間目標値	現状値	最終目標値	改訂版での 位置づけ
町内小中学校における発達段階に応じた「命の安全教育 ^{*11} 」の推進 ①		14.3%	60%	新規

現状値は令和3年度実績

- ① 全国の小中学校、高校で令和5年度から実情に応じて実施する計画ですが、町では先行して取組を推進します。

具 体 的 な 内 容	担当課
・性の多様性を正しく理解するための啓発、各種様式等の男女標記欄の見直しをする等、当事者に対する配慮をします。	関係する各課
・高齢者に留まらず、健康寿命の延伸を図るためライフステージに応じた健康教育、心の健康についての理解を深める講座（出前講座等）の実施や情報の発信を推進します。	福祉課 健康づくり課
・障がいのある人が、自立しスポーツや文化活動等の多様な社会参加の促進が図れるよう、手話通訳や点字等の情報保障や障がいに対する理解を深める広報活動を推進し、障がいのある人の社会活動への促進を図ります。	福祉課 生涯学習課
・障がいのある人やその家族、ひとり親家庭、引きこもり家庭の生活の安定と、自立の促進を図るために必要な情報提供や相談体制、就業支援、経済的支援、日常生活支援等の充実を図ります。	福祉課 健康づくり課 学校教育課

指 標	第2次計画当初の 中間目標値	現状値	最終目標値	改訂版での 位置づけ
両親学級におけるマタニティーブルーについての理解率		79.4% ①	85%	新規
シニアクラブや地域の団体に対する健康等についての出前講座の実施		12回 ②	20回	新規

① 令和2年度実績（新型コロナウイルス感染症により令和3年度は開催できなかったため）。

両親学級開催時のアンケート結果による数値。

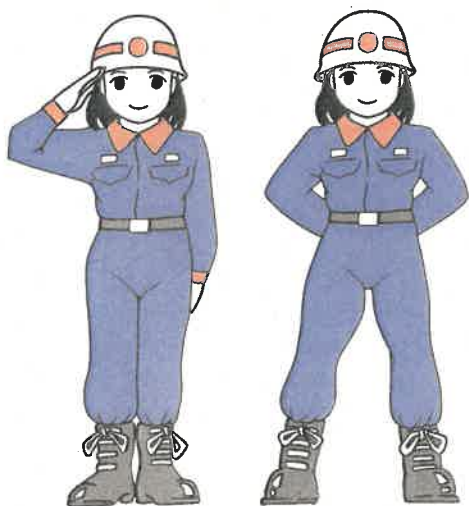
② 令和3年度実績（令和4年3月1日現在）

具 体 的 な 内 容	担当課
・女性防災リーダーの育成や自主防災組織マニュアル等の見直しの働きかけ、防災対策に関する方針決定過程への女性の参画を推進するとともに、女性の視点を取入れた避難所の運営や災害用備蓄物品の整備等の防災計画を策定します。	総務課
・消防団へ女性の加入を促進し、防災分野への女性参画を拡大します。	総務課

指 標	第2次計画当初の 中間目標値	現状値	最終目標値	改訂版での 位置づけ
消防団における女性団員数	9人	5人	10人	継続
防災講座の参加者数(チャレンジ大学)	70人	22人 ①	90人	継続

現状値は令和3年度実績

① 新型コロナウイルス感染症拡大により講座中止のため応募者数



第5章 計画の推進

1 庁内における計画の推進

本計画は、市政のあらゆる領域にわたる計画であることから、その推進にあたっては、庁内の横断的な連携が必要となります。実現にむけて、この計画を周知し、数値目標や重点施策にある各課の施策等が、男女共同参画の視点をもって展開されるよう取り組んでいきます。

2 住民、各種団体や企業との連携

職場、家庭、地域、学校等、あらゆる分野での男女共同参画の実現に向け、学校での授業や様々な講座等の実施、相談体制の更なる充実を図り、一人でも多くの人に理解をしていただけるよう、住民各種団体や企業と行政が連携し計画を推進します。

3 国及び県との連携

ジェンダー、LGBT、リプロダクティブ・ヘルス/ライツ等、男女共同参画に関する考え方や社会情勢の急激な変化が起きています。この変化に対応できるよう、周辺市町、県や国、関係機関と連携を強め、情報の収集、広報、啓発等の推進を図ります。

4 数値目標の設定による推進

本計画を実効性のある計画とするため、中間年の目標数値を検証し、その結果を踏まえて最終年の数値目標と重点施策を見直しました。4つの基本目標である「すべての人がともに認め合う人づくり」「すべての人がともに参画する社会づくり」「すべての人がともに働きやすい環境づくり」「すべての人がともに安心して暮らせる地域づくり」を推進し、全体目標の「一人ひとりが認め合い 支え合うまち かなみ」達成に向け、計画の推進に取り組めます。



【用語解説】

*1 固定的性別役割分担

男女を問わず個人の能力によって役割分担を決めることが適当であるにも関わらず、性別を理由にして役割を固定的に分ける考え方。「男は仕事、女は家事・育児」など。

*2 LGBT

レズビアン（L）、ゲイ（G）、バイセクシャル（B）の3つのセクシュアリティ（性的嗜好）とトランスジェンダー（T）という性自認の各単語の頭文字をとった単語。さらに様々なセクシュアリティ等を含むセクシャル・マイノリティー（性的少数者）の総称として使用される。

レズビアン：女性の同性愛者

ゲイ：男性の同性愛者

バイセクシャル：両性愛者（恋愛対象が女性にも男性にも向いている人）

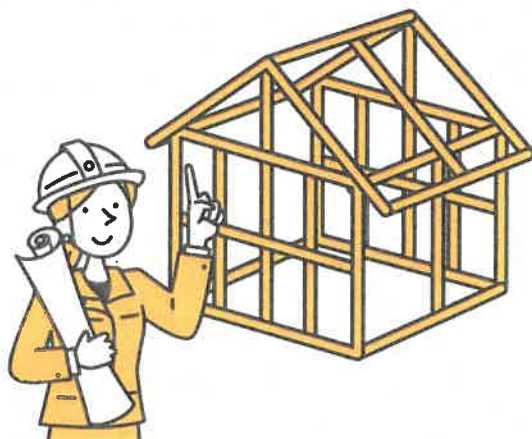
トランスジェンダー：生まれた時に割り当てられた性別に違和感を持ち、性別を越境して生きる人、生きたい人。

*3 ワーク・ライフ・バランス

仕事と生活の調和と訳される。一人一人がやりがいや充実感を持ちながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活等においても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できること。

*4 ジェンダー

生物的な性差であるセックス（sex）ではなく、社会的・文化的に形成された性のこと。服装や言葉遣い、立ち振る舞い等において表現される「男らしさ、女らしさ」や「男は仕事、女は家事・育児」に代表される、固定的性別役割分担意識等の社会的、文化的に形成された性差のこと。



＊５ DV（ドメスティック・バイオレンス）

配偶者や恋人等親密な関係にある、またはあったものから振るわれる暴力。

＊６ リプロダクティブ・ヘルス／ライツ

性に関する健康を享受する権利。具体的には、すべてのカップルと個人が、自分たちの子どもの数、出産間隔、出産する時期を自由にかつ責任をもって決定でき、そのための情報と手段を得ることができる権利。また、差別、強制、暴力を受けることなく、生殖に関する決定を行える権利も含まれる。さらに、女性が安全に妊娠・出産を享受でき、またカップルが子どもを持てる最善の機会を得られるよう適切なヘルスケア・サービスを利用できる権利が含まれる。

＊７ セクシャル・ハラスメント

性的な嫌がらせのこと。相手の意に反した性的な発言や行動によって相手に不利益を与えたり、身体への不必要な接触、性的関係の強要、性的な噂の流布等、相手が不快に感じたりする行為。

＊８ 病児保育

保護者が就労している等、子どもが病気の際に自宅での保育が困難な場合、病院・診療所、保育所等において病気の児童を一時的保育する場。町では、病児、病後児保育事業を行うことで、安心して子育てができる環境を整備している。

＊９ 留守家庭児童保育所

下校時に保護者がいない児童を対象とした、生活指導を中心に異年齢集団で過ごす場。町内に、東部、西部、中部、北部、丹那の５か所を開設。

＊１０ 不妊予防支援パッケージ

厚生労働省が関係省庁と連携して取りまとめた、女性のライフステージや生活環境に寄り添った支援を行い、気づかれにくい不妊リスクをなくしていくための取組。不妊の治療支援から予防支援へと、さらに支援の幅を広げたもの。

＊１１ 命の安全教育

子どもたちが性暴力の加害者、被害者、傍観者にならないための教育・啓発の取組。令和５年度から、全国の小中学高校において、実情に応じて実施する計画。

資 料

①男女共同参画社会基本法	21
②静岡県男女共同参画推進条例	27
③男女共同参画社会に向けた国内外の動き	31

男女共同参画社会基本法

発令　　：平成 11 年 6 月 23 日号外法律第 78 号

最終改正：平成 11 年 12 月 22 日号外法律第 160 号

改正内容：平成 11 年 12 月 22 日号外法律第 160 号[平成 13 年 1 月 6 日]

○男女共同参画社会基本法

〔平成十一年六月二十三日号外法律第七十八号〕

〔総理大臣署名〕

男女共同参画社会基本法をここに公布する。

男女共同参画社会基本法

目次

前文

第一章 総則（第一条—第十二条）

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策（第十三条—第二十条）

第三章 男女共同参画会議（第二十一条—第二十八条）

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 男女共同参画社会の形成　男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済

的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。

二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

（男女の人権の尊重）

第三条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

（社会における制度又は慣行についての配慮）

第四条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

（政策等の立案及び決定への共同参画）

第五条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

（家庭生活における活動と他の活動の両立）

第六条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

（国際的協調）

第七条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

（国の責務）

第八条 国は、第三条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第九条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（国民の責務）

第十条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

（法制上の措置等）

第十一条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

（年次報告等）

第十二条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

- 2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第十三条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画基本計画」という。）を定めなければならない。

- 2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - 一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
 - 二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。
- 4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。
- 5 前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第十四条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

- 2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - 一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
 - 二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。
- 4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第十五条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

第十六条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

第十七条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画

社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(調査研究)

第十八条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第十九条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第二十条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第三章 男女共同参画会議

(設置)

第二十一条 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第二十二条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 男女共同参画基本計画に関し、第十三条第三項に規定する事項を処理すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
- 三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。
- 四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第二十三条 会議は、議長及び議員二十四人以内をもって組織する。

(議長)

第二十四条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

- 2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第二十五条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

- 一 内閣官房長官以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者
 - 二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者
- 2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の十分の五未満であってはならない。
 - 3 第一項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の十分の四未満であってはならない。

4 第一項第二号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第二十六条 前条第一項第二号の議員の任期は、二年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第一項第二号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第二十七条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第二十八条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第二条 男女共同参画審議会設置法（平成九年法律第七号）は、廃止する。

(経過措置)

第三条 前条の規定による廃止前の男女共同参画審議会設置法（以下「旧審議会設置法」という。

）第一条の規定により置かれた男女共同参画審議会は、第二十一条第一項の規定により置かれた審議会となり、同一性をもって存続するものとする。

2 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第四条第一項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員である者は、この法律の施行の日に、第二十三条第一項の規定により、審議会の委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、同条第二項の規定にかかわらず、同日における旧審議会設置法第四条第二項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

3 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第五条第一項の規定により定められた男女共同参画審議会の会長である者又は同条第三項の規定により指名された委員である者は、それぞれ、この法律の施行の日に、第二十四条第一項の規定により審議会の会長として定められ、又は同条第三項の規定により審議会の会長の職務を代理する委員として指名されたものとみなす。

(総理府設置法の一部改正)

第四条 総理府設置法（昭和二十四年法律第二百二十七号）の一部を次のように改正する。

[次のよう略]

附 則 [平成十一年七月一六日法律第一〇二号抄]

(施行期日)

第一条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日〔平成十三年一月六日〕から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 [略]

二 附則第十条第一項及び第五項、第十四条第三項、第二十三条、第二十八条並びに第三十条の規定 公布の日

(委員等の任期に関する経過措置)

第二十八条 この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者（任期の定めのない者を除く。）の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。

一～十 [略]

十一 男女共同参画審議会

十二～五十八 [略]

(別に定める経過措置)

第三十条 第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附 則〔平成十一年十二月二十二日法律第一六〇号抄〕

(施行期日)

第一条 この法律（第二条及び第三条を除く。）は、平成十三年一月六日から施行する。〔後略〕。

○静岡県男女共同参画推進条例

平成13年7月24日

条例第46号

静岡県男女共同参画推進条例をここに公布する。

静岡県男女共同参画推進条例

目次

前文

第1章 総則（第1条—第5条）

第2章 男女共同参画の推進に関する総合的対策（第6条—第13条）

第3章 静岡県男女共同参画会議（第14条—第16条）

附則

男女の人権が性別にかかわらず尊重され、かつ、少子高齢化の進行、情報化や国際化の進展など社会経済情勢の変化に対応できる真に豊かで活力ある社会に向けて、男女共同参画社会の実現は、21世紀の最重要課題であるとともに、私たちすべての願いである。

静岡県では、県民の協力を得て男女共同参画の推進に関する様々な施策を実施してきたが、職場、学校、地域、家庭など社会のあらゆる分野において、根強く残る性別による固定的な役割分担意識とそれに基づく社会慣行の是正や政策及び方針の決定過程への女性の参画促進などの取組をより一層進めていく必要がある。

このため、私たちは、互いにその個人としての尊厳を重んじ、男女が社会の対等な構成員として、自らの意思により社会のあらゆる分野における活動に参画し、共に責任を分かち合う男女共同参画社会の実現に向けて、県、市町及び県民の連携、協働の下に、その取組を力強く推進することを決意して、この条例を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、男女共同参画社会基本法（平成11年法律第78号）に規定する基本理念にのっとり、男女共同参画の推進に関し、県及び県民の責務を明らかにするとともに、県の基本的施策を定め、これを総合的かつ計画的に推進し、もって男女共同参画社会を実現することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において「男女共同参画」とは、男女が、性別にかかわらずその個性と能力を十分に発揮する機会が確保されることにより、社会の対等な構成員として自らの意思により職場、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野における活動に参画し、共に責任を担うことをいう。

2 この条例において「積極的格差改善措置」とは、前項に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

（県の責務）

第3条 県は、男女共同参画の推進に関する施策（積極的格差改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 県は、市町が実施する男女共同参画の推進に関する施策及び県民が行う男女共同参画の推進に関する活動を支援するため、情報の提供、助言その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

3 県は、第1項に規定する施策を総合的に策定し、及び実施するために必要な体制を整備するとともに、財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(一部改正〔平成19年条例42号〕)

(県民の責務)

第4条 県民は、性別による差別的取扱いをしないこと、男女の固定的な役割分担意識に基づく制度及び慣行を見直すことその他の取組により男女共同参画を推進するとともに、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

2 県民は、男女間の暴力及びセクシュアル・ハラスメント(性的な言動により相手方を不快にさせその者の生活環境を害すること又は性的な言動に対する相手方の対応によりその者に不利益を与えることをいう。以下同じ。)を根絶するよう努めなければならない。

3 県民は、情報を公表するに当たっては、性別による差別、男女間の暴力及びセクシュアル・ハラスメントを助長する表現を用いないことを旨としなければならない。

(民間の団体の責務)

第5条 民間の団体(事業者を含む。以下同じ。)は、前条に規定するもののほか、次に掲げる事項を行うよう努めなければならない。

(1) 当該団体における方針の決定過程に男女が共同して参画する機会を確保すること(積極的格差改善措置を含む。)

(2) 当該団体を構成する男女が、当該団体における活動と家庭生活その他の分野における活動とを両立して行うことができるよう配慮すること。

第2章 男女共同参画の推進に関する総合的対策

(基本的施策)

第6条 県は、男女共同参画を推進するため、次に掲げる基本的施策を実施するものとする。

(1) 男女の固定的な役割分担意識に基づく制度及び慣行の見直し並びに男女が共に社会に参画するための意識の改革を進めること。

(2) 男女の人権の尊重及び男女平等の推進に関する学校教育その他の教育を充実すること。

(3) 県及び市町における政策の決定過程並びに民間の団体における方針の決定過程への女性の参画の拡大を促進すること。

(4) 家族を構成する男女が、互いに協力し、子の養育、家族の介護等について家族の一員としての役割を円滑に果たすことができるよう、社会環境の整備を進めること。

(5) 職場における男女の均等な機会及び待遇の確保、男女の職業生活と家庭生活その他の生活との両立の支援並びに多様な働き方が可能となる就業環境の整備を進めること。

(6) 男女が、共に国際社会及び地域社会の一員として、様々な活動に参画することができるよう支援すること。

(7) 男女間の暴力及びセクシュアル・ハラスメントを根絶するよう積極的な対応を図ること。

(8) 産む性としての女性が、自ら健康の保持及び増進を図ることができるよう支援すること。

(9) その他男女共同参画を推進するために必要な施策

(一部改正〔平成19年条例42号〕)

(基本計画の策定)

第7条 知事は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するため、男女共同参画基本計画(以下「基本計画」という。)を策定するものとする。

2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画の推進に関する施策の大綱

(2) 男女共同参画の推進に関する施策を計画的に実施するために必要な目標数値

(3) 前2号に掲げるもののほか、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するために必要な事項

3 知事は、基本計画を策定するに当たっては、あらかじめ広く県民の意見を聴くとともに、静岡県男女共同参画会議に意見を求めるものとする。

4 知事は、基本計画を策定したときは、これを公表しなければならない。

5 前2項の規定は、基本計画の変更について準用する。

(年次報告)

第8条 知事は、毎年、男女共同参画の状況及び男女共同参画の推進に関する施策の実施状況について報告書を作成し、これを公表するものとする。

(広報活動)

第9条 知事は、男女共同参画に関する県民の理解を深めるために必要な広報活動を行うものとする。

(男女共同参画の日)

第10条 県は、県民の間に広く男女共同参画についての関心と理解を深めるとともに、積極的に男女共同参画の推進に関する活動を行う意欲を高めるため、男女共同参画の日を設ける。

2 男女共同参画の日は、7月30日とする。

3 知事は、男女共同参画の推進に関する取組を積極的に行っているものの顕彰その他の男女共同参画の日の趣旨にふさわしい事業を実施するものとする。

(苦情又は相談の申出の処理)

第11条 知事は、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策若しくは男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策又は性別による差別的取扱いその他男女共同参画の推進を阻害する要因による人権の侵害に関する県民からの苦情又は相談の申出に対して、関係機関と協力して適切な処理を行うものとする。

2 知事は、前項の申出を処理する職員を置くものとする。

(民間の団体の協力)

第12条 知事は、男女共同参画の推進に関し必要があると認めるときは、民間の団体に対し、男女共同参画に関する取組状況について資料の提出その他の協力を求めることができる。

(調査研究)

第13条 知事は、男女共同参画の推進に関する施策を策定し、及び実施するため、必要な調査研究を行うものとする。

第3章 静岡県男女共同参画会議

(設置及び所掌事務)

第14条 県に、静岡県男女共同参画会議（以下「参画会議」という。）を置く。

2 参画会議は、次に掲げる事務を行う。

(1) 基本計画に関し、第7条第3項に規定する意見を述べること。

(2) 知事の諮問に応じ、基本的かつ総合的な男女共同参画の推進に関する施策及び重要事項を調査審議すること。

(3) 県の男女共同参画の推進に関する施策の実施状況及び第11条第1項に規定する県民からの苦情又は相談の申出に対する処理について、知事に意見を述べること。

(4) 前3号に掲げるもののほか、男女共同参画に関する重要事項について、知事に意見を述べること。

(組織及び委員)

第15条 参画会議は、知事が任命する委員20人以内で組織する。

2 男女のいずれか一方の委員の数は、委員の総数の10分の4未満とならないものとする。

3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

(委任)

第16条 この章に定めるもののほか、参画会議に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成19年3月20日条例第42号抄)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

男女共同参画社会に向けた国内外の動き

	世界の動き	日本の動き	静岡県の動き	函南町の動き
昭和 60 (1985)	・「国際婦人の十年」 世界会議	・「男女雇用均等法」公布 ・「労働者派遣法」公布 ・「女子差別撤廃条約」		
昭和 61 (1986)		・「男女雇用機会均等法」「労働者派遣法」施行	・「婦人のための静岡県計画」策定 ・「婦人問題推進会議」設置	・中央公民館落成
昭和 62 (1987)		・「西暦 2000 年に向けて の新国内行動計画」策定	・生活環境部に「婦人課」 労働部に「就業婦人室」 設置	
平成元 (1989)	・「児童の権利に関する条約」採択	・学習指導要領改訂（高校家庭科の男女必修等）	・「婦人総合センター基本計画」策定	
平成 3 (1991)		・「育児休業法」公布	・「婦人のための静岡県計画」策定	
平成 4 (1992)		・「育児休業法」施行 ・初代婦人問題担当大臣就任		
平成 5 (1993)	・世界人権会議開催	・「パートタイム労働法」公布・施行	・県女性総合センターあざれあ開館	
平成 6 (1994)	・第 4 回世界女性会議 のためのエスカップ 地域準備会議開催	・男女共同参画室設置 ・男女共同参画審議会設置 ・男女共同参画推進本部設置		
平成 7 (1995)	・第 4 回世界女性会議	・「育児・介護休業法」成立		
平成 8 (1996)	・ILO 総会「家内労働に関する条約」採択	・男女共同参画審議会答申 ・「男女共同参画 2000 年プラン」策定	・「男女が共に創るしずおかプラン」策定	・保健福祉センターオープン
平成 9 (1997)		・「男女雇用機会均等法」 ・「労働基準法」「育児・介護休業法」改正・公布 ・「介護保険法」公布	・「男女が共に創るしずおかプラン」推進計画策定	
平成 11 (1999)	・「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約選定議定書」採択	・「改正男女雇用機会均等法」「改正労働基準法」「改正育児・介護休業法」施行 ・「男女共同参画社会基本法」公布・施行	・「ふじのくに・男女共同参画の日」制定	
平成 12 (2000)	・国連特別総会「女性 2000 年会議開催	・「ストーカー行為等の規則等に関する法律」施行 ・「男女共同参画基本計画」策定	・「男女が共に創るしずおか第 2 次推進計画」 ・女性政策室を「男女共同参画室」に改称	
平成 13 (2001)		・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」公布・施行 ・男女共同参画会議設置	・「静岡県男女共同参画推進条例」公布・施行 ・静岡県男女共同参画会議設置	・第 1 回函南町女性議会開催
平成 14 (2002)		・改正育児・介護休業法施行	・配偶者暴力相談支援センターを県女性相談センターに設置	
平成 15 (2003)		・「少子化社会対策基本法」施行 ・「次世代育成支援対策推進法」公布・一部施行	・「ハーモニックしずおか 2010」策定 ・しずおか男女共同参画推進会議設立	
平成 16 (2004)		・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」一部改正	・検証・評価制度の導入 ・「静岡県男女共同参画白書の発行	・「函南町男女共同参画計画」策定

	世界の動き	日本の動き	静岡県の動き	函南町の動き
平成 16 (2004)		・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」一部改正	・検証・評価制度の導入 ・「静岡県男女共同参画白書の発行	・「函南町男女共同参画計画」策定
平成 17 (2005)	・「北京+10」閣僚級会合開催	・「改正育児・介護休業法」施行「次世代育成支援対策推進法」全面施行 ・「男女共同参画基本計画(第2次)」策定	・しずおか女性チャレンジサイト開設 ・「しずおか次世代育成プラン」策定	
平成 18 (2006)	・東アジア男女共同参画担当大臣会合	・「改正男女雇用機会均等法」成立		
平成 19 (2007)		・「仕事と生活の調和憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」策定	・「ハーモニックしずおか2010 後期実践プラン」策定	・男女共同参画学習講座を開催 ・「第5次函南町総合計画」策定
平成 20 (2008)		・「女性の参画加速プログラム」策定		・女性消防団員を導入
平成 21 (2009)	・日本の女子差別撤廃条約の実施状況に関する女子差別撤廃委員会の最終見解	・「次世代育成支援対策推進法」一部改正 ・シンボルマーク決定		・「函南町男女共同参画計画(改訂版)」策定
平成 22 (2010)	・国連婦人の地位委員会開催	・「第3次男女共同参画基本計画」策定		
平成 23 (2011)	・「ジェンダー平等と女性のエンパワメントのための国際機関」が発足		・「第2次静岡県男女共同参画基本計画」策定	
平成 25 (2013)		・「男女共同参画の視点からの防災・復興の取組指針」作成 ・若者、女性活躍推進フォーラムの開催、提言	・「男女共同参画の視点からの防災手引書」発行 ・「第2次男女共同参画基本計画・第2期実践計画」策定	・かんなみ知恵の和館開館
平成 26 (2014)	国連婦人の地位委員会	・女性が輝く社会に向けた国際シンポジウム開催		・「函南町健康増進計画(第2次)」策定
平成 27 (2015)	国連防災世界会議(仙台)	・「第4次男女共同参画基本計画」閣議決定 ・女性活躍推進法成立		・「町における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画」策定
平成 28 (2016)		・「女性の職業生活における活躍推進に関する法律」完全実施	・「静岡県の女性の職業生活における活躍推進に関する計画」策定	
平成 29 (2017)		・「育児・介護休業法」一部改正	・「第2次静岡県男女共同参画基本計画・第3期実践計画」策定	・「第2次函南町男女共同参画計画」策定
平成 30 (2018)	・「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」公布・施行			
令和元 (2019)	・W20日本開催(第5回WAWと同時開催)	・「女性の職業生活における活躍推進に関する法律」一部改正 ・「DV法」一部改正 ・「男女雇用機会均等法」一部改正 ・「育児・介護休業法」一部改正		
令和2 (2020)	・「第4回世界女性会議 25周年記念ハイレベル会合」	・「第5次男女共同参画基本計画」策定	・第3次静岡県男女共同参画基本計画」策定	

第2次
函南町男女共同参画計画
＜2017～2026＞

いきいきかなみ共生プラン

平成29年2月
函 南 町

目 次

第 1 章

計画の策定にあたって

1	計画の趣旨	1
2	計画の背景	1
3	計画の性格	2
4	計画の期間	3

第 2 章

函南町の状況

1	人口・世帯の状況	4
(1)	年齢3区分別人口の推移	4
(2)	世帯数・核家族数の推移	5
2	労働力・就業の状況	5
(1)	女性の労働力の現状	5
3	政策の場における女性の状況	7
(1)	審議会および政策の場における男女の割合の現状	7
(2)	行政の場における女性の現状	8
4	今後の課題	8

第 3 章

計画の基本的な考え方

1	計画の基本理念	9
2	計画の基本目標	9
3	計画の体系	10

第 4 章

計画の内容

1	基本目標1	男女がともに認め合う人づくり	11
2	基本目標2	男女がともに参画する社会づくり	14
3	基本目標3	男女がともに働きやすい環境づくり	15
4	基本目標4	男女がともに安心して暮らせる地域づくり	17

第 5 章

計画の推進

20

資 料

22

第1章 計画の策定にあたって

1 計画の趣旨

函南町では、一人ひとりが個性と能力を発揮し、責任を分かち合う男女共同参画社会づくりを目指して、平成16年（2004年）に「函南町男女共同参画計画」を策定し、男女共同参画社会の実現に向け、様々な施策を推進してきました。

さらに平成19年（2007年）に策定された「第5次函南町総合計画」の中で、男女共同参画は、「ゆとりに満ちた豊かな人間性を育むまちづくり」の基本目標の中に位置づけられました。それらをうけて平成21年（2009年）に改訂版を策定。男性と女性がお互いに尊敬しつつ対等なパートナーとして共同参画できる社会、快適な環境で安心して暮らせるまちづくりを推進してきました。

しかし、平成28年（2016年）をもって、現行の計画期間が満了となることから、社会経済情勢の変化等を踏まえた「第2次函南町男女共同参画計画」を策定し、より一層の男女共同参画施策の推進を図ることとしました。

2 計画の背景

（1）男女共同参画をめぐる国・県の動向

国においては、平成22年に「第3次男女共同参画基本計画」が、また県においては平成23年に「第2次静岡県男女共同参画基本計画」がそれぞれ策定されました。

国の「第3次男女共同参画基本計画」で示された、強調すべき視点として、以下の点をあげています。

- 女性の活躍による経済社会の活性化
- 男性、子どもにとっての男女共同参画
- 様々な困難な状況に置かれている人々への対応
- 女性に対するあらゆる暴力の根絶
- 地域における身近な男女共同参画の推進

県においても平成23年に「第2次静岡県男女共同参画基本計画」策定され、計画に基づく様々な取組を展開しています。

- ☆全体目標 誰もが個性を活かし能力を発揮できる理想郷「ふじのくに」づくり
- ★方針
 - ・男女の人権を尊重し多様な生き方が選択できる土壌づくり
 - ・誰もが安心して暮らすことができる環境づくり
 - ・元気で活力のある社会づくり

3 計画の性格

本計画は、函南町の男女共同参画社会の実現に向けて、町民と事業者、行政が共に推進していくための施策を具体的かつ計画的に実施するための行動計画であり、男女共同参画社会基本法第14条第3項に規定される計画です。

また、「第6次函南町総合計画」をはじめとする町の関連計画との整合性を図ったものとなっています。



4 計画の期間

本計画の期間は、平成 29 年度から平成 38 年度までの 10 年間とします。ただし、推進状況や社会情勢の変化等を踏まえ、計画の中間年である平成 33 年度（2021 年）に見直しを行い、必要に応じて計画を変更します。

	年度			2005						2010						2015						2020	
	平成	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32				
国	男女共同 参画基本 計画	第1次			第2次					第3次					第4次								
静岡県	男女共同 参画基本 計画	第1次								第2次													
函南町	男女共同 参画計画	第1次			改訂版										第2次 38年まで								



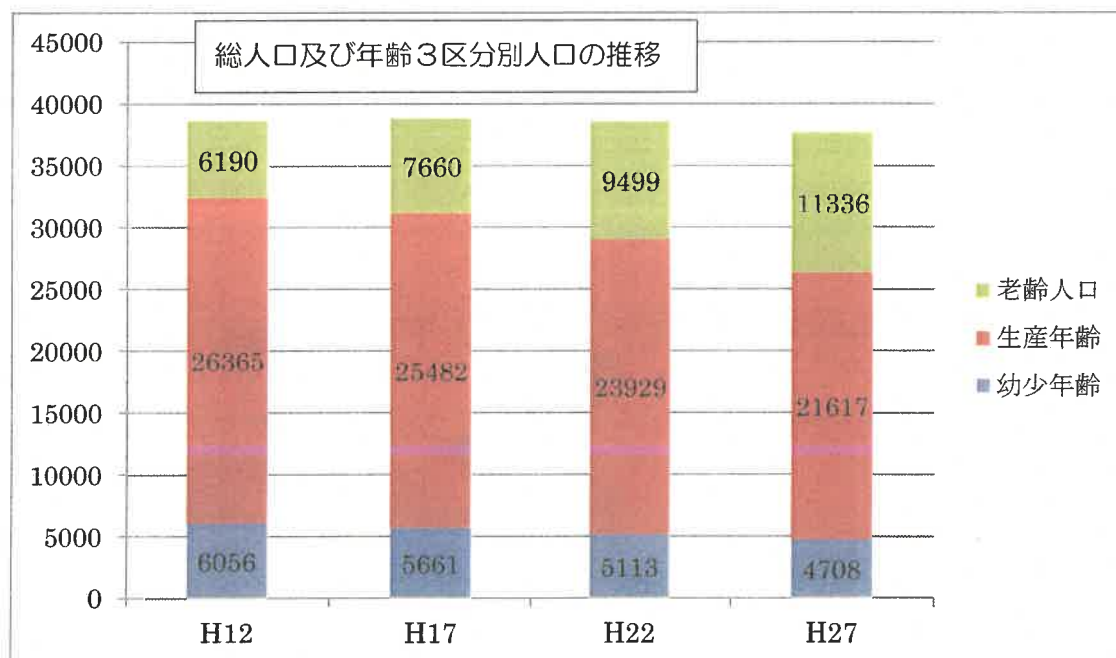
第2章 函南町の状況

1 人口・世帯の状況

(1) 年齢3区分別人口の推移

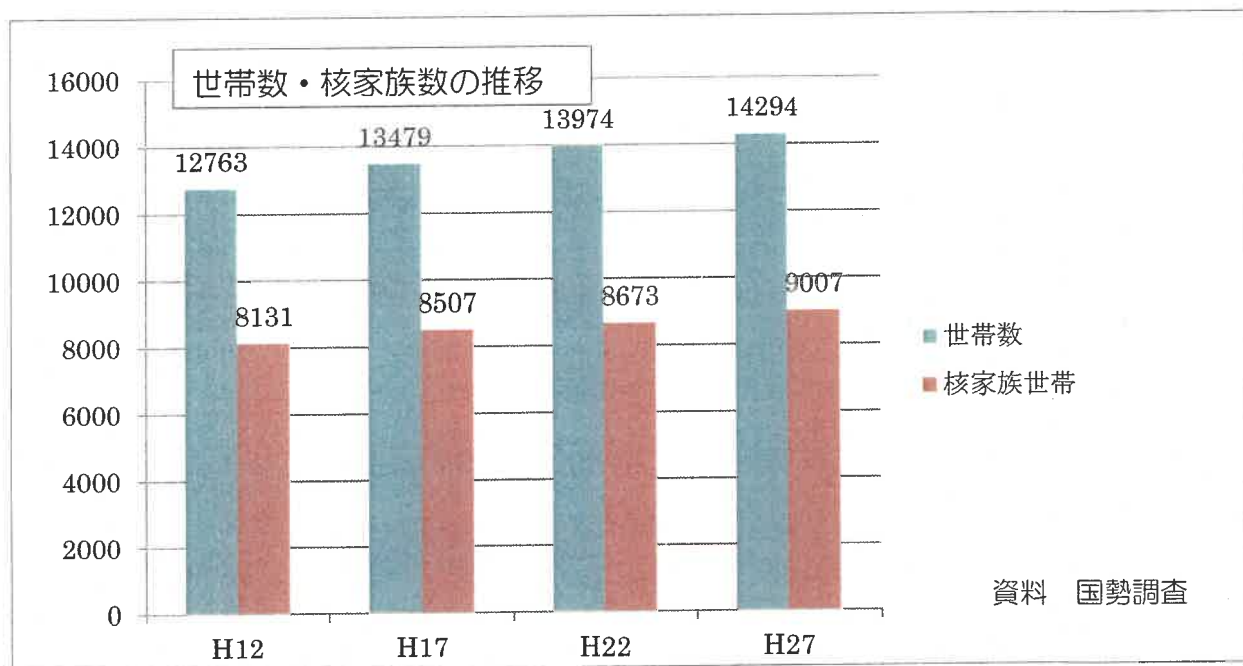
本町の総人口は、平成 27 年の国勢調査で 37,661 人となっており、年齢3区分別人口は、幼少年年齢人口（0～14 歳）が 12.5%、生産年齢人口（15～64 歳）が 57.4%、高齢者人口（65 歳以上）が 30.1%となっています。

幼少年年齢人口は昭和 60 年、生産年齢人口は平成 12 年をピークに減少に転じています。逆に高齢人口は年々増加傾向にあり、今後ますます少子高齢化が進展することが予想されますので、男女がともに活躍できる環境の整備が必要となります。



(資料 国勢調査)

(2) 世帯数・核家族数の推移

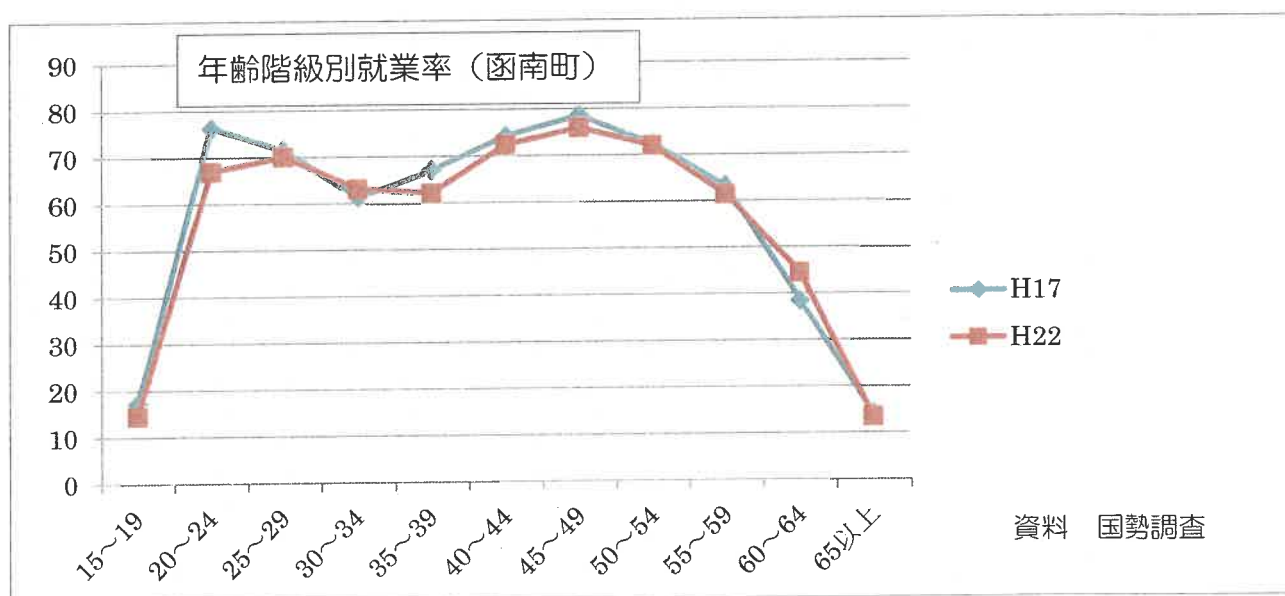


本町の世帯数は平成 27 年の国勢調査で 14,294 世帯となっており、年々増加しています。また、核家族世帯も年々増加傾向にあり、なかでもひとり親家庭への支援が一層重要となっています。

※核家族世帯・・・夫婦のみ、両親またはひとり親と子どもから構成される世帯

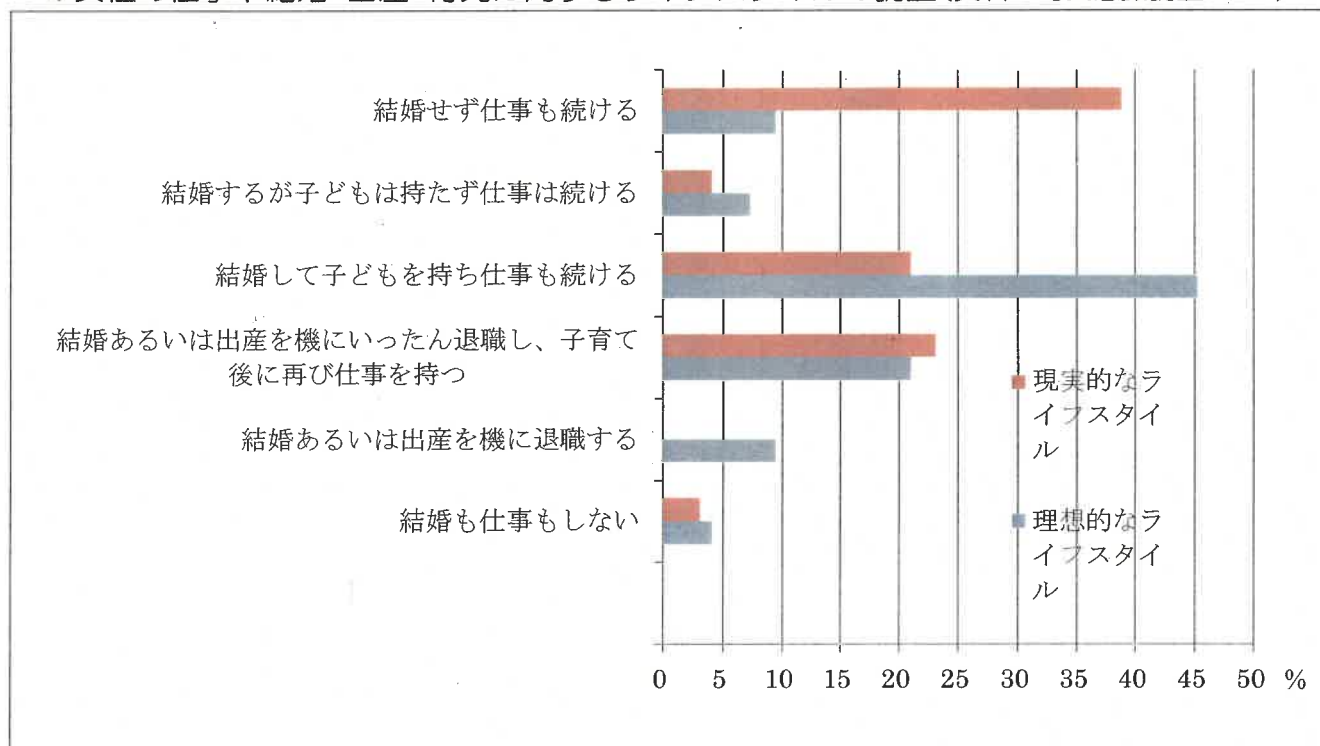
2 労働力・就業の状況

(1) 女性の労働力の現状



女性の労働力率（15歳以上人口に占める労働力人口の割合）は、結婚・出産期に当たる年代にいったん低下し、育児が落ち着いた時期に再び上昇するという、いわゆる「M字カーブ」を描いています。M字の底の年齢層が平成17年の30～34歳から平成22年には35～39歳に上がっています。

◆女性の仕事や結婚・出産・育児に関するライフスタイルの調査（資料 町民意識調査 H27）



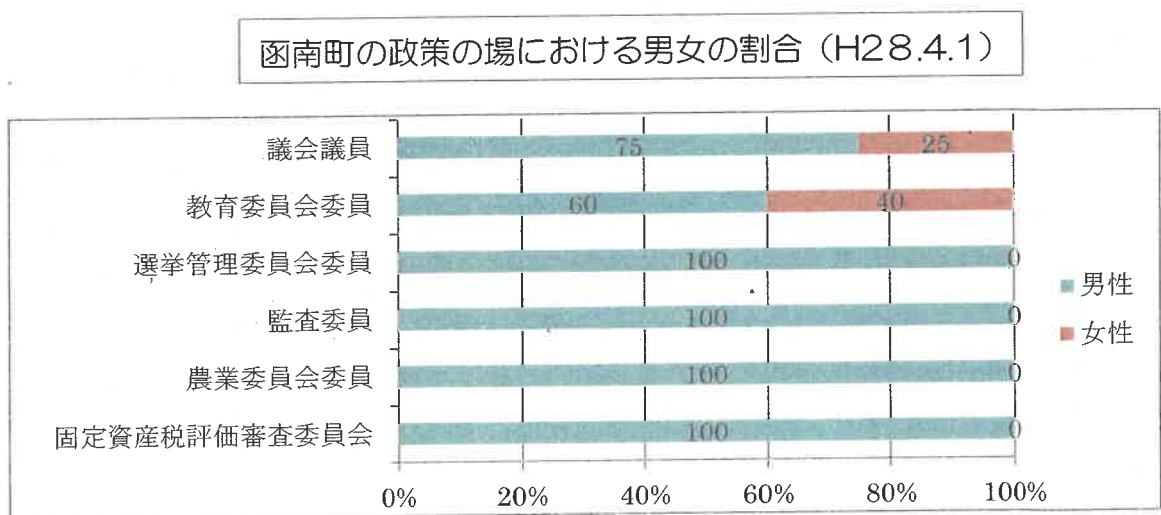
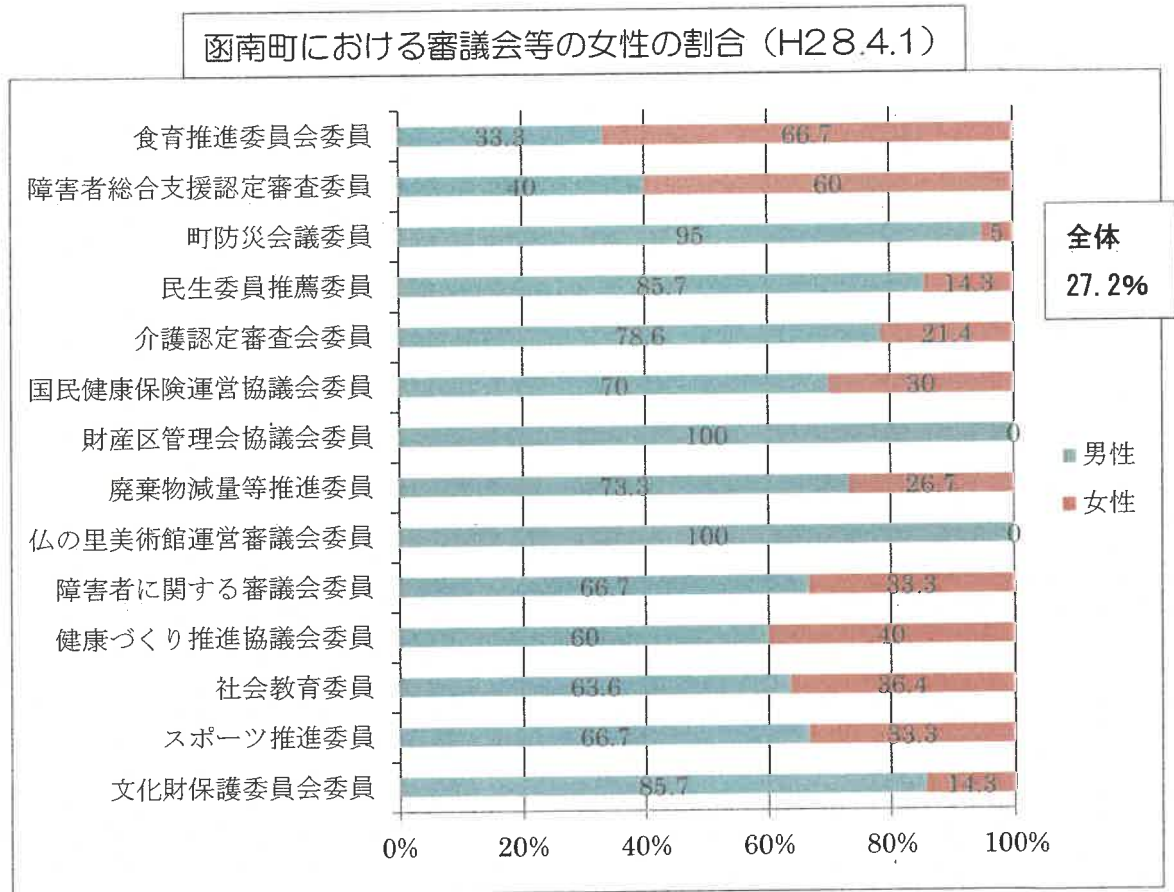
※町民意識調査・・・平成27年7～9月実施 町内在住の22歳以上40歳未満の男女2000人を対象

平成27年に実施した「町民意識調査」では、女性の理想的なライフスタイルは、「結婚して、子どもを持ち、仕事も続ける」と回答された方が最も多く、男性もまた同じ回答でした。しかし、現実はまだなかなか厳しい状況が続いていて、女性の職業への思いと現実との間のギャップが大きくなっていることがうかがえます。男女共同参画社会の実現には育児と仕事とを両立するための支援が必要です。



3 政策の場における女性の状況

(1) 審議会および政策の場における男女の割合の現状



(2) 行政の場における女性の現状

函南町職員の役職別女性の割合をみると、課長級・係長級・主査級は増加傾向にあります。管理職（課長補佐以上）における女性職員の割合は低くなっています。町女性職員の積極的な登用を促進するとともに、人材育成の充実が望まれます。

	職員数（人）			女性職員数（人）			女性の割合（％）		
	H15	H20	H27	H15	H20	H27	H15	H20	H27
特別職	4	3	2	0	0	0	0	0	0
部・局長級	0	5	4	0	0	0	0	0	0
課長級	19	17	17	0	1	1	0	5.9	5.9
課長補佐級	18	23	22	1	3	0	5.6	13.0	0
係長級	37	39	41	10	9	17	27.0	23.1	41.5
主査級	55	94	81	29	67	64	52.7	71.3	79.0
計	133	181	167	40	80	82	30.1	44.2	49.1

（資料 総務課）

4 今後の課題

平成 20 年に作成された「町男女共同参画計画（改訂版）」では、男女共同参画の推進をはかるため 7 つの基本目標に対して 13 の基本的方向を設定し取り組んできました。

「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」といった考え方は、年々解消されつつあります。しかしながら男性が育児・介護休暇をとったり、家庭における家事の分担状況をみても多くの家庭で、男女共同参画はまだ実現に至っていないのが現状です。また、女性の社会進出が進みつつありますが、政策や方針決定過程への女性の参画は、まだ十分とは言えません。

男女共同参画社会の実現に向けては、人々の意識に根付いている性別に基づく固定的な役割分担意識や、男女の能力や適性に関する固定観念の解消、人権尊重を基本とした男女平等観の形成など引き続き大きな課題となっています。

さらに、少子高齢化の進行や家族形態が変化している中で、活力ある地域社会を形成するためには、男女とも希望に応じて、安心して働き、結婚、出産、子育てをすることができる家庭生活や地域社会の実現が不可欠です。そのため、子育てや介護をしながら働き続けられる環境を整備するとともに、家庭や地域での役割が果たせるように、職場でのワーク・ライフ・バランスを推進することが必要となっています。さらに、ひとり親家庭など様々な困難を抱えている人がいつでも相談できたり、自立の支援を受けられるように総合的かつ体系的に進めていくことが必要となっています。

第3章 計画の基本的な考え方

1 計画の基本理念

男女共同参画社会基本法（平成 11 年法律第 78 号）で示された次の基本理念にのっとり、町の基本的施策を総合的かつ計画的に推進します。

（１）男女の人権の尊重

男女は法の下において、平等であり、これまで男女平等の実現に向けた様々な取り組みがおこなわれてきましたが、十分に実現されるに至っていません。男女共同参画社会の実現のためには、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的な取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されること、その他の男女の人権が尊重されることが重要です。

（２）社会における制度又は慣行についての配慮

社会における制度や慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることから、そのおよぼす影響に配慮することが必要です。

（３）政策等の立案及び決定への共同参画

男女共同参画社会の実現のためには、男女が社会の対等な構成員として行政や企業、地域などあらゆる場において、政策等の立案や決定に共同して参画する機会が確保されることが必要です。

（４）家庭生活における活動と他の活動の両立

男女が共に社会参画していくためには、子育てや家族の介護その他の家庭生活における活動について、家族を構成する男女が共に協力し合い家庭生活とそれ以外の活動を両立できるようにすることが重要です。

（５）国際的協調

男女共同参画の取り組みは、国際的な動向を踏まえた国の施策と連動していることから国際的な視点をもって施策を推進することが重要です。

2 計画の基本目標

基本目標 1

男女がともに認め合う人づくり

基本目標 2

男女がともに参画する社会づくり

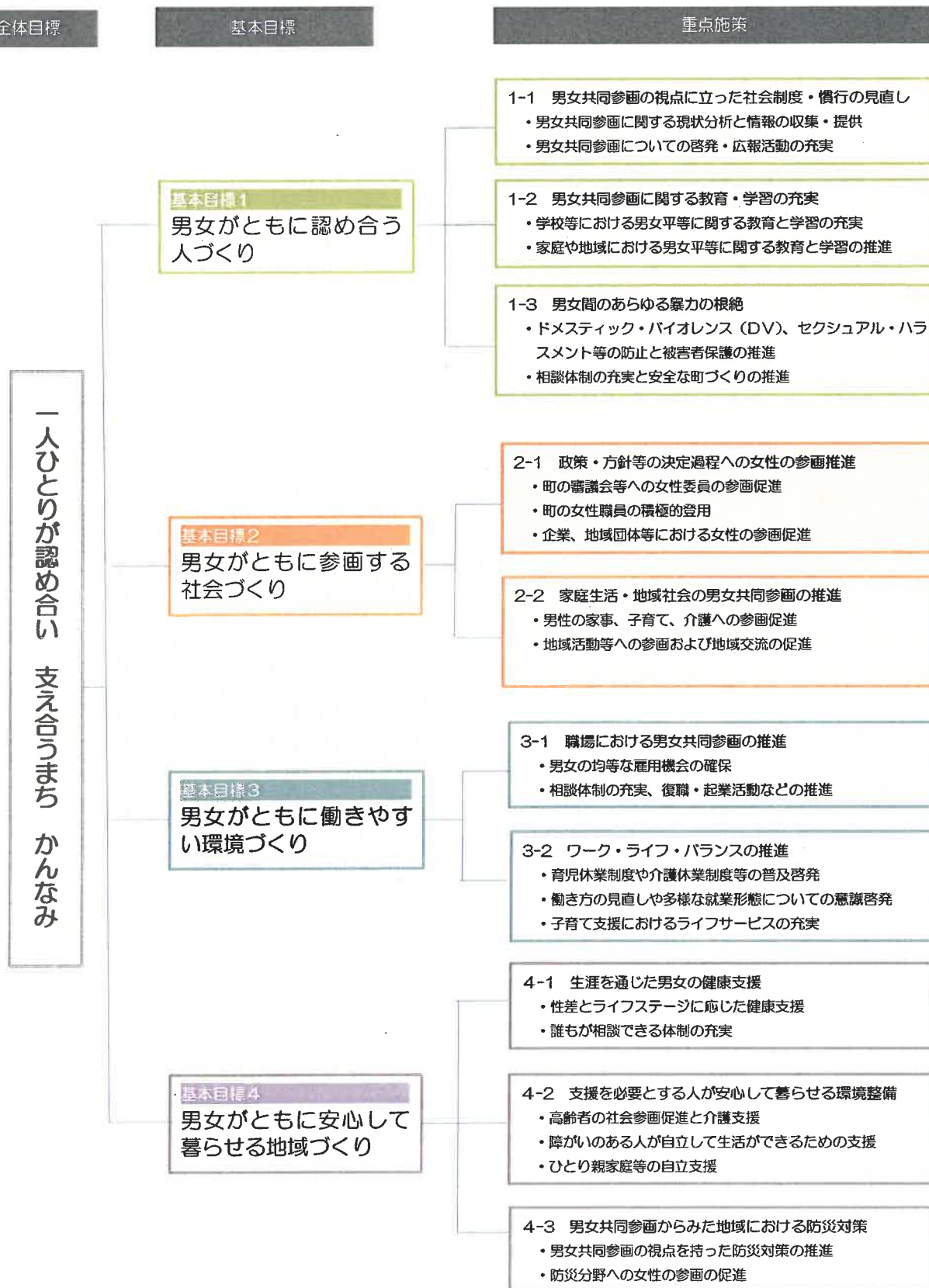
基本目標 3

男女がともに働きやすい環境づくり

基本目標 4

男女がともに安心して暮らせる地域づくり

3 計画の体系



第4章 計画の内容

基本目標1 男女がともに認め合う人づくり

男女共同参画社会の実現のためには、男女が互いの人権を尊重し、対等な社会の構成員として認め合うことが大切です。また、性別による固定的な役割分担意識や社会慣行等を解消するための取組を継続する必要があります。そのために、家庭、職場、学校、地域などあらゆる場において、男女共同参画の視点に立った学習の機会や教育の充実に努めます。

また、ドメスティック・バイオレンス^{*1}など暴力の被害者の多くが女性であり、人権の侵害や男女共同参画を阻害する要因にもなっているため、こうした暴力の根絶を目指します。

施策1-1

男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し

具体的施策	内 容	担当課
男女共同参画に関する現状分析と情報の収集・提供	・男女共同参画に関する施策を効果的に進めるため、国や県他市町の男女共同参画に関する情報を収集し、提供します。	総務課 生涯学習課
	・学校教育や生涯教育の場において、女性の権利に関する知識、情報の伝達に努めます。	学校教育課
男女共同参画についての啓発・広報活動の充実	・職場、家庭、地域等様々な場における慣行など、ジェンダー ^{*2} による偏りにつながるものについては見直しを呼びかけセミナーや研修会等の啓発活動、広報活動を実施します。	生涯学習課
	・「男女共同参画週間」「人権週間」「男女雇用機会均等月間」等の機会をとらえて広報に努めます。	生涯学習課
	・定例的な人権相談、町民相談に加えて、女性のための相談所を開設し、相談体制の充実を図ります。	住民課 福祉課

^{*1} ドメスティック・バイオレンス

相手の意に反した性的な嫌がらせのこと。相手の意に反した性的な発言や行動、例えば身体への不必要な接触、性的関係の強要、性的な噂の流布など、様々なものが含まれる。

^{*2} ジェンダー

生物的な性差であるセックス(sex)ではなく、「男らしさ、女らしさ」や「男は仕事、女は家庭」など性別による固定的な役割分担意識などの社会的、文化的に形成された性差のこと。

具体的施策	内 容	担当課
学校等における男女平等に関する教育と学習の充実	• 学校教育指導の重点や学習指導要領等に基づき、小学校においては、各教科、特別活動、道徳、総合的な学習の時間などの指導をとおして、人権教育や男女平等教育の充実を図ります。中学校では、さらに職場体験等の実践を通しながら、自ら将来を考える教育を推進します。	学校教育課
	• 教員が男女共同参画の理念に対する理解を深め、児童生徒に対し人権尊重や男女共同参画についての教育を充実し、子どもたちが急激な社会の変化に対応できる能力を培います。	学校教育課 生涯学習課
	• 次世代の親の育成として、中高生に子育ての良さ、大変さを伝えていく学習、講座を行い、家庭や地域の教育力の向上に努めるとともに、両親学級*1 や家庭教育学級*2 など事業の充実を図ります。	学校教育課 生涯学習課 健康づくり課
家庭や地域における男女平等に関する教育と学習の推進	• 子どもの意識形成の基礎となる家庭において、男女共同参画を推進するため、子どもを持つ家庭を対象にした学習や広報、啓発活動を充実します。	生涯学習課
	• あらゆる年代の町民に男女共同参画を学ぶ機会を提供するとともに、家庭や地域の身近なところから男女共同参画を実践するきっかけづくりを行います。	生涯学習課
	• 女性団体、グループ等の学習活動を支援し、リーダーの養成に努めます。	生涯学習課

*1 両親学級

妊娠や出産の知識、赤ちゃんの世話の仕方について、指導をしてくれる講習のこと。これまで「母親学級」と呼ばれていたものと内容は同じだが、立会い出産の増加、男性の育児参加に合わせて、父親も参加しやすいように、こうした呼び名に変わってきた。

*2 家庭教育学級

幼稚園や小学校を拠点として、親同士が学習したいことを自ら企画し、計画的・継続的に活動を行っていくもの。

施策1-3

男女間のあらゆる暴力の根絶

具体的施策	内 容	担当課
ドメスティック・バイオレンス（DV）、セクシャル・ハラスメント*1等の防止と被害者保護の推進	- 配偶者、パートナーに対する暴力への、社会的認識を徹底し、若い世代に対しては、お互いを一人の人間として尊重し、思いやることのできる社会の形成を目指します。 - 関係機関との連携を強化して、DV等の被害者の保護について適正かつ速やかに対応します。	学校教育課 生涯学習課 子育て支援課
児童虐待防止の徹底	虐待が疑われる家庭と連絡を取り、相談等を実施するとともに、関係機関がその情報や考え方を共有し、虐待を受けている子どもをはじめとする要保護児童の早期発見や適切な保護を図ります。	学校教育課 子育て支援課
相談体制の充実と安全な町づくりの推進	- 関係行政機関において、相談窓口等を広く周知させるとともに、相談者に対して適切な情報提供及び助言を行う体制の充実を図ります。 - 犯罪防止に配慮した、安心・安全な地域環境づくりを推進します。 - 不適切な性に関する情報や広告物に対して、地域社会から排除していきます。	住民課 子育て支援課 総務課 都市計画課 管財課 生涯学習課

*1 セクシャル・ハラスメント

性的な言動による嫌がらせ行為。
相手の意に反して、性的な言動によって相手に不利益を与えたり、
相手が不快に感じる行為。



基本目標2 男女がともに参画する社会づくり

男女が社会の対等な構成員として、行政、企業などにおいて政策・方針決定の場に参画し、男女それぞれの視点や意見を反映することは、男女共同参画社会を実現するうえで重要です。

そのために、男女が幅広い職種や業務で個性と能力を発揮することができる環境づくりを進めるとともに、自らの能力を高め活躍の場を広げるための支援に努めます。

施策2-1

政策・方針等の決定過程への女性の参画推進

具体的施策	内 容	担当課
町の審議会等への女性委員の参画促進	・町が設置する各種審議会、委員会その他団体の委員に女性の積極的登用を図り、女性委員の比率を引き上げるとともに女性のいない審議会等の皆減に努めます。	企画財政課 総務課
町の女性職員の積極的登用	・町女性職員の能力に応じ管理職への登用を積極的に促進すると共に、研修の充実をはかり、女性リーダーの育成に努めます。	総務課 企画財政課
企業、地域団体等における女性の参画促進	・あらゆる分野の意思決定過程への女性の参画促進を図ります。また、民間企業、商工会関係団体、町民団体等へ女性が主体的に参画するよう啓発していきます。	企画財政課 産業振興課

施策2-2

家庭生活・地域社会の男女共同参画の推進

具体的施策	内 容	担当課
男性の家事、子育て、介護への参画促進	・男女が共に家庭における家事、子育て、介護等への関心が高まるような取組を推進します。特に、家庭生活における男性の参画促進を目的に講座や教室を提供し、男女共同参画を促進します。	生涯学習課 健康づくり課
	・男女の固定的役割分担意識を是正するため、男女共同参画週間、人権週間等の機会をとらえ、広報啓発活動に努めます。	生涯学習課
地域活動への参画および地域交流の促進	・町民の地域活動への参画を促進するため、情報の提供に努め、性別にかかわらず誰もが参加しやすい機会や場を提供するとともに地域交流を促進します。	産業振興課 企画財政課 生涯学習課
	・NPOやボランティア等が取り組む活動に支援するとともに、男女の参画促進を図ります。	福祉課

基本目標3 男女がともに働きやすい環境づくり

男女が職場において対等なビジネスパートナーとして働き、個々の能力を十分に発揮できるように、就労の場における男女平等をさらに促進します。

また、これまでの男性に多くみられた職場優先の働き方の見直しを推進し、男性も子育てや介護などの家庭での責任を積極的に担うよう啓発に努め、家庭と仕事の両立を支援し、男女が安心して子育てや介護等ができる環境づくりを推進します。

施策3-1

職場における男女共同参画の推進

具体的施策	内 容	担当課
男女の均等な雇用 機会の確保	・事業主だけでなく就労者に対して雇用分野における男女の均等な機会と待遇を確保する男女雇用機会均等法や育児・介護休業法、女性活躍推進法*1の各種制度の周知を行います。	総務課 産業振興課
	・企業等におけるハラスメント防止に関する情報を積極的に提供し認識の向上に努めます。	総務課
相談体制の充実、 復職・起業活動な どの推進	・商工会と連携し、職場における男女平等意識を浸透させるため、相談窓口を設け周知、広報に努めます。	総務課
	・出産や育児のためにいったん仕事を辞めた場合の再就職について役立つ知識や情報の提供に努めます。	総務課

*1 女性活躍推進法

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律で、平成27年8月に成立。女性があらゆる分野で活躍できる環境づくりを通じて、男女を問わず職員がその個性と能力を十分に発揮できるよう支援するものです。

※パタハラ（パタニティー・ハラスメント）

子育てに積極的にかかわろうとする男性が職場で嫌がらせや不利益な扱いを受けること。男性の育児休業の取得率が伸びない一因ともいわれる。

パタニティーは「父性」の意。妊娠や出産を理由とした女性への嫌がらせ

（マタハラ）が社会問題化したのに比べると認知度は低く潜在的な被害は多いとみられる。



具体的施策	内 容	担当課
育児休業制度や介護休業制度等の普及啓発	・育児休業や介護休業等の制度について、町民や企業などに周知を図り、制度の活用を働きかけます。	総務課
	・町職員に対し、休業制度等について周知を図り、女性職員だけでなく男性職員の休業取得に向け働きかけを行います。	総務課
働き方の見直しや多様な就業形態についての意識啓発	・職場中心の意識やライフスタイルから、職場や家庭、地域のバランスのとれたライフスタイルへ転換できるよう、働き方の見直しに関する意識啓発や、多様な働き方を支援する制度などについての周知啓発を進めます。	総務課 生涯学習課
子育て支援におけるライフサービスの充実	・保育所における延長保育、休日保育等の時間延長や低年齢児の受け入れ、病児保育*2の充実、在園児以外の一時預かりの実施など保育サービスの充実に努めます。	子育て支援課
	・図書館、子育て支援センターの充実に努め、地域における子育て支援・保育サービスの支援を促進します。	子育て支援課 生涯学習課
	・留守家庭児童保育所（学童）*3について施設整備、受け入れ時間の延長等を図ります。	子育て支援課

*1 ワーク・ライフ・バランス

仕事と生活の調和と訳される。一人一人がやりがいや充実感を持ちながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できること。

*2 病児保育

函南町では、保護者が就労している場合等において、子どもが病気の際に自宅での保育が困難な場合、病院・診療所、保育所等において病気の児童を一時的保育する病児、病後児保育事業を行うことで安心して子育てができる環境を整備し、児童の福祉の向上を目的としています。

*3 留守家庭児童保育所の状況

函南町の留守家庭児童保育所は、平成25年度現在8か所あり、利用児童数の合計は255人です。



基本目標4 男女がともに安心して暮らせる地域づくり

男女がともに充実した生活を送り、ともに社会で活躍するためには、安心して暮らすことができる地域が基盤となります。そのために生涯にわたり、心身共に健康な生活を送ることができるよう、健康支援の充実が必要です。

また、支援を必要とする人がいつでも相談をしたり、サポートを受けられたりする安心できる地域づくりを推進します。さらに、これまで女性の参画が少なかった防災分野への女性の参画を促進し、女性の視点を取り入れた地域防災対策を推進します。

施策4-1

生涯を通じた男女の健康支援

具体的施策	内 容	担当課
性差とライフステージに応じた健康支援	・各種教室や健診だけでなく母親になる前にリプロダクティブ・ヘルス/ライツ*1（性と生殖に関する健康と権利）の視点を重視し、趣旨の普及に努めます。	福祉課 健康づくり課 生涯学習課
	・健康づくりに関する講座等を開催し、男女に健康づくりの機会を提供します。	健康づくり課
	・妊娠、出産期における女性の健康支援について、男性の理解を得るための啓発活動をし、さまざまな情報の提供に努めます。	福祉課 健康づくり課
	・働きながら安心して妊娠・出産を迎えられるように母子健康管理指導事項連絡カードの普及に努めます。	
	・学校において、児童生徒の発達段階に応じた性に関する教育の充実に努めるとともに、若年層における薬物、飲酒、喫煙に対する注意の喚起を図ります。	学校教育課 子育て支援課
誰もが相談できる体制の充実	・家庭、職場等での悩みやストレスについての情報提供と相談機能の充実に取り組みます。	福祉課 健康づくり課
	・女性の成人期、高齢期における健康診断、相談、各種検診体制の充実に努めます。	福祉課 健康づくり課

*1 リプロダクティブ・ヘルス/ライツ

性に関する健康を享受する権利。具体的には、すべてのカップルと個人が、自分たちの子どもの数、出産間隔、出産する時期を自由にかつ責任をもって決定でき、そのための情報と手段を得ることができるという権利。また、差別、強制、暴力を受けることなく、生殖に関する決定を行える権利も含まれる。さらに、女性が安全に妊娠・出産を享受でき、またカップルが健康な子どもを持てる最善の機会を得られるよう適切なヘルスケア・サービスを利用できる権利が含まれる。

施策4-2

支援を必要とする人が安心して暮らせる環境整備

具体的施策	内 容	担当課
高齢者の社会参画 促進と介護支援	・高齢者の知識、技能等を活用し、地域での子育て支援等 高齢者の積極的な社会参加を促進します。	福祉課 健康づくり課 生涯学習課
	・高齢者介護サービスを担う人材の確保、養成のため、研 修会や講座を開催します。	福祉課
	・健康で明るい家庭づくりについて学ぶ機会を提供すると ともに、介護について家族が学ぶ機会を設けます。 ・健康寿命の延伸を図るためライフステージに応じた健康 教育（出前講座など）を推進します。	福祉課 健康づくり課
	・介護事務所*1 やケアマネジャー*2 研修会等の介護サービ スの質の拡充と、良質な介護基盤の計画的な整備を図り ます。	福祉課
障がいのある人が 自立して生活がで きるための支援	・性別にかかわらず、障がいのあるすべての人が、自立 や多様な社会参加の促進が図れるよう、手話通訳や点字 等の情報保障の促進や、作業所などにおける活動への支 援を行います。	福祉課 健康づくり課
	・地域における生活支援サービスを利用し、障がいのある 人やその家族が安心した生活ができるよう努めます。	
ひとり親家庭等の 自立支援	・ひとり親家庭の生活の安定と、自立の促進を図るため、 就業支援、経済的支援、日常生活支援等、相談体制の充 実を図ります。また自立に必要な情報提供を行います。	福祉課 子育て支援課

*1 介護事務所

高齢者に介護サービスを提供する事業所を指す。介護保険サービス提供事務所や介護保険の
範囲外の事業所も含む。

*2 ケアマネジャー

介護支援専門員。平成12年4月から始まった「介護保険制度」において、要支援または要
介護と認定された人が、適切な介護サービスを受けられるようにするために、介護サービス
計画（ケアプラン）を作成する専門職のこと。

具体的施策	内 容	担当課
男女共同参画の視点を持った防災対策の推進	・防災対策に関する方針決定過程への女性の参画を推進するとともに、地域のつながりを深めながら、男女共同参画の視点に立った防災計画を策定します。	総務課
	・地域コミュニティにおける防災活動分野での男女共同参画を推進します。	総務課
防災分野への女性の参画の促進	・女性の視点を取り入れた避難所の運営や災害用備蓄物品の整備を進めます。	総務課
	・女性消防団*1への加入を促進し、防災分野への女性参画を拡大します。	総務課

*1 女性消防団

女性消防団員は、地域の実情に応じて、消防団本部付けの採用とされたり、各地域を管轄する分団に所属したり、女性のみで組織する分団に所属したり、活躍の形態はさまざまです。函南町では消防団本部付けの採用となり、平成28年4月現在7名の女性消防団員がいます。女性の持つソフトな面をいかして、住宅用火災警報器の普及促進、住民に対する防災教育及び応急手当の普及指導等において活躍が期待されています。



第5章 計画の推進

1 庁内における計画の推進

本計画は、市政のあらゆる領域にわたる計画であり、その推進にあたっては全庁的な取り組みが必要となります。そのために全職員が、計画を周知し各課の連携を図りながらあらゆる施策が男女共同参画の視点をもって展開されるよう推進します。

2 住民、各種団体や企業との連携

職場、家庭、地域、学校等あらゆる分野において男女共同参画が実施されるよう、住民各種団体や企業、そして行政が連携し、計画を推進します。

3 国および県との連携、協力

男女共同参画に関わるさまざまな情報を収集、広報、啓発し、国・県・関係機関との連携を密に行い、各施策の推進を図ります。

4 数値目標の設定による推進

実効性のある計画とするため、目標となる数値を設定しました。これらの目標値について進捗状況を把握、確認していきます。また、中間年度である平成 33 年度には前期 5 年間の進捗状況を検証し、その結果を踏まえて計画終了年度である平成 38 年度までの重点的な取組を検討します。



数値目標一覧

	項目・内容	担当課	現在値	中間目標値 2021年	最終目標値 2026年
基本目標1	固定的な性別役割分担意識（男は仕事、女は家庭）にとらわれない人の割合	生涯学習課	県民意識調査 59.9%	70%	90%
	両親学級における初産婦の夫の参加率	健康づくり課	34.6%	40%	45%
基本目標2	男女共同参画学習事業の開催と参加数	生涯学習課	2回 40人	3回 60人	4回 80人
	審議会等における女性の登用率	企画財政課	27.2%	33%	40%
	課長補佐級以上の女性職員の割合（女性管理職）	総務課	2.3%	10%	15%
基本目標3	役場男性職員の育児休業の取得実績	総務課	対象人数 1人 取得人数 0人 （平成26）	取得人数 1人以上	前期の検証を踏まえ設定
	役場男性職員の配偶者出産休暇及び育児参加のための休暇	総務課	対象人数 1人 取得人数 1人 （平成26）	全ての男性職員が取得	全ての男性職員が取得
基本目標4	女性消防団への加入人数	総務課	7名	9名	10名
	防災講座の参加者数（チャレンジ大学）	生涯学習課	50名	70名	90名



資 料

①男女共同参画社会基本法	23
②静岡県男女共同参画推進条例	29
③男女共同参画社会に向けた国内外の動き	33
④第2次函南町男女共同参画計画策定委員会名簿	35

① 男女共同参画社会基本法

平成 11 年 6 月 23 日法律 第 78 号

改正 平成 11 年 7 月 16 日法律 第 102 号

同 11 年 12 月 22 日同 第 160 号

目次

前文

第 1 章 総則（第 1 条—第 12 条）

第 2 章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策（第 13 条—第 20 条）

第 3 章 男女共同参画会議（第 21 条—第 28 条）

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

（定義）

第 2 条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる

る分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。

- (2) 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(男女の人権の尊重)

第3条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

第4条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第5条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第6条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第7条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第8条 国は、第3条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第 9 条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第 10 条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第 11 条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第 12 条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第 2 章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第 13 条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画基本計画」という。）を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

(2) 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第 14 条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

(2) 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（施策の策定等に当たっての配慮）

第 15 条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

（国民の理解を深めるための措置）

第 16 条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

（苦情の処理等）

第 17 条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

（調査研究）

第 18 条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

（国際的協調のための措置）

第 19 条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第 20 条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第 3 章 男女共同参画会議

(設置)

第 21 条 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第 22 条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 男女共同参画基本計画に関し、第 13 条第 3 項に規定する事項を処理すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
- (3) 前 2 号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。
- (4) 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第 23 条 会議は、議長及び議員 24 人以内をもって組織する。

(議長) 第 24 条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

(議員) 第 25 条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 内閣官房長官以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者
 - (2) 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者
- 2 前項第 2 号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の十分の五未満であってはならない。
- 3 第 1 項第 2 号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の 10 分の 4 未満であってはならない。
- 4 第一項第二号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第 26 条 前条第 1 項第 2 号の議員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任

期間とする。

2 前条第1項第2号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第27条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関

係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第28条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則 抄

(施行期日)

第2条 この法律は、公布の日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第2条 男女共同参画審議会設置法(平成9年法律第7号)は、廃止する。

附 則 (平成11年7月16日法律第102号) 抄

(施行期日)

第1条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律(平成11年法律第88号)の施行の日から施行する。

ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 略

(2) 附則第10条第1項及び第5項、第14条第3項、第23条、第28条並びに第30条の規定 公布の日

(委員等の任期に関する経過措置)

第28条 この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者(任期の定めのない者を除く。)の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。

(1)から(10)まで 略

(11) 男女共同参画審議会

(別に定める経過措置)

第30条 第2条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附 則 (平成11年12月22日法律第160号) 抄

(施行期日)

第1条 この法律(第2条及び第3条を除く。)は、平成13年1月6日から施行する。

② 静岡県男女共同参画推進条例

目次

前文

第1章 総則(第1条―第5条)

第2章 男女共同参画の推進に関する総合的対策(第6条―第13条)

第3章 静岡県男女共同参画会議(第14条―第16条)

附則

男女の人権が性別にかかわらず尊重され、かつ、少子高齢化の進行、情報化や国際化の進展など社会経済情勢の変化に対応できる真に豊かで活力ある社会に向けて、男女共同参画社会の実現は、21世紀の最重要課題であるとともに、私たちすべての願いである。静岡県では、県民の協力を得て男女共同参画の推進に関する様々な施策を実施してきたが、職場、学校、地域、家庭など社会のあらゆる分野において、根強く残る性別による固定的な役割分担意識とそれに基づく社会慣行の是正や政策及び方針の決定過程への女性の参画促進などの取組をより一層進めていく必要がある。このため、私たちは、互いにその個人としての尊厳を重んじ、男女が社会の対等な構成員として、自らの意思により社会のあらゆる分野における活動に参画し、共に責任を分かち合う男女共同参画社会の実現に向けて、県、市町村及び県民の連携、協働の下に、その取組を力強く推進することを決意して、この条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、男女共同参画社会基本法(平成11年法律第78号)に規定する基本理念にのっとり、男女共同参画の推進に関し、県及び県民の責務を明らかにするとともに、県の基本的施策を定め、これを総合的かつ計画的に推進し、もって男女共同参画社会を実現することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「男女共同参画」とは、男女が、性別にかかわらずその個性と能力を十分に発揮する機会が確保されることにより、社会の対等な構成員として自らの意思により職場、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野における活動に参画し、共に責任を担うことをいう。

2 この条例において「積極的格差改善措置」とは、前項に規定する機会に係る男女間の格差を改善す

るため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

（県の責務）

第3条 県は、男女共同参画の推進に関する施策（積極的格差改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

- 2 県は、市町村が実施する男女共同参画の推進に関する施策及び県民が行う男女共同参画の推進に関する活動を支援するため、情報の提供、助言その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
- 3 県は、第1項に規定する施策を総合的に策定し、及び実施するために必要な体制を整備するとともに、財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

（県民の責務）

第4条 県民は、性別による差別的取扱いをしないこと、男女の固定的な役割分担意識に基づく制度及び慣行を見直すことその他の取組により男女共同参画を推進するとともに、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

- 2 県民は、男女間の暴力及びセクシュアル・ハラスメント（性的な言動により相手方を不快にさせその者の生活環境を害すること又は性的な言動に対する相手方の対応によりその者に不利益を与えることをいう。以下同じ。）を根絶するよう努めなければならない。
- 3 県民は、情報を公表するに当たっては、性別による差別、男女間の暴力及びセクシュアル・ハラスメントを助長する表現を用いないことを旨としなければならない。

（民間の団体の責務）

第5条 民間の団体（事業者を含む。以下同じ。）は、前条に規定するもののほか、次に掲げる事項を行うよう努めなければならない。

- (1) 当該団体における方針の決定過程に男女が共同して参画する機会を確保すること（積極的格差改善措置を含む。）。
- (2) 当該団体を構成する男女が、当該団体における活動と家庭生活その他の分野における活動とを両立して行うことができるよう配慮すること。

第2章 男女共同参画の推進に関する総合的対策

（基本的施策）

第6条 県は、男女共同参画を推進するため、次に掲げる基本的施策を実施するものとする。

- (1) 男女の固定的な役割分担意識に基づく制度及び慣行の見直し並びに男女が共に社会に参画するための意識の改革を進めること。
- (2) 男女の人権の尊重及び男女平等の推進に関する学校教育その他の教育を充実すること。
- (3) 県及び市町村における政策の決定過程並びに民間の団体における方針の決定過程への女性の参画の拡大を促進すること。

- (4) 家族を構成する男女が、互いに協力し、子の養育、家族の介護等について家族の一員としての役割を円滑に果たすことができるよう、社会環境の整備を進めること。
- (5) 職場における男女の均等な機会及び待遇の確保、男女の職業生活と家庭生活その他の生活との両立の支援並びに多様な働き方が可能となる就業環境の整備を進めること。
- (6) 男女が、共に国際社会及び地域社会の一員として、様々な活動に参画することができるよう支援すること。
- (7) 男女間の暴力及びセクシュアル・ハラスメントを根絶するよう積極的な対応を図ること。
- (8) 産む性としての女性が、自ら健康の保持及び増進を図ることができるよう支援すること。
- (9) その他男女共同参画を推進するために必要な施策

(基本計画の策定)

第7条 知事は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するため、男女共同参画基本計画（以下「基本計画」という。）を策定するものとする。

2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画の推進に関する施策の大綱
- (2) 男女共同参画の推進に関する施策を計画的に実施するために必要な目標数値
- (3) 前2号に掲げるもののほか、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するために必要な事項

3 知事は、基本計画を策定するに当たっては、あらかじめ広く県民の意見を聴くとともに、静岡県男女共同参画会議に意見を求めるものとする。

4 知事は、基本計画を策定したときは、これを公表しなければならない。

5 前2項の規定は、基本計画の変更について準用する。

(年次報告)

第8条 知事は、毎年、男女共同参画の状況及び男女共同参画の推進に関する施策の実施状況について報告書を作成し、これを公表するものとする。

(広報活動)

第9条 知事は、男女共同参画に関する県民の理解を深めるために必要な広報活動を行うものとする。

(男女共同参画の日)

第10条 県は、県民の間に広く男女共同参画についての関心と理解を深めるとともに、積極的に男女共同参画の推進に関する活動を行う意欲を高めるため、男女共同参画の日を設ける。

2 男女共同参画の日は、7月30日とする。

3 知事は、男女共同参画の推進に関する取組を積極的に行っているものの顕彰その他の男女共同参画の日の趣旨にふさわしい事業を実施するものとする。

(苦情又は相談の申出の処理)

第11 条 知事は、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策若しくは男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策又は性別による差別的取扱いその他男女共同参画の推進を阻害する要因による人権の侵害に関する県民からの苦情又は相談の申出に対して、関係機関と協力して適切な処理を行うものとする。

2 知事は、前項の申出を処理する職員を置くものとする。

(民間の団体の協力)

第12 条 知事は、男女共同参画の推進に関し必要があると認めるときは、民間の団体に対し、男女共同参画に関する取組状況について資料の提出その他の協力を求めることができる。

(調査研究)

第13 条 知事は、男女共同参画の推進に関する施策を策定し、及び実施するため、必要な調査研究を行うものとする。

第3章 静岡県男女共同参画会議

(設置及び所掌事務)

第14 条 県に、静岡県男女共同参画会議（以下「参画会議」という。）を置く。

2 参画会議は、次に掲げる事務を行う。

- (1) 基本計画に関し、第7条第3項に規定する意見を述べること。
- (2) 知事の諮問に応じ、基本的かつ総合的な男女共同参画の推進に関する施策及び重要事項を調査審議すること。
- (3) 県の男女共同参画の推進に関する施策の実施状況及び第11条第1項に規定する県民からの苦情又は相談の申出に対する処理について、知事に意見を述べること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、男女共同参画に関する重要事項について、知事に意見を述べること。

(組織及び委員)

第15 条 参画会議は、知事が任命する委員20人以内で組織する。

2 男女のいずれか一方の委員の数は、委員の総数の10分の4未満としないものとする。

3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

(委任)

第16 条 この章に定めるもののほか、参画会議に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

③男女共同参画社会に向けた国内外の動き

	世界の動き	日本の動き	静岡県の動き	函南町の動き
昭和 50 (1975)	・国際婦人年国際会議 世界行動計画採択	・総理府に「婦人問題企画 推進本部」設置		
昭和 52 (1977)		・「国内行動計画」策定 ・国立婦人教育会館開館	・婦人問題担当窓口設置	
昭和 54 (1979)	・国連「女子差別撤廃条約」 採択			
昭和 55 (1980)	・「国際婦人の十年」中間年 世界会議	・「女子差別撤廃条約」署 名	・婦人対策室設置 ・婦人行政推進庁内連絡 会議設置	
昭和 56 (1981)		・「国内行動計画後期重点 目標」発表		
昭和 57 (1982)	・「国際平和と協力促進への 婦人の参加に関する宣言」 採択			
昭和 60 (1985)	・「国際婦人の十年」世界会 議	・「男女雇用均等法」公布 ・「労働者派遣法」公布 ・「女子差別撤廃条約」		
昭和 61 (1986)		・「男女雇用機会均等法」 「労働者派遣法」施行	・「婦人のための静岡県計 画」策定 ・「婦人問題推進会議」設 置	・中央公民館落成
昭和 62 (1987)		・「西暦 2000 年に向けて の新国内行動計画」策定	・生活環境部に「婦人課」 労働部に「就業婦人室」 設置	
平成元 (1989)	・「児童の権利に関する条約」 採択	・学習指導要領改訂（高校 家庭科の男女必修等）	・「婦人総合センター基本 計画」策定	
平成 3 (1991)		・「育児休業法」公布	・「婦人のための静岡県計 画」策定	
平成 4 (1992)		・「育児休業法」施行 ・初代婦人問題担当大臣就 任		
平成 5 (1993)	・世界人権会議開催	・「パートタイム労働法」 公布・施行	・県女性総合センターあ ざれあ開館	
平成 6 (1994)	・第 4 回世界女性会議のため のエスカップ地域準備会議 開催	・男女共同参画室設置 ・男女共同参画審議会設置 ・男女共同参画推進本部設 置		
平成 7 (1995)	・第 4 回世界女性会議	・「育児・介護休業法」成 立		
平成 8 (1996)	・ILO 総会「家内労働に関 する条約」採択	・男女共同参画審議会答申 ・「男女共同参画 2000 年 プラン」策定	・「男女が共に創るしずお かプラン」策定	・保健福祉センター オープン
平成 9 (1997)		・「男女雇用機会均等法」 ・「労働基準法」「育児・介 護休業法」改正・公布 ・「介護保険法」公布	・「男女が共に創るしずお かプラン」推進計画策 定	

平成 11 (1999)	・「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約選定議定書」採択	・「改正男女雇用機会均等法」「改正労働基準法」「改正育児・介護休業法」施行 ・「男女共同参画社会基本法」公布・施行	・「ふじのくに・男女共同参画の日」制定	
平成 12 (2000)	・国連特別総会「女性 2000 年会議開催	・「ストーカー行為等の規則等に関する法律」施行 ・「男女共同参画基本計画」策定	・「男女が共に創るしずおか第 2 次推進計画」 ・女性政策室を「男女共同参画室」に改称	
平成 13 (2001)		・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」公布・施行 ・男女共同参画会議設置	・「静岡県男女共同参画推進条例」公布・施行 ・静岡県男女共同参画会議設置	・第 1 回函南町女性議会開催
平成 14 (2002)		・改正育児・介護休業法施行	・配偶者暴力相談支援センターを県女性相談センターに設置	
平成 15 (2003)		・「少子化社会対策基本法」施行 ・「次世代育成支援対策推進法」公布・一部施行	・「ハーモニックしずおか 2010」策定 ・しずおか男女共同参画推進会議設立	
平成 16 (2004)		・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」一部改正	・検証・評価制度の導入 ・「静岡県男女共同参画白書」の発行	・「函南町男女共同参画計画」策定
平成 17 (2005)	・「北京+10」閣僚級会合開催	・「改正育児・介護休業法」施行「次世代育成支援対策推進法」全面施行 ・「男女共同参画基本計画（第 2 次）」策定	・しずおか女性チャレンジサイト開設 ・「しずおか次世代育成プラン」策定	
平成 18 (2006)	・東アジア男女共同参画担当大臣会合	・「改正男女雇用機会均等法」成立		
平成 19 (2007)		・「仕事と生活の調和憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」策定	・「ハーモニックしずおか 2010 後期実践プラン」策定	・男女共同参画学習講座を開催 ・「第 5 次函南町総合計画」策定
平成 20 (2008)		・「女性の参画加速プログラム」策定		・女性消防団員を導入
平成 21 (2009)	・日本の女子差別撤廃条約の実施状況に関する女子差別撤廃委員会の最終見解	・「次世代育成支援対策推進法」一部改正 ・シンボルマーク決定		・「函南町男女共同参画計画（改訂版）」策定
平成 22 (2010)	・国連婦人の地位委員会開催	・「第 3 次男女共同参画基本計画」策定		
平成 23 (2011)	・「ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国際機関」が発足		・「第 2 次静岡県男女共同参画基本計画」策定	
平成 25 (2013)		・「男女共同参画の視点からの防災・復興の取組指針」作成 ・若者、女性活躍推進フォーラムの開催、提言	・「男女共同参画の視点からの防災手引書」発行 ・「第 2 次男女共同参画基本計画・第 2 期実践計画」策定	・かんなみ知恵の和館開館
平成 26 (2014)	国連婦人の地位委員会	・女性が輝く社会に向けた国際シンポジウム開催		・「函南町健康増進計画（第 2 次）」策定
平成 27 (2015)	国連防災世界会議（仙台）	・「女性活躍加速のための重点方針 2015」策定 ・女性活躍推進法成立		・「町における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画」策定

④第2次函南町男女共同参画計画策定委員会名簿

	会役職名	氏 名	役 職 等
1	委員長	渡邊 博文	町教育委員会委員長
2	副委員長	富永 和彦	町社会教育委員会委員長
3	委 員	伊郷 圭子	函南小学校長
4	委 員	三井田初枝	町社会福祉協議会会長
5	委 員	仁科 和晴	町商工会副会長
6	委 員	米山 房代	かなみ女性の会副会長
7	委 員	山内 雅夫	町文化財保護審議会委員
8	委 員	新田みち子	町社会を明るくする運動事務局
9	委 員	伊藤 仁美	町スポーツ推進委員
10	委 員	山崎 康志	町青少年健全育成地区推進委員

第2次函南町男女共同参画計画改訂版について

令和4年3月15日(火)

10年計画である「第2次函南町男女共同参画計画」の中間年にあたり、計画の見直しを行いました。
主な改訂箇所は次のとおりです。

計画名	第2次函南町男女共同参画計画				第2次函南町男女共同参画計画改訂版			
計画期間	2017(平成29年)から2026(令和8年)までの10年間				2022(令和4年)から2026(令和8年)までの5年間			
全体目標	一人ひとりが認め合い 支え合うまち かんなんみ				一人ひとりが認め合い 支え合うまち かんなんみ			
計画の内容	基本目標	重点施策	数値目標	基本目標	重点施策	数値目標	計画の内容	
	男女がともに認め合う人づくり	男女共同参画の視点を立った社会制度・慣行の見直し 男女共同参画に関する教育と学習の充実 男女間のあらゆる暴力の根絶	・固定的な性別役割分担意識(男は仕事、女は家庭)にとらわれない人の割合 ・両親学級における初産婦の夫の参加率	すべての人がともに認め合う人づくり	男女共同参画の視点を立った啓発や教育の充実・推進	固定的性別役割分担意識(男は仕事、女は家庭)にとらわれない人の割合 男女共同参画学習事業の開催と参加数		
	男女がともに参画する社会づくり	施策・方針等の決定過程への女性の参画推進 家庭生活・地域社会の男女共同参画の推進	・男女共同参画学習事業の開催と参加数 ・審議会等における女性の登用率 ・課長補佐級以上の女性職員(女性管理職)の割合	すべての人がともに参画する社会づくり	あらゆる暴力の根絶と相談体制の充実 施策・方針等の決定過程への女性の参画推進 家庭生活・地域社会の男女共同参画の推進	自殺予防を目的としたゲートキーパー養成研修を実施 審議会等における女性の登用率 課長補佐級以上の女性管理職の割合 両親学級における初産婦の夫の参加率 自治会役員における女性の割合		
	男女がともに働きやすい環境づくり	職場における男女共同参画の推進 ワーク・ライフ・バランスの推進	・役場男性職員の育児休業の取得実績 ・役場男性職員の配偶者出産休暇及び育児参加のための休暇	すべての人が働きやすい環境づくり	職場における男女平等とワーク・ライフ・バランスの推進	町男性職員の育児休業の実績 町男性職員の配偶者出産休暇及び育児参加のための休暇		
	男女がともに安心して暮らせる地域づくり	生涯を通じた男女の健康支援 支援を必要とする人が安心して暮らせる環境整備	・女性消防団への加入人数 ・防災講座の参加者数(チャレンジ大学)	すべての人が安心して暮らせる地域づくり	ライフステージを通じた健康支援 支援を必要とする人が安心して暮らせる環境整備	町内小中学校における発達段階に応じた「命の安全教育」の推進 両親学級におけるマタニティープールについての理解率 シニアクラブや地域の団体に対する健康等についての出前講座の実施		
		男女共同参画からみた地域における防災対策			男女共同参画からみた地域における防災対策	女性消防団への加入人数 防災講座の参加者数(チャレンジ大学)		

議事

(3) 報告事項について

- エ 町立みのり幼稚園跡地を有効活用した民間保育所建設・運営事業について(報告)

町立みのり幼稚園跡地を有効活用した 民間保育所建設・運営事業について（報告）

1 事業の概要

第2期函南町子ども・子育て支援事業計画が令和2年3月に策定され、この計画に沿った保育対策を推進するため、町立みのり幼稚園跡地を利用した民間保育所の誘致事業を令和2年度以降に行い、町の主要施策のひとつである保育所建設・運営を実施することとなった。

〈参考1〉待機児童数の推移（待機児童数調査報告数値）

基準日	R2.4.1	R2.7.1	R2.10.1	R3.1.1	R3.4.1	R3.7.1	R3.10.1	R4.4.1
待機児童数	20人	29人	40人	49人	27人	22人※1	18人※2	42人※3

※1 小規模保育所「保育所グロアアップ函南園」開園（R3.7.1）

※2 小規模保育所「仁田ふじさん保育園」開園（R3.10.1）

※3 申込者総数から入所決定児童数を引いた数字

〈参考2〉R4.4.1 入所予定児童数（2月末時点見込数・町内児童のみ）

西部	若葉	二葉(2号)	ひまわり	さくら	マーガレット	グロアアップ	ふじさん	町外委託	合計
178人	43人	23人	64人	138人	131人	17人	18人	29人	641人

2 事業経過

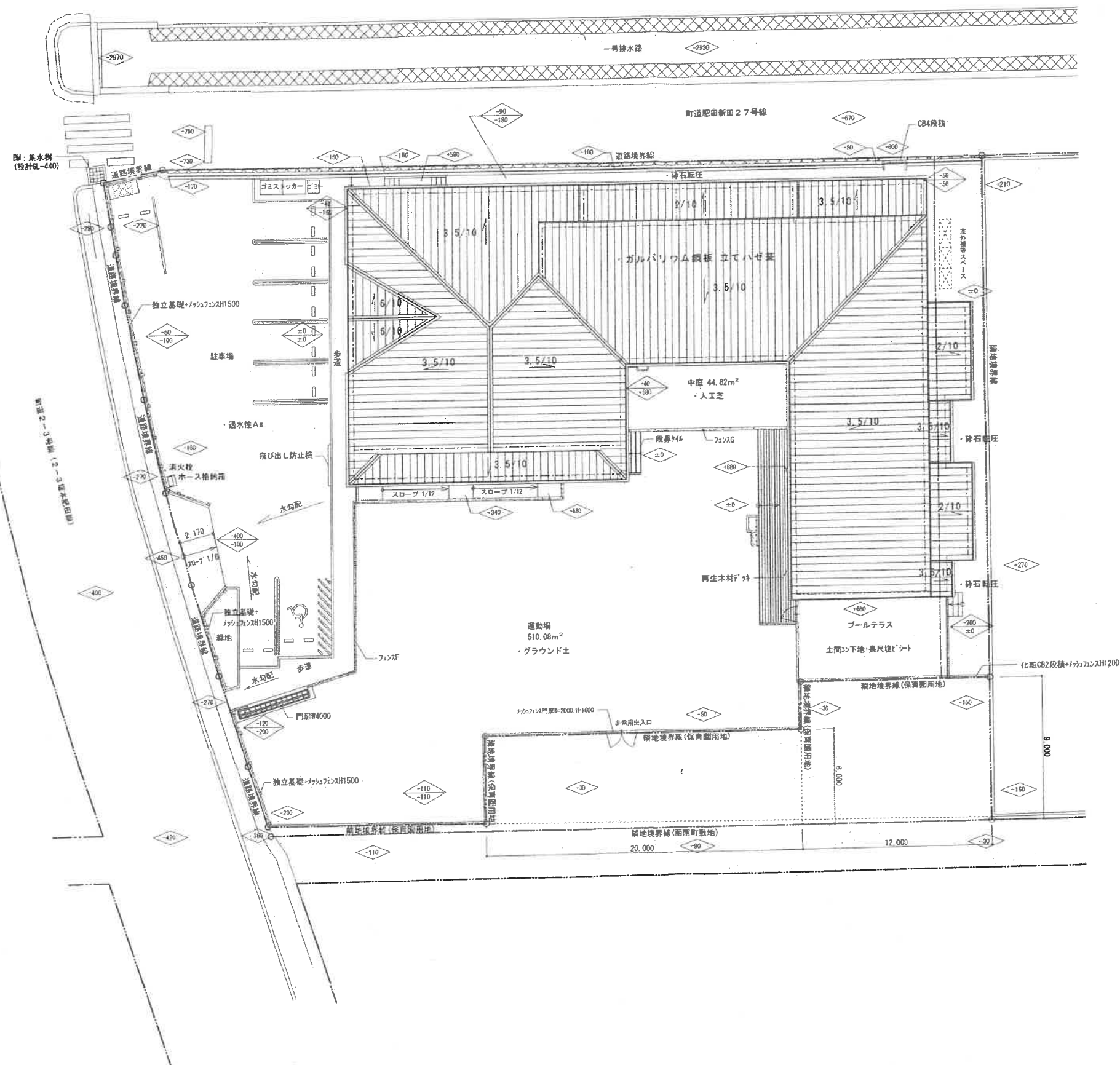
- 令和2年12月 保育園整備事業企画提案募集要項の公表
- 令和3年3月 審査委員会（プレゼンテーション及びヒアリング）
- 令和3年8月 整備計画概要調書提出
- 令和3年9月 基本協定書締結
- 令和4年1月 基本設計審査、国庫補助金協議書提出

3 事業者・開設園の概要

設置・運営事業者	社会福祉法人 栄和会 (三島市加茂 24 番地の 7 理事長 杉山 哲男)
総事業費	233,960 千円 (うち国庫補助 120,459 千円、町費補助 15,057 千円)
園名	(仮) はなみずき保育園
所在地	函南町肥田 686 番地の 1
開所日	令和 5 年 4 月 1 日 (予定)
定員	60 人 (0 歳児 6 人、1 歳児 8 人、2 歳児 10 人、 3 歳児 12 人、4 歳児 12 人、5 歳児 12 人)
開所時間	平日 7 時～19 時 30 分 (予定) 土曜 7 時～18 時 (予定)
その他	延長保育あり (18 時以降)、一時預かり事業

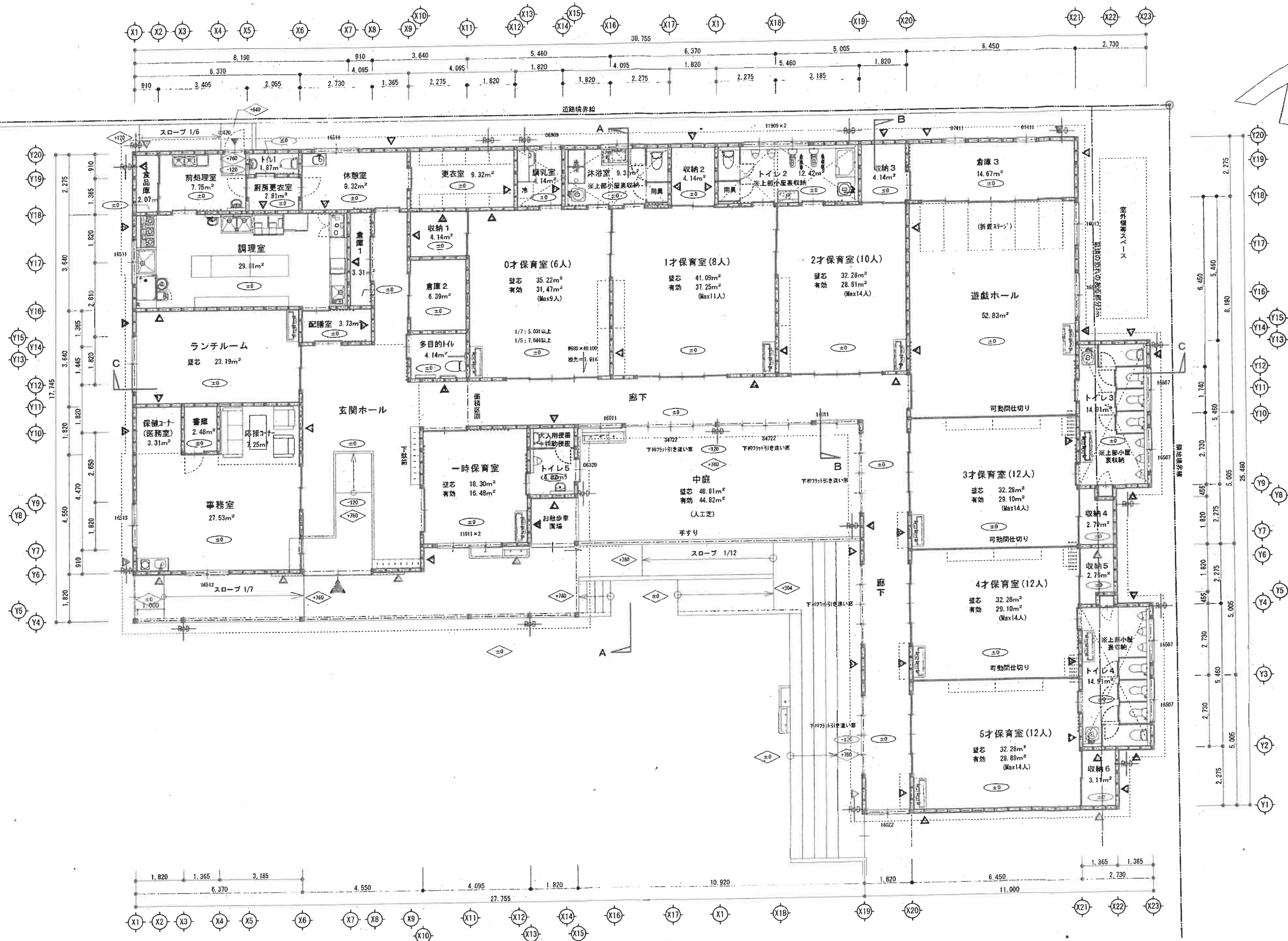
4 今後のスケジュール (予定)

令和 4 年 4 月 国庫補助金内示
 実施設計審査
 事業者による入札公告
 令和 4 年 6 月 入札
 令和 4 年 8 月 建設工事着工
 令和 5 年 2 月 建設工事完成
 令和 5 年 3 月 完成検査
 令和 5 年 4 月 (仮) はなみずき保育園開園



肥田 686 番地 1 地内

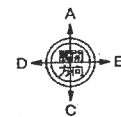
配置図



凡例・特記事項

- | | | | |
|--|--------------|--|--|
| | ドレイン | | 消火器 (消火器埋め込みBOX×1, 置き型×1, 収納家具内×1) |
| | i 階F.L.からの高さ | | 防 法第二種9号の2(口)防火設備
認定番号EB 9101~EB 9108 |
| | 設計G.L.からの高さ | | フローリング方向 |

- | | |
|--|------------------------|
| | 床下点検口600角: 713特・壁付き347 |
| | 防虫い |



平面図